

## 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書(案)」に対する意見募集の結果

○ 意見募集期間:2022年1月15日(土)~2022年2月4日(金)

○ 意見提出数:48件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	一般社団法人オープンガバメント・コンソーシアム	16	株式会社ユーザベース
2	株式会社 NTTドコモ	17	公益社団法人経済同友会
3	一般社団法人新経済連盟	18	一般社団法人電気通信事業者協会
4	一般社団法人テレコムサービス協会	19	一般社団法人電子決済等代行業者協会
5	一般社団法人日本経済団体連合会	20	JCOM 株式会社
6	情報通信消費者ネットワーク	21	Asia Internet Coalition (AIC)
7	ソフトバンク株式会社	22	KDDI 株式会社
8	楽天モバイル株式会社	23	日本電信電話株式会社
9	在日米国商工会議所	24	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
10	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	25	一般社団法人 MyDataJapan
11	公益社団法人全国消費生活相談員協会	26	三浦法律事務所
12	グーグル合同会社	27	一般財団法人情報法制研究所
13	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	28	株式会社メルカリ
14	Twitter, Inc.	29	個人(20件)
15	一般社団法人シェアリングエコノミー協会		

## 「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書(案)」 に対する意見及びこれに対する考え方(案)

※寄せられた意見を類型化した上で、主な意見を掲載しています。

総論	
意見	考え方
意見 1-1 利用者が安心して利用でき、高い信頼性を有する電気通信サービスの提供を確保するための取組の必要性について賛同し、利用者情報の適正な取扱いに必要な措置、利用者に関する情報の外部送信の際に利用者に対して確認の機会を与えることなどの本報告書(案)の方針に賛同する。	
<p>「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書(案)」に関するNTTの考え</p> <p>グローバルプレイヤーをはじめとした様々な事業者が、スマートフォン等を起点に、至るところで個人を識別する情報や行動パターン等の情報を収集・蓄積・解析している状況の中、社会には、情報漏洩や権利・尊厳の侵害等に対する漠然とした不安が存在しています。そうした不安を軽減し、データ利活用によるイノベーションを高度に社会実装していくとともに、我が国がグローバルなデータ利活用競争を勝ち抜いていくためには、技術的要素による対応のみならず、社会的要素(倫理・ガバナンス)による対応が必要と考えております。このような取り組みが先行する欧州等、諸外国の規制動向を十分に踏まえつつ、社会や人々に安心や信頼をもたらすルール形成に、国も含め、積極的に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>本報告書案にて提言された「利用者情報の適正な取扱いに関する規律」(以下、総務省規律)については、このような課題に対し、電気通信事業法に新たに規律を導入することによって、個人だけでなく法人を含む幅広い利用者の権利や利益の保護を通じて、電気通信事業への社会や人々の安心や信頼を確保することを目的としているものと承知しており、当社として、その趣旨に賛同いたします。</p> <p>当社グループとしては、安心してお客様にサービスを選択いただけるよう、法令を遵守するとともに、自らも利用者情報の適正な取扱いについて、積極的かつ自律的に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	賛同の御意見として承ります。
<p>利用者に関する情報の適正な取扱い促進を目的とした規律整備の方向性について賛同します。当社としても利用者情報の適正な取扱いについて積極的に取り組んでいく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	賛同の御意見として承ります。
<p>電気通信サービスの国民生活・社会経済活動における重要性が高まっていることに鑑み、利用者が信頼性の高い電気通信サービスを安心して利用できるようにするため、利用者に関する情報の適正な取扱いの促進を図る必要最小限の規律を新たに定めていくという方向性については適切であると考えます。</p>	賛同の御意見として承ります。

<b>【KDDI 株式会社】</b>	
<p>●まず、本ガバナンス検討会報告書案への意見提出の機会をいただいたことに感謝申し上げます。総務省が電気通信サービスの円滑・適切な運営の確保について事業者の自主的な取組みを基本とし、またイノベーションやダイナミズムの維持に配慮されていることについては、これからの規制のあるべき姿を示していただいたものと受け止めています。</p>	賛同の御意見として承ります。
<b>【グーグル合同会社】</b>	
<p>今後のデジタル化・デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していく上で、その基盤となる電気通信サービスの重要性が一層高まることは疑いのない事実である。一方、電気通信市場を取り巻く環境の変化を見れば、サイバー攻撃の複雑化や巧妙化による情報の漏えい等のリスクが高まり、電気通信サービスの信頼性を揺るがしかねない事案、事故が発生しているのも事実である。</p> <p>当協会は、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的に、DX の中核を担う電気通信事業者を会員とする一般社団法人として、その社会的責務を果たしていくことが大きな使命である。総務省電気通信事業ガバナンス検討会の報告書案は、上述のような環境変化を踏まえ、利用者が安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保するために、利用者情報の適正な取扱いや電気通信サービスの停止リスク対策等電気通信事業ガバナンスの在り方、対応方策について検討を進めてきたと理解しており、同検討会の課題認識と本報告書案において目指す検討の方向性については、当協会として賛同するものである。</p>	賛同の御意見として承ります。
<b>【一般社団法人電気通信事業者協会】</b>	
<p>本報告書について、基本的には賛同致しますが、第3章については、具体化すべき事柄があり、更なる検討を望みます。</p>	賛同の御意見として承ります。
<b>【一般社団法人テレコムサービス協会】</b>	
<p>本報告書案は、電気通信サービスの多様化や仮想化技術の進化などの環境変化を踏まえ、電気通信事業法（以下「事業法」）が、従来の設備中心の規律のみで対応するには限界が生じている現状を直視するものです。2018年に発覚したケンブリッジアナリティカ問題はインターネットが「監視者」となっている一例であり、2021年に明らかになったLINE問題はグローバル企業による中央集権化等の証左であると考えます。これらを踏まえ、本報告書案では「国民が安心して利用することができる電気通信サービスの提供を確保することは、個人的法益だけでなく、社会的法益や国家的法益を支えている」と指摘した上で、新たに「情報」に着目した対策の必要性を訴えているのは非常に重要なことだと考えます。通信サービスへの国民の信頼確保は、日本の健全なデジタル社会の実現のために必要不可欠なものであり、報告書案の目指す事業法改正の方向性に大いに賛同します。</p>	賛同の御意見として承ります。

<p>本報告書案で示された具体的な規律案には積み残された課題が存在しておりますが、まずはこの改正によりインターネット時代の「国民」の保護の礎を築き、今後はこれらが盤石なものとなるよう検討されることを望みます。例えば「利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置」の対象事業者が「電気通信事業者」及び「電気通信事業を営む者」に限定されていることなど、ユーザーの不安となる要素を徐々に取り除くことは、我々電気通信事業者だけでなく、インターネットを通じてサービスを提供するもの全てに共通する責務であり、これらを規律する法律は国民が「安心してインターネットを利用する」ために必要な措置ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	
<p>本報告書では、情報通信技術の進展、サービス提供構造の変化、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化、経済のグローバル化等の電気通信事業を取り巻く環境変化に対応していくためには、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクや電気通信サービスの停止のリスクへの対策を講じていくことが適当であるとされております。事業者の自主的な取組を尊重していただくとともに、利用者が安心して利用でき、高い信頼性を有する電気通信サービスの提供を確保するための取組の必要性について、賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>●シェアリングエコノミーは、情報通信技術を用いて地域が抱える様々な課題に対応する、デジタル社会における共助の基盤として、今後さらに社会に浸透していくべきものである。そうした社会基盤としての発展可能性を見据え、利用者が安心して利用できる通信サービスの提供を確保する観点から、利用者への影響の程度等の実態を踏まえつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いのあり方について議論していくことには、当業界としても賛同したい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人シェアリングエコノミー協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>電気通信事業法（以下「事業法」）は、電気通信サービスを利用する私たち消費者を保護し、通信への信頼を確保するための大切な法律です。しかし、近年、通信を巡る環境が大きく変化する中で、事業法はその目的を十分に達成することができなくなっているのではないかとの不安を感じています。</p> <p>いま、私たちは通信サービスを利用するたびに、自分に関する情報を、意図しないまま、どこの誰なのかわからない第三者に提供されてしまい、拒否することもできない状況に置かれています。しかも、それは長年、利用者には分かりにくい仕組みの中で続けられてきました。国際的にはこのような利用者の情報は本人の同意の下で提供されることが主流になっているのに、日本では多くの利用者はそのことすら分からないまま、自分の情報を使われているのです。このままでは国民は安心して通信サービスを利用することはできません。</p> <p>私たちは、通信サービスを利用する際に発生する利用者に関する情報は、「インターネット時代の通信の秘</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>密」に匹敵する大切な情報だと考えています。これらの情報が適切に保護されなければ、個人の権利利益が侵害されるだけでなく、ケンブリッジアナリティカ問題でも明らかになったように、社会や国家の脅威にもなりうるのです。これからデジタル社会を迎えるにあたって、その基盤である通信への国民の信頼を確保することは不可欠です。その意味で、利用者の情報の重要性に着目し、その保護と適切な取り扱いの促進を打ち出そうという今回の改正提案の基本的な方向性は、時宜にかなった適切なものであると考え、改正提案に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信消費者ネットワーク】</p>	
<p>賛成します。信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることは、利用者の安全・安心につながります。特に、利用者情報の取扱いについては利用者がいつでも情報を把握でき、意向が反映できるような選択の機会が得られることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>要旨 当協会は、「消費者の権利利益の保護」並びに「誰一人取り残さない」という基本的な考え方にに基づき、電気通信事業ガバナンスが時代に即して適正に整備されるよう、「今回の改正提案の方向性を支持し、改正自体は進めるべきである」として、次の通り賛成の理由及び要望等を取りまとめ、意見書として提出するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>&lt;要旨&gt; 本報告書案の改正提案は、電気通信サービスの利用環境の変化に伴って新たに生じた問題に適時・適切に対応しようとするものであり、提案の方向性に従った法改正に賛成する。</p> <p>(1) 全般 本報告書案における電気通信事業法（以下「事業法」）の改正提案は、電気通信サービスの利用環境の変化に伴って新たに生じた問題、具体的にはケンブリッジアナリティカの事件やLINEの事件を踏まえて、それらが現実にもたらしたまたはもたらすおそれのあった個人的法益、社会的法益、国家的法益の侵害に着目し、その対策を講じようとしたものである。日本のデジタル化推進のためには、デジタルサービスの基盤となる通信に対する国民の信頼の確保が大前提であり、そのためにはこれらの新たに生じた脅威に対する対策は不可欠なものであるから、法改正の方向性は正しいものと評価できる。</p> <p>また、このような改正提案は、電気通信サービスの利用環境の変化に即応したルールの変更であり、新たな技術がもたらす社会構造の変化を踏まえて、迅速にルールや制度をアップデートするものといえる。一般に、</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>「誰一人取り残さないデジタル化」を実現するためには、消費者の保護や個人の権利に重点を置いた法改正が従来以上に迅速に行われるべきであるところ、本報告書の提案は、まさしくこれを実現するものといえる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	
<p>意見 1-2 事業者側のみの意見を重視するのではなく、利用者の利益の保護の観点から、消費者側の意見についても取り入れるべきである。</p>	
<p>今回の検討が、最終段階で事業者団体の反対を受け、その主張の妥当性が十分に検証されないまま採用され、消費者側の意見が顧みられなかったことにも強く抗議します。電気通信事業法の大きな目的が、利用者の保護と通信への信頼の確保である点を忘れないでください。事業法をインターネット時代に対応した法に生まれ変わらせるためには、「事業者規制法」から「利用者保護法」への転換が不可欠です。このことを「今後の検討課題」として明記し、取り組んでいただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信消費者ネットワーク】</p>	<p>本検討会においては、事業者側のみの意見だけではなく、消費者団体等からの意見を聴取する機会を設け、利用者側の様々な意見についても考慮してきています。</p> <p>電気通信事業法の目的である「電気通信役務の円滑な提供を確保」とともにその「利用者の利益を保護」すること、これを通じて「電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保」を図ることを重視しつつ、利用者の情報の保護や適正な取扱い、電気通信に対する信頼確保等に対する期待を踏まえ、利用者の利益を最大限考慮した提案を行った上で、事業者の実務や実態等も考慮して、まずは、利用者に生じる影響の範囲やリスクが特に高いと考えられる大量の情報を取得・管理等する者による電気通信事業を念頭に、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための必要最小限の規律を新たに定めていくこととし、適正な規律の下で利用者情報の保護と活用を図ることができるよう措置となるように配慮したものです。</p>
<p>電気通信事業法の目的は、電気通信サービス利用者の保護と通信への信頼の確保にあります。通信サービス環境が激変する中でこの目的を達成するためには、「事業者規制法」から「利用者保護法」へ転換すべきであり、このことを「今後の検討課題」として明記し、取り組んでいくことが必要だと考えます。</p> <p>90年代後半からしばらくの間、インターネットはその普及と共に、それを利用するユーザーに様々な恩恵や希望を与えてきたように思われます。もちろん今でも、我々が受ける恩恵は大きく、希望もなくはありません。</p> <p>また、インターネットの普及は「グローバル化」を加速しました。海外旅行をより身近なものとし、e-mail は通信費用を誤差程度までに下げ、且つ地球の裏側でも瞬時に届くようになりました。またパンデミックの影響もあってオンライン会議なども普通になり、世界は小さくなっています。その恩恵を最も受けるのは「市民(ユーザー)」だと考えられていましたが、現状を見る限りでは、大企業(特に IT 関連)だと思われ</p> <p>その大企業によってインターネットはどんどん中央集権化され、プライバシー情報の収集をより簡単にし、「解放されたはずのユーザー」は大企業に監視されるようになりました。実際、個人個人のウェブページの利用履歴や、指紋や顔認証情報のデータがどのように利用されているのかをユーザーが知ることは簡単ではなくなりました。</p> <p>本来のインターネットは、自律分散が基本であり、どこかが倒れてもそこ以外は影響を受けないように設計されています。しかし中央集権化した今のサービスでは、一事業者が停止すると数え切れないほどの人々に影響が出てしまうシステムへと変貌しています。</p> <p>そして、Jennifer Granick 氏が 2015 年の米国 Blackhat の基調講演でいみじくも語っているように、インタ</p>	

<p>ーネットは「解放者」から「迫害者」に変わってきています。文明が必ずしも人を幸福にするわけでないことを理解しているところではありますが、インターネットほど「白を黒にも変え、黒を白にも変える」力を持っているものは現状ありません。我々ISPは「通信の秘密」等を守るという基本原則で、国民の信頼を得、インターネットの普及と維持、発展に寄与してきたつもりであり、今後も基本原則を守り続ける所存ではありますが、インターネットの自由を保持しつつ、ディストピアに変えないために、政府には最低限の関与をして頂き、インターネットが国民の「解放者」であり続けられるよう励行されることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>信頼できる電気通信サービスの提供の確保については、官民共同規制の下で達成していくべき課題であり、今後も、事業者、事業者団体、消費者団体等と連携してよく意見交換をしながら検討し、事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえた制度整備と運営が行われることが重要であると考えます。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 1-3 利用者情報の適正な取扱いの対象となる利用者情報や大規模な電気通信事業者の基準や求められる規律の内容、利用者に関する情報の外部送信に係る取組などを明確化すべきであるとともに、今後の制度の詳細化に当たっては、官民の幅広いステークホルダーが参加した透明性の高い検討の場で議論を進めるべきである。</b></p>	
<p>当協会の会員である電気通信事業者においては、これまでも電気通信サービスの信頼性向上等に向けた取組を積極的に進めてきたところであるが、本報告書案において示されている措置については、具体化、明確化に向け更なる検討が必要と考えられる点があることも否めない。電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に向け、これらの方策を実態に即したより実効性あるものとしていくためには、本報告書案の第4章も踏まえ、政府と民間事業者が、さらには幅広いステークホルダーも交えて丁寧な意見交換を行いつつ連携して取組を進めることが不可欠であり、当協会として、そのことを強く期待するものである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人電気通信事業者協会】</p>	<p>利用者が安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保し、電気通信事業が、社会全体のデジタル化やデジタルトランスフォーメーションを支える基盤として貢献できるよう、電気通信事業者、利用者をはじめとする様々なステークホルダーと丁寧に対話しつつ、官民が連携しながら、利用者の利益が確保できるように適切な規律となる官民共同規制の実施体制の構築に向けた検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>具体的な制度設計に際しては関係する事業者団体、電気通信事業者、消費者団体等と意見交換をしながら、実態</p>
<p>一方で、情報の取扱いを規律する制度の設計にあたっては、消費者の保護とデータ活用による経済活動の発展のバランスという視点が重要です。経済活動を委縮させないためにも、今回の規律の範囲を法律段階からできる限り明確にしておくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>多くの電気通信事業者に影響を及ぼす可能性があることから、公開の場で丁寧に議論をしていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	
<p>●今後規制の詳細を検討するに際しては、弊社のように規制の影響を受ける事業者にも意見聴取や議論とい</p>	

った規則制定（例えば、細則を検討する検討会のメンバーとしてなど）への参加の機会が提供されるよう、ご配慮いただきたい。

●また、本報告書案では今回新たな規律を設けることを見送られたクラウドサービスに関しても、設備規律や事故報告制度に関する議論は継続されるものと理解しているところ、サービスの提供・利用のあり方を十分に踏まえた議論がなされるよう、前広な形での事業者との連携・協力をお願いする。

●本報告書案をもって、貴省は第208回通常国会中に「改正電気通信事業法」を提出するご予定である旨伺っているが、「電気通信事業ガバナンス検討会」における議論の経緯等を踏まえると、消費者（団体）、事業者（団体）、有識者等のマルチステークホルダー間による意見交換や情報の共有が十分であったとは言い難い。また、電気通信事業は、技術の進展が著しく、国民の生活に直接影響を与える重要な産業であることから、十分に時間を取って議論を深め、関係各位のご理解と合意を得るべきと考える。

【グーグル合同会社】

・新規規制の導入のあり方について

今回の検討は広範な事業者・利用者に大きな影響をもたらしうる規制で、影響を受けうる事業者の実態把握や影響評価を丁寧に行なうことが必須。昨年末から議論を公開して事業者ヒアリングを実施していただいたことは前向きに評価したいが、今後、制度化を進めるべきなのか、また、進めるのであれば制度を法体系にどのように位置づけを設計するのかについて、これまで以上に、事業者との対話の場を設けながら検討を進めていただきたい。

仮に制度化を進めるのであれば、広範な事業者・利用者に影響する今回の規制が実際の業務運用において現実的なものとなり、実務・実態を伴った利用者の権利保護を実現することが重要。今後の条文化等大枠の制度設計や下位法令・ガイドライン等を含む詳細の設計・解釈等については、従前の検討段階のように事業者を含めないクローズドな会議体で進めるのではなく、原案組成の段階から影響を受ける幅広い事業者を含む会議体でオープンな議論を行うことをはじめ、密で丁寧なコミュニケーションを行っていただきたい。

【株式会社メルカリ】

●今般の報告書案の検討過程における産業界等との議論の進め方には改善の余地があると考え。今後、上記のような規律の整理を進めていくに際しては、官民協議会の設置も視野に入れ、幅広いステークホルダーとのより透明性の高い丁寧な対話を徹底頂きたい。

【一般社団法人シェアリングエコノミー協会】

今後の進め方について

情報の漏えいや不適正な取扱い等の防止が重要であることは論を俟たないが、具体的方策を電気通信事業法

に即した制度整備を進めていくことが適当と考えます。



<p>の枠組みで措置することの是非はもとより、規律の具体的な内容・対象、個人情報保護法との関係について議論が尽くされていない。</p> <p>検討の大半が限られたメンバーによる非公開の場でなされてきたことから、新たな規律の対象となり得る事業者等の理解が十分に深まっていないことも懸念材料である。</p> <p>こうしたことを踏まえ、今後、電気通信事業法が規律対象とすべき範囲を含め、より良い法制度のあり方について、幅広いステークホルダーを交えた議論が必要である。総務省には、こうした議論が可能となる場の早急な設置を求めたい。経団連としても、経済界の立場から引き続き議論に貢献していく。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	
<p>●今後の検討に際しては、保護すべき利用者の利益が多様化していることを考慮する必要がある。現代において新たなサービスが生まれる場合には必ずと言ってよいほど情報通信技術を活用したビジネスモデルとなることが想定されるところ、電気通信事業法が成立した当初（昭和 59 年）の立法事実では想定もしていなかった態様のビジネスモデルが今後も生まれ続けることとなる。シェアリングエコノミーにおいても、事業者と消費者という二項対立ではなく、これまではいわゆる消費者として扱われていた個人も提供者として他の消費者（利用者）に対してサービスを提供するという特徴を有するため、利用者の立場にも多面的な要素が含まれ、どの立場として見るかによって「利益」は異なる。今後、電気通信事業法と個人情報保護法の棲み分けや、利用者個人のデータ保護に関する新法の必要性等を含めた法体系、規律のあり方について更に議論していくにあたっては、利用者の範囲やそれぞれの利益が多様化していることを踏まえ、真に保護すべき利用者の利益とは何であるかについての検討が不可欠と考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人シェアリングエコノミー協会】</p>	<p>利用者の利益が多様化するデジタル社会において、電気通信サービスの利用者が不利益や被害を受けることのないよう、誰一人取り残さないデジタル化の理念の実現を目指していくことが重要と考えます。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p><b>意見 1-4 電気通信事業ガバナンス検討会における検討において、関係するステークホルダーの参加や十分に透明性のあるプロセスが確保されておらず、規制の合理性に懸念を有する。</b></p>	
<p>在日米商工会議所（ACCJ）は、今般の電気通信事業ガバナンス検討会報告書（案）に対する、意見表明の機会に感謝する。</p> <p>今般の検討会報告書（案）を通じて、総務省は、総務省への届出を要する「電気通信事業者」の範囲を拡大し、また、従来の通信の秘密に該当する情報に加えて、電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報を「利用者情報」として、サービス提供者に追加の義務を課そうとしている。国境を越えた信頼性のある自由なデータ流通及びイノベーションの促進を妨げ、日本が野心的なデジタルトランスフォーメーションのアジェンダとして掲げる自由なデータ流通の促進のための努力を棄損し、さらなるイノベーションを阻害するようなリスクを避けるためには、サービス提供者に対して、規範的な義務を課すような提案は、透明で公正なプロセスのもと行われなければならない。ま</p>	<p>本検討会は、各電気通信事業者等の個別企業のサイバーセキュリティ対策の内容等機密性の高い情報について直接ヒアリングを行い、具体的に検討する観点からその部分について非公開での開催としていました。議事要旨及び資料については、サイバーセキュリティ対策に係る部分など機微な部分以外、毎回全て公開してきております。</p>

た、電気通信サービス利用者や日本の経済安全保障の保護といった同法の目的とされる内容の達成と規制内容との関連性が十分明確にされなければならない。しかしながら、これまでのプロセスは、最終盤になって産業界の意見を聴く機会が設けられたものの、全体として大変残念な状況であり、グローバル・ベストプラクティスに適うものではなかった。明確な根拠や透明性がある審議なしに電気通信事業法を改正することにより、サービス提供者に負担が重く規範的な義務を課し、ひいてはその適合に要する追加的コストが消費者に転嫁されることを避けるため、今後に向けて ACCJ は日本政府に対して以下の措置を講じるよう要請する。

・公平性及び透明性、日本のデジタルトランスフォーメーションを実現するための幅広い努力と統合的なステークホルダー（新しい規制の対象となり得る者を含む）からのインプット、そして経済の継続的な発展を確保するため、現在の政策形成プロセスを改善すること

これらの提言に基づき、ACCJ は、日本政府に対して規制を行う前に、以下に記述する課題に対処することを、引き続き要請する。

#### 透明性に欠ける審議と性急なスケジュール

本件に関する総務省の検討会は長らく一般に公開されておらず、会議のプロセスは透明性を欠いていた。米国を拠点とするグローバル企業は、サービス提供者としての追加的な義務の対象とされているにもかかわらず、検討会委員の意見を聞くことができず、実際の問題及びそれに対する総務省の提案を十分に分析することが困難であった。検討会で意見を表明する機会を得られたことには感謝しているが、本報告書（案）が公表される直前のことであり、透明性ある審議として不十分と言わざるを得ない。

検討会でのより有意義な議論を可能にし、日本のより良い政策策定に資するため、現在のプロセスを適切に改善することを総務省に要請する。

#### 【在日米国商工会議所】

弊所として、今般の検討会報告書（案）に対して、意見を述べる機会をいただくことに感謝します。

今般の検討会報告書（案）を通じて、総務省は、総務省への届出を要する「電気通信事業者」の範囲を拡大し、また、従来の通信の秘密に該当する情報に加えて、電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報を「利用者情報」として、サービス提供者に追加の義務を課そうとしている。国境を超えた信頼ある自由なデータ流通およびイノベーションの促進を妨げ、日本が野心的なデジタルトランスフォーメーションのアジェンダとして掲げる自由なデータ流通の促進のための努力を棄損し、さらなるイノベーションを阻害するようリスクを避けるためには、サービス提供者に対して、規範的な義務を課すような提案は、透明で公正なプロセスのもと行われなければならない。ま

また、昨年 11 月からは会合全体についても一般公開し、更に透明性を確保しています。

事務局において事業者及び事業者団体等産業界、消費者団体等からのヒアリングや個別の意見交換等を継続的に実施し、その結果を踏まえた上で議論を進めてきています。また、令和 3 年 12 月 28 日及び令和 4 年 1 月 11 日には、電気通信事業ガバナンス検討会の場において直接事業者団体、消費者団体等からの追加的ヒアリングも実施するなど、できる限り丁寧な意見聴取と調整を進めてきたところです。

信頼できる電気通信サービスの提供の確保については、官民共同規制の下で達成していくべき課題であり、今後も、事業者、事業者団体、消費者団体等と連携してよく意見交換をしながら検討し、事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえた制度整備と運営が行われることが重要であると考えます。

具体的な制度見直しの内容については、事業者における自主的な取組を尊重しつつ、

- ・デジタル変革時代のイノベーションを促進するためには、安心・安全な電気通信サービスの確保が不可欠であること

た、電気通信サービス利用者や日本の経済安全保障の保護といった同法の目的とされる内容の達成と規制内容との関連性が十分明確にされなければならない。しかしながら、これまでのプロセスは、最終盤になって産業界の意見を聴く機会が設けられたものの、全体として大変残念な状況であり、グローバル・ベストプラクティスに適うものではなかった。明確な根拠や透明性がある審議なしに電気通信事業法を改正することにより、サービス提供者に負担が重く規範的な義務を課し、ひいてはその適合に要する追加的コストが消費者に転嫁されることを避けるため、今後に向けてAICは日本政府に対して以下の措置を講じるよう要請する。

●公平性および透明性、日本のデジタルトランスフォーメーションを実現するための幅広い努力と整合的なステークホルダー（新しい規制の対象となり得る者を含む）からのインプット、そして経済の継続的な発展を確保するため、現在の政策形成プロセスを改善すること

#### 透明性ある審議と性急なスケジュール

総務省の検討会は長らく一般に公開されておらず、会議のプロセスは透明ではなかった。米国を拠点とするグローバル企業は、サービス提供者としての追加的な義務の対象とされているにもかかわらず、検討会委員の意見を聞くことができず、実際の問題およびそれに対する総務省の提案を十分に分析することが困難であった。

検討会ででのより有意義な議論を可能にし、日本のより良い政策策定に資するため、現在のプロセスを適切に改善することを総務省に要請する。

【Asia Internet Coalition (AIC)】

#### 1. 総論：新たな法体系の構築も含め、再検討を求める

データ管理と規制のあり方は、利用者保護とともに、経済成長戦略や安全保障、対象となる事業者の負担などに関わる重要なテーマであり、多様なステークホルダーによる多面的な検討が必要である。今般の電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）をめぐっては、検討会が示した方向性に対して様々なステークホルダーが意見を示しており、マルチステークホルダーの参画による十分な検討に基づく合意形成が行われてきたとは言い難い。

本来、経済活動に係る規制はイノベーション促進および利用者の利益増進等の観点から、厳格な事後監視・監督を中心とし、特別な事情がない限り事前規制は行うべきではない。

それにもかかわらず、今般の検討では、規制の目的が明確に示されていない。利用者の不安を取り除くという抽象的な法益の提示にとどまっているため、報告書（案）が求める規制の実効性やその手法の適正性を判断できない。また、利用者が現在直面しているリスクや電気通信事業者の届出制の要否も含めた規制の必

・ 諸外国の法的環境の変化、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化により、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供の確保が急務であること

・ 経済安全保障の観点も踏まえると、大量の利用者情報を取り扱う事業者には、一層高い信頼性の確保とリスクへの対応が求められること

・ 利用者がアプリやWebサイトを利用する際に、タグ等により、利用者の意思によらず、第三者に自身の情報が送信されている場合があること

といった課題や実態が顕在化していることを踏まえ、電気通信事業法が適用される事業者として、利用者の情報を守るとともに、利用者による選択の機会を確保するために最低限必要と考えられる対応を明らかにすることを目指して所要の制度整備を行うことが適当と考えます。

要性・有効性、善良な事業者への負担の大小等について、多様なステークホルダーによる十分な検証や議論がなされないまま、広範な対象に向けて事前規制を課すべきではない。

したがって、政策目的の明確化と規制の実効性の観点から、あらためて多様なステークホルダーが参画した開かれた議論の下での再検討を求める。なお、その際には、従前の電気通信の範疇を大きく超えるインターネットサービスの急速な発達と利用者保護の重要性を踏まえ、電気通信事業法とは異なる新たな法体系の構築も視野に入れるべきである。

## 2. 電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（案）に対する個別の意見

今後の法律改正に向けた検討にあたっては、下記4点を重視すべきと考えている。

- (1) 法改正の意義を明確化し、それに応じた実効性ある制度とすべき
- (2) 規制が適用される対象・事業範囲を明確に定義すべき
- (3) 将来のイノベーション創出を阻害することのないよう、規制の範囲や影響を十分に考慮すべき
- (4) 様々なステークホルダーを交えた透明性の高い議論がなされるべき

上記の観点に基づき、「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（案）」の中で、特に懸念する点について意見を述べる。

【公益社団法人経済同友会】

拝啓 この度は、「電気通信事業ガバナンス検討会報告書（案）」に対して、意見を述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。皆さま同様、弊社としましても、今回の検討会のテーマは重要な課題であると考えていますので、引き続きこのような重要な課題の解決に向けて、皆様と協働させていただければ幸いです。

Twitter の使命は、表現の自由を支持し、世界中で開かれた会話の促進に奉仕することです。公開の場における会話に寄与する中で、すべての利用者が自由に、安心して公開の会話に参加できるよう、日本政府および日本の皆様との良好な関係構築を重視し、努力を重ねています。

弊社は、インターネットが社会や経済に好影響をもたらす一方で、一部の人々によってインターネットが悪用されることも認識しています。特に近年は、個人情報問題やサイバーセキュリティのリスクが高まっていることで、国民の不安が高まっていることや、事業者の安全性への取り組みの強化が求められていることも事実です。弊社は、日本政府と同様、皆様が安心してインターネットをご利用できることを目標に、様々な安全性やプライバシーの課題の取り組みを政府と連携して提供することを目指しています。

しかしながら、これまでの検討会は、透明で公正なプロセスのもとで行われることなく、結果、今般の検討会報告書案には不明確な点が多く存在します。このように明確な根拠や透明性がある審議なしに電気通信事

信頼できる電気通信サービスの提供の確保については、官民共同規制の下で達成していくべき課題であり、今後も、事業者、事業者団体、消費者団体等と連携してよく意見交換をしながら検討し、事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえた制度整備と運営が行われることが重要であると考えます。

いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

業法を改正することは、事業者のサービス提供およびリスク管理の取り組みの効果を減殺するだけでなく、利用者、経済、安全保障、日本社会全体に悪影響を及ぼす結果となります。日本のデジタルトランスフォーメーションのアジェンダとして掲げる自由なデータ流通の促進のため、今後に向けて弊社は日本政府に対して以下の懸念を表明します。

- 総務省への届出を要する「電気通信事業者」の範囲を拡大し、SNSを新たに規律の対象とすること
- 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の在り方やその根拠が曖昧なこと
- 現在の政策形成プロセスに公平性および透明性が不足していること

### 3. 現在の政策形成のプロセスの改善の必要性

検討会は半年以上も一般に公開されておらず、会議プロセスの透明性には疑問が残ると言わざるを得ない。弊社のようなグローバル企業を新たに規制の対象とすることを検討しているにもかかわらず、検討会委員の意見を聞き、解決策を提案したり議論する機会を与えられなかったことについては非常に残念だと考える。日本のイノベーション推進のためには幅広いステークホルダーが参加できる政策形成のプロセスが必要で、これまでのプロセスよりも公平性および透明性の向上が必要である。

特に、今後のタイムラインに関しても2月4日まで意見公募、その後の意見を踏まえて検討を進め、2月中旬または下旬頃に検討会を開催し、報告書を取りまとめ、法案作成作業を進め、今通常国会への法案提出を目指すという調整についても極めて性急であり、弊社のような重要なステークホルダーの意見や観点を尊重する姿勢には見受けられない（具体的な法案の内容についてパブリックコメント等の手続によって公の意見を広く聴取する予定もないと理解している）。産業界を含む様々なステークホルダーと十分に議論をして法改正を行うことこそが本来の公平で透明な政策形成のプロセスの在り方である。

#### 最後に

利用者情報の漏えいや不適正な取扱い等の防止は重要であるが、改正案の具体的な内容、特に規制の範囲を広げ SNS を規制の対象とする点やあるべき利用者情報の取扱いの形については十分な議論が尽くされていない。今後、総務省には、政策形成のプロセスの公平性および透明性の向上と幅広いステークホルダーを交えた議論をすることを求める。弊社は、引き続き様々な日本のステークホルダーと協力し、より良い法規制の在り方の議論に貢献する。

【Twitter, Inc.】

#### ○その他

電気通信事業ガバナンス検討会は、当初非公開で行われてきた。報告書案を見る限り、その影響範囲は現在

信頼できる電気通信サービスの提供の確保については、官民共同規制の下

の電気通信事業法と比較にならないほど広範であるところ、デジタル社会においてはあらゆるサービスの提供において、電気通信役務に何らかの関連を有することが当然となる中で、報告書案も電気通信役務の多様化を前提としているにもかかわらず、影響範囲にある主体の意見を得る機会を逸するような検討プロセスを経たことは看過しがたい。

また、技術やサービスが日進月歩の分野においては、事業者による自主的な取り組みを促す仕組みを活用し、硬直的な一律の規制を設けることが必ずしも有効ではないところ、報告書案では、事業者による自主的な取り組みが有効に機能していないこと、また、電気通信事業法のような業法において硬直的な規制を設けることが実効的な対策として有効であることの検証が示されていない。変化の速いデジタルの世界において、硬直的な業法を正面から適用すること自体、慎重な検討が必要であるはずであり、有効性の高くない政府介入の強化により事業者の負担が増大し、かえって利用者へのサービス内容が低下することを強く危惧をしている。少なくとも、影響範囲にある主体が自主的な取り組みとして行っていることの有効性を踏まえ、事業者の意見も積極的に確認をしたうえで、利用者の保護にもバランスのとれた合理的な制度設計となるような丁寧な手続きをとることが必要である。

【三浦法律事務所】

で達成していくべき課題であり、今後も、事業者、事業者団体、消費者団体等と連携してよく意見交換をしながら検討し、事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえた制度整備と運営が行われることが重要であると考えます。

具体的な制度見直しの内容については、事業者における自主的な取組を尊重しつつ、検討されることが重要であると考えます。

いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

意見 1-5 個人情報保護に関し個人情報保護委員会と総務省の権限が重複しないように調整が必要ではないか。個人情報保護委員会等の関係省庁と緊密に連携してほしい。

●一方で、特に利用者情報の取扱いについて個人情報保護法とは異なる規律を加えようとしている点については、個人情報保護法とは若干異なる目的からのものであるにせよ、「誰の何がどのような場合にどのようなルールに服するのか」ということを分かりにくいものとさせかねない。特に本年4月に施行される改正個人情報保護法への対応を準備している事業者も多い中で、対象が重複する利用者情報への規律が別に導入されるということは、コンプライアンスコストを徒に増加させるもとともなり得る。こういった複雑化は今後デジタル化を加速させようとしている日本においてサービス提供側・利用側双方の障害となる危険を孕むものであるため、法律間の整合性だけでなく、事業者の規制遵守における効率性及び利用者の理解しやすさ・利便性といった点についても、さらなる配慮を求めたい。その上で、個人情報保護委員会等の関係省庁と緊密に連携いただくとともに、最終報告書においても明確にその旨言及いただきたい。

【グーグル合同会社】

今次検討会において、電気通信事業法による利用者情報の保護が、個人情報保護法による保護に加えての二重規律ではないか、との問いにつき、貴省と事業者側の議論が噛み合わなかったと認識している。貴省の「二重規律」ではないとする立場は、建築基準法と消防法といった例を挙げられているが、それらの法令は電気通信事業法と目的が異なる。現在の電気通信事業法の目的である、利用者に対する「電気通信役務の円滑な

電気通信事業法は、「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護」することを目的としております。

本検討会においては、あくまでも電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を検討しています。個人の権利利益を保護することを目的としている個人情報保護法とは規制の目的も対象となる事業者も異なっています。さらに、報告書案においては、「利用者情報」の適正な取扱いの

提供を確保」(1条)とは、「電気通信役務の確実かつ安定的な提供」とほぼ同義と解され、また、「電気通信役務の円滑な提供の確保」が「利用者の利益の保護」(1条)と重なる場合が多いと解されてきた(逐条解説)。事業法の在り方(設備の有無・重要性を基礎とした規律、料金等の提供条件を適切に担保するための制度)も、その目的に従ったものと言える。しかし、今般とりあげられた、利用者情報の保護は、そうした従来の目的には入っておらず、したがって、従来の規律の在り方との関係性も明らかではなかった。よって、利用者の情報保護そのものを目的とした規律は、個人情報保護法との二重規律と評価せざるを得ない。法律の目的・規律の在り方が時代とともに変容する必要があること自体は否定しないが、仮に、利用者の情報保護を主目的とする法律に事業法を変容させていく必要があると考えるのであれば、従来規律との関係を丁寧に説明・議論する必要がある。左記にある「デジタル社会」では、電気通信事業(の性質を有するサービス)がビジネス一般に常に包含されている状況となる可能性もある。それを見越したうえで、個人情報保護法とは異なる、電気通信事業法に固有の規律が真に必要なのか、という視点を有することも必要と考える。

【グーグル合同会社】

また、総務省は、「電気通信役務利用者情報」という新しい概念の創出を提案している。しかし、このような新しい用語を追加する必要性は明確に示されていない。個人情報や個人データは、個人情報保護法により保護されており、通信の秘密は現行の電気通信事業法においても保護されている。電気通信事業法は、個人情報保護法によって既に保護されている事項を保護するために拡張される必要はなく、そうすることは業界や個人に混乱をもたらすだけである。新たに創出される概念が不明瞭な場合、サービス提供者は適切な保護を確実にするための相応の対応を実行できず、個人は自身の権利が何であるかを理解できなくなる。

【Twitter, Inc.】

・「利用者情報」と個人情報又は「個人関連情報」は相当程度重複することから、個人情報保護に関し、個人情報保護委員会と総務省の権限が重複しないようにし、また後日両者の連携が十分に行われたかについて効果的に行政レビューを行えるよう、総務省が個人情報保護委員会と連携することを電気通信事業法自体に明記すること

【在日米国商工会議所】

●「利用者情報」と個人情報又は「個人関連情報」は相当程度重複することから、個人情報保護に関し個人情報保護委員会と総務省の権限が重複しないようにし、また後日両者の連携が十分に行われたかについて効果的に行政レビューを行えるよう、総務省が個人情報保護委員会と連携することを電気通信事業法自体に明記すること

【Asia Internet Coalition (AIC)】

また、「特定の個人を識別することなく利用者を区別し、」等として、個人情報保護法の対象となり得ないか

必要性について述べています。

一般的に、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っており、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により適切な情報の取扱いが確保されています。

同ガイドラインは個人情報保護委員会事務局の確認を受けており、運用面においても同委員会と緊密に連携していると承知しています。

今後も、個人情報保護委員会事務局とも連携して、同ガイドラインの改正などを通じて、分かりやすい情報発信を進めることが重要と考えます。

なお、御指摘をいただいた個人関連情報については、事業者が個人関連情報を第三者提供する場合において、提供先事業者が当該個人関連情報を個人データとして取得するものと想定される場合には、提供元事業者において、提供先事業者が本人同意を得ていること等を確認した上で個人関連情報の提供を行うことが令和2年個人情報保護法改正により義務づけられたものと認識しております。一方、「2.1 電気通信サービスに対するリスクの高まり」に具体的事例も含めて記載のとおり、電気通信事業を取り巻くリスクの高まり

<p>のような説明がなされているが、個人情報保護法においても、「個人の権利利益の保護」（同法1条）が法の目的とされ、電気通信事業法と同様にプライバシーを含む個人の利益等が保護対象であるところ、個人に関する情報であって個人情報等に該当しないものとして個人関連情報（令和4年施行の同法2条7項）が定義され、これについて一定の規律が設けられている（同法31条）。個人関連情報には報告書案にいう利用者情報が含まれる。この規制は令和2年の個人情報保護法の改正によって設けられ、現在未施行であるが、施行された場合にはカバーされることとなる。従って、個人関連情報ではカバーされないことによって法令で対応すべき問題が発生した、また、そもそも個人情報保護法の改正において検討が不十分な課題があったなど、個人情報保護法改正後のパーソナルデータの利用環境の変化、そして電気通信事業について規制することの合理的な理由が説明できないのであれば、電気通信事業法で規律する根拠を欠くと思料する。</p> <p style="text-align: right;">【三浦法律事務所】</p>	<p>等もあり、利用者の不安も高止まりする中、我が国において更なるDX化等を進めるためには、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保することが不可欠であり、業法として安全管理を含む利用者情報の適正な取扱いを求めていくことは必要であると考えます。</p>
<p>Society 5.0の実現にむけ、ネットワーク利用者等の権利利益を保護しつつ、データの円滑な利活用を促進することが極めて重要である。国益に資するよう、時代の要請に応じて法体系のあり方を検討することは不可欠であり、事業者と利用者双方の十分な理解のもとで保護と利活用を進めるうえでは、分野を問わず一貫した法制度の整備が求められる。</p> <p>総務省の電気通信事業ガバナンス検討会は、利用者保護や経済安全保障の向上にむけた電気通信事業ガバナンス強化の方策を提案している。電気通信事業法が対象とする事業の実態を踏まえ、規律の対象となる情報や内容が再考されたことは評価するが、これまで一般法である個人情報保護法の累次の見直しにおいて議論されてきた対象を、特定分野を規律する電気通信事業法の改正によって規律の対象とすることが適切かどうかの議論が不足していることは否めない。事業者による自主的な取組みを尊重することを前提としながら、各分野の特性に考慮しつつ、データの保護と利活用にむけた適切な法体系のあり方について検討することが求められる。</p> <p>公平な競争環境を担保する観点から、域外適用の実効性や国際的な法制度との整合性をどのように確保するのか明らかにすることを含め、多様なステークホルダーの参加のもとに検討が進むことを期待する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	<p>規律の対象となる情報や内容についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>本検討会においては、あくまでも電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を検討しています。個人の権利利益を保護することを目的としている個人情報保護法とは規制の目的も対象となる事業者も異なっています。</p> <p>多様なステークホルダーの参加の御意見については、今後検討を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>
<p>1. 個人情報保護法との関係について</p> <p>○ 個人情報保護法ではなく電気通信事業法という業法において、個人のプライバシー保護に関する規制を課すことは、国際的に極めて異例であり、グローバル化の流れに真っ向から逆らうガラパゴス規制となることを懸念。</p> <p>○ 電気通信事業法は、本来は通信の「利用」にすぎないビジネス／サービスまでも「電気通信事業」という提供側に位置付けており、デジタル化の進展に伴い、あらゆるビジネス／サービスが規制対象となる。</p>	<p>本検討会においては、あくまでも電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を検討しています。個人の権利利益を保護すること</p>



その結果として、例えばFinTechサービスの利用者の保護について、一般法である個人情報保護法と金融サービスを規律する法律に加え、電気通信事業法が規制することは、明らかに過剰規制である。このようなビジネスへの過剰な負担をもたらすことで、日本のデジタルビジネスの発展ひいては日本社会のデジタル化自体を大きく阻害することを強く懸念。

- 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が、金融や医療分野のものとは異なり、個人情報保護委員会との共同ガイドラインとなっていないことの正当かつ合理的な理由が不明であり、まずは共同ガイドライン化が必要不可欠。

【一般社団法人新経済連盟】

を目的としている個人情報保護法とは規制の目的も対象となる事業者も異なっています。

国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることにより、むしろ我が国の社会全体のイノベーション促進、デジタル化・DX推進を支える基盤となることが期待されます。

御指摘のような、あくまでも情報通信基盤の上で提供される金融、医療、交通等の個別分野のサービスには、各分野における特性や必要性に応じ、個別の業法の規律が課されることが想定されます。

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」は個人情報保護委員会事務局の確認を受けており、運用面においても同委員会と緊密に連携していると承知しています。

今後も、個人情報保護委員会事務局とも連携して、同ガイドラインの改正などを通じて、分かりやすい情報発信を進めることが重要と考えます。

意見 1-6 利用者情報の適正な取扱いに係る取組について、規制の及ぼす影響について十分な検討が行われておらず、対象となる電気通信事業者等に対して過度な負担となるおそれがある。

●法規制の強化は、事業者の創意工夫によるビジネスの革新や国際競争力にも影響を与え、ひいては利用者の利便性等の利益を害しうる側面も有することに鑑みれば、報告書案でも指摘されている通り、スタートアップ等による自由なビジネスを阻害しないための配慮も重要である。当協会では、事業者の自主性を尊重しつつ、安全性・信頼性を確保するため、政府の指針に準拠した認証基準を策定し、シェアリングサービスに

御指摘のスタートアップ等への配慮の必要性に関し、本検討会のヒアリング等を通じた産業界の意見等も踏まえ、利用者情報の適正な取扱いに関す

対する認証制度を運用している。規律の適用対象に係る基準や規律内容の具体化にあたっては、こうした取組みも参照しつつ、事業者等との対話を通じて様々なサービスの利用実態を丁寧に把握し、イノベーションと利用者保護の均衡のとれた適切なルール設計を目指して頂きたい。

【一般社団法人シェアリングエコノミー協会】

加えて、総務省は、2022年の通常国会で法改正を行おうとしているように見受けられる。これは、通常の法プロセスと比べて極めて性急であり、成立した場合、企業は不合理に短期間で新たに必要となるコンプライアンス対策を取ることになり、多大な負担を強いられ、その費用が消費者に転嫁される可能性がある。

【在日米国商工会議所】

加えて、総務省は、2022年の通常国会で法改正を行おうとしているように見受けられる。これは、通常の立法プロセスと比べて極めて性急であり、成立した場合、企業は不合理に短期間で新たに必要となるコンプライアンス対策を取ることになり、多大な負担を強いられ、その費用が消費者に転嫁される可能性がある。

【Asia Internet Coalition (AIC)】

る検討については、規制が及ぼす負担の増加への配慮から、一部の大規模な電気通信事業者のみを対象としています。また、情報の外部送信に関する検討については、スタートアップの電気通信事業者等による自由なビジネスを阻害しないための配慮が必要としています。今後、利用者や事業者等の意見を踏まえつつ、検討を進める必要があると考えます。

なお、利用者情報の適正な取扱いに係る取組については、総務省の調査によれば、9割を超える電気通信事業者が情報セキュリティポリシーに当たる社内規程を策定しており、6割を超える電気通信事業者が最高情報セキュリティ責任者等を配置し、4割を超える電気通信事業者が情報資産のセキュリティを管理するためのISO/IEC27001の情報セキュリティマネジメントシステム等のフレームワークに基づく第三者の認証や定期的なリスクアセスメントを受けていると承知しています。

一般に、利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象として検討されている大規模な電気通信事業者については、既存の取組を活用していただくことが可能であると考えられることから、ビジネスに対して新たに過度な負担をもたらすことにはならないものと

<p>・経済安全保障を促進しつつ、同じ考えを共有する関係国間で自由なデータ流通の恩恵を受けてイノベーションを促進するために、国際的な枠組みを重視し活用すること</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>考えられます。</p> <p>電気通信事業法は、法律制定以降、様々な見直しが行われてきました。特に近年では、利用者保護ルールの充実を図る等、技術革新の動向や市場の環境変化を踏まえ、制度の方向性を見直す取組が行われてきています。</p>
<p>●経済安全保障を促進しつつ、同じ考えを共有する関係国間で自由なデータ流通の恩恵を受けてイノベーションを促進するために、国際的な枠組みを重視し活用すること</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	<p>国民生活、社会経済活動のインフラとしての電気通信サービスの重要性が益々高まり、そのインフラの上で大量の情報が流通・蓄積される現状において、ひとたび、情報の漏えい・不適正な取扱いや電気通信サービスの停止等が発生した場合には、その影響は計り知れないものとなります。</p>
<p>日本にとっては、デジタル化の後れを取り戻し、イノベーションを推進することは重要な成長戦略であり、事業者が事業のしやすい環境を整備しつつ、保護すべき国民の権利利益にも配慮した合理的な制度設計が必要である。電気通信事業ガバナンス検討会報告書（案）では、電気通信事業法に新たな規制対象を追加し、著しい規制強化の方向性が示されているが、規制改革の流れに逆行する著しい規制強化案となっており、比例原則に照らした最低限の規制として必要な規制強化であるのか検証がされていない。新たな規制対象に対しては、既に個人情報保護に関する法律、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、著作権法等が適用されており、これらの規制により対応できない問題がどこにあるのか、また、保護すべき国民の権利利益とは何か、仮に電気通信事業法の適用対象を拡大するとして、伝統的な電気通信事業を前提とする現在の規律がどのように適用されるのか、国際的調和への配慮等が報告書案では不明瞭である。また、検討のプロセスについても、当初は非公開で議論が始まり、電気通信事業法という事業規制の拡大として著しい規制強化となるにもかかわらず、十分な情報提供がなく事業者側でも検討ができていない状況であり、比例原則に照らした必要最低限の規制の検証がなされているのか疑問である。</p> <p>○ デジタル社会におけるイノベーションを阻害しない規制の在り方と国際的な調和</p> <p>電気通信事業ガバナンス検討会報告書（案）（以下「報告書案」という。）では、電気通信事業法に新たな規制対象を追加し、様々な義務を課す案が提案されており、事業者団体のヒアリングでも改正の必要性・妥当性に疑義が示されている。新たな規制対象となる SNS 等については、これまでも個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和 2 年法律第 38 号）（以下「特定デジタルプラットフォーム透明化法」という。）、会社法（平成 17 年法律第 86 号）（以下「会社法」という。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独禁法」という。）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）（以下「著作権法」という。）等による一定の規制が導入済みであり、特に昨年、特定デジタルプラットフォーム透</p>	<p>本検討会においては、そうした電気通信事業を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、電気通信サービスのイノベーションやダイナミズムを維持しつつ、信頼できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、国際的な動向を踏まえつつ、電気通信事業のガバナンスを強化するための在るべき必要最小限の措置を検討したものです。</p> <p>国際的に調和した制度を導入し、国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、内外におけるイノベーションの活性化や電気通信サービスのグローバル化を促進し、電気通</p>

明化法が施行され、利用者数の多いプラットフォームについてはそのサービスについての規律が導入されたばかりである。このように、一つのサービスに対して、既に複数の法律で異なる規制が課されている状況であり、今回の新たな規制強化案はこれらの規制でカバーされていないどのような問題があるのか、規制対象が真に必要な対象か、最低限の合理的な規制となっているのかの検証を経ることなく安易な規制強化を提案している懸念がある。

このような安易な規制強化は、世界的なデジタル化の進展に日本が遅れてきたことを踏まえ、昨年デジタル庁が発足し、デジタル改革、規制改革、行政改革等の横断的課題を一体として推進していく方向と逆行するものである。一方で規制改革を謳いながらも、裏側ではこうして電気通信事業法の網を広くかけて、業法規制として広範かつ強力な規制強化が行われ、日本におけるイノベーションは益々阻害されていくことを強く懸念する。本来、新たなサービスを規制対象に盛り込むのであれば、デジタル社会にみあった電気通信事業法の在り方を根本的に立ち返って検証し、現在の電気通信事業法の規制の合理性、デジタル社会において守るべき保護法益は何か等の慎重な検討が必要である。

また、国境を越えたサービスが今後もますます増大していくことが予想され、海外事業者による様々なサービスが日本のスタートアップ等においても広く利用されているが、逆に、日本発のサービスが海外で広く利用されるには至っていない状況に見受けられる。日本のイノベーションを活性化するためには、海外事業者によるサービスを利用することも重要であるが、今後、日本の事業者が世界で広く使われるサービスを生み出し、グローバルでサービス展開をしていけるような後押しも必要であり、その複雑な規制によって日本の事業者による新規事業のハードルを上げることとなっては本末転倒である。内外の事業者が日本で事業を行いやすくするためには、日本の制度が国際的な制度と調和がとれていることが重要である。日本の伝統的な業規制である電気通信事業法の規制対象の拡大等をするのであれば、国際的な制度との対応関係や規制内容としての整合性の検証が必須と考える。

【三浦法律事務所】

信事業の中長期的な発展に資するものと考えます。

## 第2章 電気通信事業におけるガバナンスの現状と課題

意見	考え方	案の修正の有無
<b>2.1 電気通信サービスに対するリスクの高まり</b>		
意見 2-1 サイバー攻撃の複雑化・巧妙化によるリスクとして、通信システムへの不正侵入等についても記載すべきではないか。		
ここでは IoT 機器に対する DDos 攻撃のみに絞られているが、IoT 機器そのものは通信ネット	御意見を踏まえ、「2.1.1 サイバー攻撃の複	有

<p>ワークの中核を占めるものではなく、通信システムそのものに対する攻撃や、ログイン（認証）時のパスワード等窃取、不正侵入手段等についても触れても良いと考える。</p> <p style="text-align: center;">【グーグル合同会社】</p>	<p>雑化・巧妙化によるリスク」中の表現を以下のとおり改めさせていただきます。</p> <p>【新】 これに加え、指令元、攻撃元、攻撃先等の電気通信設備が複数の ISP をまたぐ攻撃も発生している。<u>また、フィッシング等によるログイン時のパスワード窃取等も見られており、</u>こうした状況を踏まえれば、</p> <p>【旧】 これに加え、指令元、攻撃元、攻撃先等の電気通信設備が複数の ISP をまたぐ攻撃も発生している。こうした状況を踏まえれば、</p>	
<p>意見 2-2 通信の秘密の漏えい等の事例の公表が必要ではないか。</p>		
<p>・通信の秘密の取扱</p> <p>現状通信の秘密に関する事例は事業者が総務省から指導を受けた際に公表されたもの以外公開情報がありません。</p> <p>通信の秘密を厳格化するのであれば「通信の秘密の漏えい等」の事例を公表し、どのような事象が通信の秘密に該当するのか、事象の問題となる部分、適切な扱い方等を明確にすべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>2.3 利用者が安心できる電気通信サービスの円滑な提供に向けた課題</p>		
<p>意見 2-3 提示された課題の方向性について、賛同する。</p>		
<p>「電気通信事業者、特に情報の漏えい・不適正な取扱い、電気通信サービスの停止等により利用者の利益に及ぼす影響が甚大なものとなることを見込まれる者に対しては、機密性、完全性及び可用性の視点を踏まえた情報の適正な取扱いを通じて、利用者が安心して利用でき、高い信頼性を有する電気通信サービスを提供することが求められる。」としている点を、高く評価したい。社会的なインフラとして、また、消費者の生活に欠かすことのできないサービスとなりつつある現状を踏まえ、「個人の権利利益の保護」及び「誰一人取り残さない」という真の意味を考慮した施策としていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見 2-4 電気通信事業者間の連携について、具体的なイメージを示していただきたい。		
(p41) ここでいう「電気通信事業者間の連携」の具体的なイメージ（例：何らかの会議体を形成？）をお示し頂きたい。  【グーグル合同会社】	電気通信事業者間の連携の例として、サイバー攻撃の指令元や攻撃元に関する情報を共有すること等が考えられます。	無

### 第3章 電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置

意見	考え方	案の修正の有無
----	-----	---------

#### 3.1 電気通信事業におけるガバナンス強化に係る基本的な考え方

##### 意見 3-1 電気通信事業ガバナンスの強化に係る基本的な考え方について、賛同する。

<p>&lt; (i) 電気通信事業ガバナンスの強化 &gt;  「電気通信事業ガバナンスの強化」を支持する。  電気通信事業ガバナンスの強化が必要であるとする問題意識は、次の3点である。  ①個人：複雑化、不透明化するオンライン上の取引において、自らのデータを適正に管理できるか、②事業者：取引やビジネスモデルの複雑化や、その急速な進展、消費者と事業者、事業者間での情報の非対称性が生じる状況等に対し、事業者個々の取組みに依存することで安全が担保できるか、③法制度：「個人情報保護法では、“個人情報取扱事業者等”があらゆる分野を対象とする法の性格上、必要最小限度の規律に留まる(※1)」ため、複雑化する事業分野のサービスを網羅するには限界がある。  ※1 個人情報保護委員会 HP「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」</p> <p>&lt; (ii) 講じるべき対策及びその対象 &gt;  賛同である。</p> <p>&lt; (iii) ①事業者の内部統制によるガバナンスの強化に向けた取組 &gt;  消費者の苦情等が多いこと、苦情等の解決が困難な事例が多いこと等から、「内部統制の強化を通じた事業者自らによる取組の向上を基本とすべき」ことに加え、最小限の法令によるガバナンス確保を検討すべきである。</p>	賛同の御意見として承ります。	無
---	----------------	---

<p>&lt;(iii)②社会全体の仕組みによるガバナンスの強化に向けた取組&gt;  「政府も関与する共同規制等の仕組みによって、①の事業者自らによる取組を促進していくという方向を目指すべきである。」に賛同である。また、共同規制等を検討する際には、消費者代表等の広いステークホルダーの意見を聞く必要がある。  【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<p>意見 3-2 電気通信事業ガバナンスの仕組みの一つとして、内部統制が取れている電気通信事業者の取組をベストプラクティスとして紹介することを推奨する。</p>		
<p>電気通信事業ガバナンスの仕組みにつき、③として、内部統制が取れ、ガバナンスが効いている電気通信事業者の取り組みを「ベストプラクティス」のような形で紹介することを推奨したい。その結果として、事業者の自主的なガバナンス能力を向上させ、結果的に利用者保護や電気通信サービスの利便性の向上に繋がると考える。  【グーグル合同会社】</p>	<p>御意見を踏まえ、「第4章 今後の検討課題」の「(1) 官民連携した官民共同規制の実施体制の構築」に以下の内容を追記します。  【記載内容】  <u>さらに、制度の執行に際しては、ガバナンスが確保された電気通信事業者の取組をベストプラクティスとして共有すること等により、事業者の内部統制によるガバナンスの強化が図られていくことが期待される。</u></p>	<p>有</p>
<p><b>3.2 実施すべき措置</b></p>		
<p>意見 3-3 利用者に関する情報を適正に取り扱うことは必要不可欠であり、必要最小限の規律を定める必要性について賛同する。</p>		
<p>電気通信サービスを提供する事業者としては、利用者の安全・安心を確保し、電気通信事業の発展を促す観点からも、利用者に関する情報を適正に取り扱うことは、必要不可欠であり、大規模な検索サービスや SNS を提供する大手プラットフォームも含めて、必要最小限の規律を定める必要性について、賛同いたします。  【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-4 情報の漏えいに対するリスクには、内部・外部両方の対策が必要。</p>		
<p>以下内容の追記をご検討をお願いいたします。  当該リスク対策は、事業者自らの取組によるものを基本とし、事業者の内部統制によるガバナンスの強化に加え、サイバー攻撃による情報漏えい対策を講じることが必要となるが、情報の漏えいや不適正な取扱い等が発生した場合には、・・・(中略)・・・政府においても一定の関与が必要である。</p>	<p>サイバー攻撃による情報漏えい対策は、「事業者自らの取組」に含まれますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>意見理由： 情報の漏えいに対するリスクは内部・外部両方の対策が必要であり具体的な内容を加えることによりリスク対策の対象のイメージを持っていただくことができると考えます。 【一般社団法人オープンガバメント・コンソーシアム】</p>		
<p>意見 3-5 国際的な法制度や他の国内制度との整合性が図られるべきではないか。</p>		
<p>個人情報保護法ではなく電気通信事業法という業法において、単に通信を「利用」するだけのビジネスやサービスを対象に、個人のプライバシー保護に関する規制を課すことは、国際的に極めて異例のものであり、ビジネスやサービス提供のグローバル化という流れに真っ向から逆らうガラパゴス規制となることを懸念する。</p> <p>また、通信サービス利用者を含む個人のプライバシー保護という政策課題については、国際的な調和という要素を十分取り入れた個人情報保護法による対応が既に進められている中で、本報告書案を踏まえた制度改正は、電気通信事業法と個人情報保護法の二重規制となり、ビジネスに過剰な負担をもたらすことで、日本のデジタルビジネスの発展ひいては日本社会のデジタル化自体を大きく阻害することを強く懸念する。新経済連盟は、いわゆる「個人情報保護法制 2000 個問題」への対応を主張してきたが、政府においてその解消に向けた取組が進んでいる中で、本報告書案を踏まえた制度改正を行うことは、これに逆行する動きである。</p> <p>例えば EU においては、GDPR と共に ePrivacy 指令に基づく各国法（現在 ePrivacy 規則へのアップデートが議論中）により個人のプライバシー保護に関するルールを形成しているが、後者は前者の <i>lex specialis</i>（特別法）であり（ePrivacy 指令に基づく各国法が適用されるものについては、GDPR は適用されない）、このような二重規制とはなっていないことに留意すべきである。また、ePrivacy 指令（及び議論中の ePrivacy 規則）は業法ではない点も、電気通信事業法とは異なっている。</p> <p>縦割りの業法である電気通信事業法の横串的な拡張は、伝統的な通信キャリア規制の考え方をデジタルビジネス全般に適用しようとするものであり、「デジタル原則」の一つでもある「アジャイルガバナンス原則」に反するものである。デジタル情報に関するルールの在り方については、日本社会の DX をどのように進めるかというテーマの一部として、総務省単独ではなく、国際的な調和も踏まえた全政府的な検討が必要と考える。例えば、本報告書案において「経済安全保障」という語が全く使われていないことは、この観点からも検討が不十分であることを象徴的に示すものである。</p>	<p>他国における取組について、ドイツでは 2021 年 5 月に電気通信事業者法を改正し、電気通信事業者に対して通信の秘密や個人情報の保護に関する方策の導入等を義務付け、英国においても 2021 年 11 月に電気通信（セキュリティ）法が成立し、電気通信事業者に対して通信の漏えいといったリスクに対するセキュリティ対策を義務付けており、昨今の電気通信事業を取り巻く環境変化によるリスクの高まりを踏まえて、各国の業法において新たな規律が設けられているものと承知しており、報告書案はこうした動きに沿ったものと考えます。なお、EU のネットワーク・情報システムセキュリティ指令（NIS 指令）においては、検索サービス等に対してセキュリティ対策等を義務付け、NIS 指令の改正案（NIS2 指令案）においてはその対象を SNS 等にも拡大することが検討されています。</p> <p>法体系は各国で異なる部分もありますが、これまで電気通信事業法において保護の対象とされてきた通信の秘密は個人情報にも該当し得ますが、電気通信事業法の目的の範囲内で規定されており、二重規制とは考えられておりません。さらに、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接</p>	<p>無</p>



なお、二重規制の点については、異なる目的であれば同一の対象に規制を課すことは認められるという考えの下、現にそのような立法が許容されるとともに、同一の対象に対する各省庁の所管の主張（縄張り争い）を正当化してきたことは十分承知している。その上で意見を申し上げるのは、立法論としてそのような規制が可能かどうかを問題としているのではなく、規制対応コストを負担することとなるビジネスやサービスへの悪影響を問題としているためである。

【一般社団法人新経済連盟】

○ 諸外国の規律に対する総合的な考察の欠如（2.2.2 ガバナンスに関する国際標準・諸外国の制度等）

報告書案においては、諸外国の規律について紹介がなされているが、電気通信に関する諸制度についての総合的な考察がなされておらず、我が国の法制度における対応が国際調和の観点から整合的に説明し得るのかなど、疑問がある。

例えば、電気通信事業の規制に関しては、欧州では、e-privacy 規則案は欧州電子通信コード（EECC）の定義を踏まえているところ、OTT サービスの前提はウェブメールその他の個人間通信サービスであって、報告書案にあるような SNS、検索サービスではないものと思料する。また、その前提で電気通信データの秘密保護と処理規制を規定し、電子通信コンテンツと電子通信メタデータに区分して処理規制を設けるなど、柔軟かつ具体的な規律が予定されている。加えて、いわゆるクッキー等の規制については、単に利用者に関する情報が外部に送信されることを懸念するものではなく、利用者の端末装置の処理蓄積機能の利用を含めて最新の技術動向を踏まえた規制が検討されている。

そして、電気通信事業の規制は、e-privacy 規則案のみならず、デジタル単一市場の構築を前提として、EECC による電気通信サービスの統一や、著作権指令、検索エンジン等を対象とするネットワーク・情報システムの安全に関する指令（NIS 指令）等によって、多角的な検討と規律が模索され、戦略的な政策の下に総合的な法制度が提案され、かつ議論が事業者にも公表されていることがうかがわれる。

デジタル社会においては、国際的な調和の観点が重要であるところ、我が国の電気通信事業や利用者に関する情報の保護を検討するに当たっては、諸外国の政策や法制度の総合的な考察を踏まえ、同じく総合的な考察を経ることが肝要である。たとえば、個人情報保護法、特定デジタルプラットフォーム透明化法、会社法、独禁法、著作権法等の他の法令とともに、諸外国の制度と比べて合理性ある調和のとれた制度設計となるよう精査することが求めら

関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っており、個人情報保護委員会事務局の確認を受けた「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により運用面においても従来から同委員会と緊密に連携していると承知しています。

また、電気通信事業法と同じ業法である銀行法では個人情報を含む顧客情報の適正な取扱いが規定されておりますが、個人情報保護法では個人の権利利益を保護することを目的とし、銀行法等は金融機関の業務の公共性等に鑑み、その業務の健全かつ適切な運営を確保するという観点から規律されていると承知しています（「金融機関における個人情報保護に関する Q&A」（令和 2 年 12 月個人情報保護委員会事務局・金融庁））。業法であることが特別法となる妨げになるものではないと認識しております。

なお、「アジャイルガバナンス原則」は、機動的で柔軟なガバナンスを指すものと承知しており、官民共同規制の考え方も踏まえ、各事業者が自ら利用者情報の取扱状況の評価を行い対応することは、当該原則にも沿ったものと考えられます。

れる。		
	【三浦法律事務所】	
<b>3.2.1 電気通信事業に係る情報の漏えい・不適正な取扱い等に対するリスク対策</b>		
意見 3-6 大量の利用者情報を扱う事業者の社会的責任は高まっており、電気通信回線設備の有無を問わず、通信の秘密や利用者に関する情報について適正な取扱いが確保されるべきとの考えに賛同する。		
新型コロナウイルス感染症の影響による電気通信サービスの利用者の増加や近年の OTT などの動画配信事業者の存在の高まりを考慮すると、大量の利用者情報を扱う事業者の社会的責任は高まっていると考えられ、回線設備の有無を問わず、通信の秘密や利用者に関する情報について適正な取扱いが確保されるべきとの考えに賛同します。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	賛同の御意見として承ります。	無
意見 3-7 様々な事業分野における情報の取扱いについては、電気通信事業法で規制すべきではない。		
「伝送」以外のプロセスとして、「取得」、「保管」、「廃棄」、「収集」、「加工」、「利用」、「提供」等が挙げられているが、例えば FinTech 事業者は、通信のためではなく、金融サービスを（通信を利用して）提供するためにこれらプロセスを行っている。 このように、FinTech サービスのような様々な事業分野における情報の「取得」、「保管」、「廃棄」、「収集」、「加工」、「利用」、「提供」といったプロセスを、情報取扱いの一般法である個人情報保護法や各分野の業法に加え、電気通信事業法において規制することは、明らかに過剰な規制である。 そもそも、電気通信事業法が単に通信を利用する（「電気通信設備を他人の通信の用に供する」）だけのサービスまでをも「電気通信役務」と位置付け、「電気通信事業」という提供側のカテゴリーに含めていることがこの問題の原点であり、デジタル化を阻害しないためにも、「電気通信役務」や「電気通信事業」の定義の見直しを早急に行うべきである。 【一般社団法人新経済連盟】	電気通信事業法においては、「2.2.1.1 電気通信事業の公共性及び電気通信事業法における規律の対象」にあるように、情報通信基盤を提供する場合及び通話・コミュニケーションサービスを提供する場合が規律の対象とされています。このような電気通信サービスを提供する電気通信事業者のうち、特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい大規模な電気通信事業者にのみ、電気通信役務の円滑な提供や健全な発達の観点から必要最小限の規律を検討するものであり、過剰な規制には当たらないものと考えられます。 なお、一般的には、オンラインバンクなど、本来業務遂行の手段として電気通信役務を提供する場合には、他人の需要に応ずるものではなく、電気通信事業には該当しないものとされており、御指摘は当たらないと考えます。	無
意見 3-8 電気通信事業法の目的を変更することなく、規律の適用範囲を変更するべきではない。		
○ 電気通信事業法の目的と新たな規制対象の不整合 (3.1.3 電気通信事業ガバナンスの在り	電気通信事業法の法目的には、御指摘の「電	無

方の検討、3.2.1.2 (3) 規律の対象に関する配慮事項)

報告書案では、「事業法の目的である電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものにし、電気通信役務の円滑な提供を図るため、利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保し通信の信頼性を保持する観点から、設備を対象とした対策に加え、新たに情報を対象とした対策が必要である。特に、対策を講じるべき情報として、通信の秘密に加え、電気通信サービスの円滑な提供に必要不可欠な利用者に関する情報を対象とすることが適当」とある。電気通信事業法は、そもそも「電気通信事業の公共性」に着目するものであり（同法1条）、国民生活及び産業経済活動に必要な電気通信役務を提供する事業（電気、ガス、運輸等と同様に国民必需のサービスであるなど、国民生活及び産業経済活動にとって、中断が許され難いもの）を規制対象とし、電気通信役務の円滑な提供の確保等のための規律が設けられていると考えられる。また、思想表現の自由の保障や、個人の私生活上の自由を保障するなどの憲法的価値を前提とし、厳格な規律が設けられている。電気通信事業者の射程を変更することや、保護対象を拡充するに当たっては、そのような法の目的及び厳格な規律を前提として、電気通信事業の公共性についての検討と、新たな規制に対する合理的な説明が要求されるべきである。

この点、報告書案では、電気通信事業者の範囲の拡大に対して、「インターネットの発展等に伴い、第三号事業を営む者であっても、利用者への影響度が大きい大規模なサービスを提供する場合も出てきており、・・・利用者利益等を保護する社会的要請が高まってきている」、「具体的には、事業法では、伝統的に隔地者間の通信の媒介を主たる規律の対象としていることを踏まえ、他人間の通信（特に他人間の通話・コミュニケーション）を実施的に媒介する電気通信役務は、規律の対象とすることが考えられ、具体的なサービスとしてはSNSが妥当する。」とし、脚注73において「①SNS、②レビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイト、③ネット・オークション、オンライン・フリーマーケット等が想定される。」と説明するのみである。電気通信事業法において新たに規制の対象とすべきであることについて、①から③までのサービスが規制対象とされることに対し、電気通信事業の公共性の観点からの考察に欠け、国民生活及び産業経済活動に必要な不可欠であるとの評価には議論があるように思料するところ、関係する事業者等を交えた再検討が望まれる。

【三浦法律事務所】

気通信役務の円滑な提供を確保する」ことに加え、「利用者の利益を保護」することが掲げられ、法律制定以降、様々な見直しが行われてきました。特に近年では、利用者保護ルールの充実を図る等、技術革新の動向や市場の環境変化を踏まえ、制度の方向性を見直す取組が行われてきています。

また、第三号事業を営む者について、これまで通信の秘密と検閲の禁止を除き、電気通信事業法の規律の適用を除外され、電気通信事業者として規律の対象とされてきませんでした。これは、昭和59年の電気通信事業法の創設当時、第三号事業は、利用者数が小規模なものしか想定されない特殊な形態の事業であり、法の規律を課す社会的必要性が乏しいと考えられたためです。他方、近年、第三号事業において、

- ①利用者数が著しく多く、法の適用対象である電気通信事業と同等又はそれ以上に利用者に関する情報を多く取り扱う事業の出現
- ②インターネットにおいて多くの利用者が様々な電気通信役務にアクセスする上で不可欠なドメイン名（例：\*\*\*.co.jp）を提供する検索サービス等、社会経済活動における重要性が高く、様々な電気通信役務に係る基盤的な役割を担う事業の出現
- ③不特定多数の者がやりとりを行うプラットフォーム（SNS等）のようにサービス総体として捉えると（法の適用対象である）

	<p>媒介行為（他人と他人の間の通信の取扱い）に相当する行為と考えられる事業など社会的・経済的影響が大きい事業の出現</p> <p>等により、第三号事業における利用者の利益の保護等を確保する社会的要請が高まっています。こうした状況を踏まえ、これらの3つの特徴を有する事業のうち、従来の電気通信事業法の規律の継続性にも配慮しつつ、必要最小限の規律とする観点から、第三号事業である大規模な SNS 及び検索サービスを規律の対象とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法では、他人の需要に応ずるために、電気通信役務を反復継続的に提供する事業（電気通信事業）を営む者を規律の対象としており、今回もこの考え方に変更はありません。</p>	
<p>○ 規律の対象に係る要件の不合理性（3.2.1.2（1）利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象、同（3）規律の対象に関する配慮事項、3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置）</p> <p>報告書案では、「電気通信役務の円滑な提供を確保するデジタル技術の導入による革新的なサービスの提供や社会の DX を一層促進する観点から、利用者が安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保し、デジタル技術の利活用に対する利用者の不安を取り除いていく必要がある。」とあり、これに続いて「電気通信事業は、憲法でも保護が規定される通信の秘密に関する情報を取り扱う事業であり、情報漏えい時には、個人的法益のみならず、社会的法益・国家的法益の侵害にもつながりかねない事業であるため、情報の取扱いには特に高い信頼性が求められる上、基本的に、情報はひとたび漏えい等すると利用者にとって取り返しのつかない被害や損害を与えかねないという性質を有する。」としてガバナンスに係る規制の必要性を説明する。そのうえで、「ただし、利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保し通信の信頼性を維持する社会的要請の高まりと、インターネット等</p>	<p>本報告書（案）の内容は、電気通信事業法における電気通信事業者及び同法第 164 条第 1 項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱いに係る通信の秘密を保護する規定の適用範囲を変更するものではありません。（法第 4 条及び法第 164 条第 3 項）</p> <p>利用者情報の適正な取扱いに係る規律については、本検討会のヒアリング等を通じた産業界の意見等も踏まえ、電気通信事業者等による自由なビジネスを阻害しないための配慮から、一部の大規模な電気通信事業者のみを対象とすることが適切としています。なお、本報告書（案）の内容は、これまでの電気通信事</p>	<p>無</p>

<p>を活用した多様な事業の創造・イノベーション及び社会経済的な発展の促進に係る社会的要請の双方を踏まえ、規律の対象者を非常に多くの利用者を有する事業者に限定するとともに、その詳細については、今後電気通信サービスの提供や利用の実態を踏まえつつ検討を行っていくことが必要である。」として規模要件を設けることを示唆する。</p> <p>しかし、電気通信事業法は、利用者利益を保護するため（同法1条）の直接的な規定として、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を保護する規定（同法3条、4条）を設けているものであるところ、規模要件を設けることで規制対象を制限することは、通信の秘密に関しては、利用者利益の保護に悖るのではないかとの懸念があり、合理的ではない。仮に要件を設けるとすれば、通信の秘密の保護のために必要か否かという観点から検討されるべきである。例えば、広く利用者情報の保護を対象としないことは一案である。このように規模要件は、通信の秘密の観点からは妥当性がなく、規模が大きいから規制が必要という立論になじまないものであり、規模が大きいプラットフォームとしての規制は、特定デジタルプラットフォーム透明化法において措置されている。特に、デジタル広告については、新たに同法の規制対象となる予定であり、かかる新たな規制において保護されない法益がどこにあるのか、利用者に関する情報の外部送信の際に講じる措置を含めて、同法との規制対象の整理も必要と考える。また、脚注79にあるように規模要件を設けることが前提となっているように思料するが、特定デジタルプラットフォーム透明化法と重疊的な規制とならないのか不明瞭である。</p> <p>なお、要件の合理性は、今後の法改正や省令等による指定について不合理な措置が講じられることのないよう、条文案の早期の公表、検討の十分な機会をもうけるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【三浦法律事務所】</p>	<p>業者の取扱中に係る通信の秘密を保護する規定を変更するものではなく、一部の大規模な電気通信事業者に対して追加的な規律を課すものであり、利用者保護にもとるとの懸念は当たりません。</p> <p>また、大規模な事業者は大量の情報を取得・管理等することが想定され、情報の漏えい・不適正な取扱い等によって利用者等に生じる影響の範囲やリスクが特に高く、規律の対象者とすることは適切であると考えられます。</p> <p>また、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律は、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性と公正性の向上を図るために、デジタルプラットフォーム提供者に対し、取引条件等の情報の開示等を義務付けているものであり、利用者に関する情報の適正な取扱いに関する規律とは目的が異なるものであると承知しています。</p>	
<p>「個人的法益」「社会的法益」「国家的法益」「保護法益」と、刑法の用語がふんだんに用いられているが、これは、「情報の漏えいや不適正な取扱い」に対して刑罰をもって措置する直罰規定を設ける構想を述べたものか。「情報の漏えいや不適正な取扱い」といった事業者の管理上の過誤に対して、刑罰をもって臨むというのは過酷であり、あまりにバランスを逸していると言わざるを得ない。</p> <p>確かに、通信の秘密侵害罪の保護法益は、プライバシー保護といった個人的法益に限られず、検閲の禁止と併せ、「確実なサービスを提供して公衆電気通信業務の信用を維持しようとするもの」「国家的乃至は社会的法利益に連なるもの」との指摘は、電気通信事業法の前身にあたる公衆電気通信法（昭和28年法律第96号）の立案担当者であった金光昭らの逐条解説書</p>	<p>電気通信事業は、①憲法でも保護が規定される通信の秘密を含む大量の利用者に関する情報を取り扱うこと、②国民生活や社会経済活動の基盤としての役割が高まっておりデジタル社会において主導的な役割を担うことが期待されること、③要人に関する情報など国家的法益にかかわる情報も取り扱うこと、等の理由から、情報の漏えい・不適正な取扱い等によって「個人的法益」、「社会的法益」及び「国</p>	<p>無</p>

<p>(日信出版、昭和 28 年)にも記載されていたところであるが、これはあくまでも通信の秘密及び検閲の禁止の罰則についての言及であって、通信の秘密に含まれないような一般情報の「漏えいや不適正な取扱い」についてまで妥当するものとは言えないだろう。</p> <p>あるいは、本件報告書が直罰規定について述べているものではないのであれば、刑法の用語である「個人的法益」「社会的法益」「国家的法益」「保護法益」の語を用いるのは避けるべきではないか。実際、Google で「“国家的法益” -刑法 -刑事 -刑罰 -罰則 -犯罪 -刑 -罰 -罪」で Web 検索すると、ほぼ貴検討会のページしかヒットしない。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人情報法制研究所】</p>	<p>家的法益」の侵害につながりかねないという側面があります。そのため、信頼できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、電気通信事業のガバナンスを確保するための必要最小限の規律について検討することは適当であると考えます。</p> <p>御懸念の刑罰については、本報告書(案)において特段の検討はなされておりませんが、今後、検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	
---	--	--

### 3.2.1.1 適正な取扱いを行うべき情報

#### 意見 3-9 適正な取扱いを行うべき情報の明確化が必要。

<p>事業者における規律に従った適切な取扱いに資するべく、個人情報保護法上の匿名加工情報、仮名加工情報、個人関連情報との整合性が図られた、明瞭かつ分かりやすい規律となることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「利用者情報」については、個人情報保護法の用語(個人情報ではない情報:個人関連情報)と類似概念であるため、明確に定義していただくことを要望します。</li> <li>・「利用者の情報」とは「②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報」との表現がなされていることから、それらの契約締結時又は利用登録時に利用者から提供された情報のみを指すという理解でよろしいでしょうか。規律の対象となる「利用者の情報」に該当する情報項目の具体例を報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</li> <li>・規律の対象となる「利用者情報」については、情報の種類によってその取扱いが利用者に及ぼす影響の大きさは異なると考えられるため、利用者情報の種類により規律の内容も異なることとするのが適切と考えられるため、報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</li> <li>・「②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報」における「電気通信役務」について、具体的にはどのようなサービスが規律対象となるのか、報告書上で明確にさせていただくことを要望します。なお、規律の対象となるサービスは、事業者自らが提供するものを指すと理解しておりますの</li> </ul>	<p>利用者情報は、利用者に関する情報のうち</p> <p>①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報としています。御指摘のとおり、適正な取扱いを行うべき情報の範囲について、事業者及び利用者の方々に分かりやすく明確化することは重要であると考えており、いただいた御意見を参考にしつつ、今後、適正な取扱いの対象となる情報の範囲について、利用者の利益や各事業者における事業の実態等を踏まえ「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正などを通じて、分かりやすい情報発信に努めていく必要があると考えます。</p> <p>なお、利用者情報は、利用者に関する情報のうち①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID や</p>	<p>無</p>
---	--	----------

<p>で、その旨も報告書上で明確にさせていただくことを要望します。また、同一種別のサービスを提供する事業者間における規律適用上の公平性の観点から、規律対象となる各サービスごとに、同一の基準により個別に適用有無を判定することが適切と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電気通信役務の契約の締結」「電気通信役務の利用登録」の具体例について、どのような行為が「契約の締結」や「利用登録」に該当するのか、それぞれの区分の判断基準も含め、報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</li> <li>・規律対象となる「利用者の情報」については、規律対象となるサービスに関する利用者の情報に限られる（同一の利用者の情報であっても、規律対象のサービス以外のサービスに関する情報については規律の対象外となる）と理解しておりますので、その旨を報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</li> <li>・法人の利用者情報の適正な取扱いに係る規律の考え方は通信分野以外にもあると想定されるため、各業界法との関係性を整理してさせていただくことを要望します。</li> </ul>	<p>ユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報であり、契約締結時又は登録時に取得された情報のみを指すものではありません。</p> <p>利用者情報については、通信の秘密や個人情報等が含まれ、その取扱いが利用者に及ぼす影響の大きさは異なる場合があると考えられ、例えば情報取扱規程において、事業の実態等を踏まえその管理方法等に差を設けることは問題ないと考えられます。</p> <p>具体的な制度設計に際しては関係する事業者団体、電気通信事業者、消費者団体等と意見交換をしながら、実態に即した制度整備を進めていくことが適当と考えます。</p>	
<p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>情報の適正な取扱いに関する規律と情報の外部送信に関する規律の対象の具体的な例示の記載がないことにより、事業者の混乱を招きかねないことから、「利用者情報」と「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」がそれぞれ具体的にどのようなものを含むのか明確化が必要であると考えます。「利用者情報」として報告書に記載されている①②のうち、①については電気通信事業法第4条に規定する「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密」に該当するものと理解しています。また、②については、「個人関連情報」との関係を確認させていただく必要があると考えます。明確化を図る際、「利用者情報」とは別に記載されている外部送信に係る「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」について、クッキーが含まれるのかを含め、規律の対象となる情報について明示させていただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>なお、「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」については、意見3-43を御参照ください。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書案で示された「利用者情報」は、個人情報保護法との関係性が不明瞭な部分もあると考えており、今後、具体的な内容が明示された上で、個人情報保護法との整合性が整理され、二重規制・過剰規制とならない様に検討が行われる事を要望致します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>		
<p>「利用者情報」について、これまで検討会で議論されてきた「電気通信役務利用者情報」との具体的な差分が不明であり、広範な情報が規制対象となることを懸念する。</p>	<p>「電気通信役務利用者情報」においては、サービス契約・登録が行われていない利用者に</p>	<p>無</p>

<p>これまで「電気通信役務利用者情報」に含まれるとしていた次の「通信サービスの利用者に関する情報」のうち、本報告書案の「利用者情報」に何が含まれ、何が含まれないのか、示していただきたい。</p> <p><b>【利用者から提供された情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の契約者情報</li> <li>・ プロフィール写真、利用者が入力した情報等</li> </ul> <p><b>【通信サービスを提供する中で取得した情報、知りえた情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ログインに必要な識別情報、クッキーを用いて生成された識別情報、契約者・端末固有 ID 等</li> <li>・ 通信履歴、ウェブページ上の行動履歴、アプリの利用履歴、位置情報、システム利用ログ等</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人新経済連盟】</b></p>	<p>関するクッキーを用いて生成された識別情報や端末 ID、それらに紐付けて保存されるウェブ上の行動履歴、アプリの利用履歴、システム利用ログなどが幅広く含まれていました（例えば、匿名掲示板への書き込みやログインなしに検索等を行った場合などの情報も含まれていたこととなります。）。利用者情報は、通信の秘密に加えて、サービス契約・登録をした利用者の情報（利用者から提供された情報、ログインに必要な識別情報、ウェブページ上の行動履歴等）のみであり、これらの情報は含まれないこととなります。</p> <p>さらに、適正な取扱いの対象は「サービス契約・登録をした利用者の ID 等に結びついた情報であってデータベース等で管理されている情報等を利用者利益の保護及び事業者のビジネスの現状等も踏まえ、検討する必要があると考えます。すなわち、「電気通信役務利用者情報」の場合には、対象となりえた散在情報や断片的な情報は含まれないことが想定されます。利用者情報には、契約又は登録していない利用者のクッキーを用いて生成された識別情報・ウェブページ上の行動履歴、アプリの利用履歴、システム利用ログ等は含まれないこととなります。</p>	
<p>②今回対象となる利用者情報のうち、ログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報利用者に関する情報について、わかりやすい説明を希望します。例えば、以下の場合、a) は本規範に該当、b) は非該当となる理解でよろしいでしょうか。</p> <p>a) シリアル番号を配布し、その番号の入力によってサービス提供を行う場合</p> <p>b) ユーザー ID 登録はないが端末 ID の登録により IoT データを取得する場合</p>	<p>御理解のとおりです。</p>	<p>無</p>



【ソフトバンク株式会社】		
<p>定義が不十分な「利用者情報」の概念とその整理</p> <p>上述のとおり、総務省は、利用者に関する情報を、①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報（「利用者情報」）と説明している。しかしながら、「利用者に関する情報」及び「利用者情報」に含まれる、個人情報及び個人関連情報は、個人情報保護法により保護されている。実務的には「通信の秘密」の範囲やその侵害、かかる侵害が正当化される範囲についても必ずしも明らかでない中で、個人情報を超えた「利用者情報」の外縁が必ずしも明確化されないまま、個人情報を含む「利用者情報」について電気通信事業法によって更なる規律を課すことは、業界や個人に混乱をもたらすだけである。そのような概念が不明瞭な場合、サービス提供者は適切な保護を確実にするための相応の対応を実行できず、個人は自身の権利が何であるかを理解できなくなることから、明確かつ分かりやすい規律とすべきである。加えて、利用者のフィードバック掲示板、消費者の評価及びソーシャルメディアへのコメントの投稿等、公に共有されているかまたは公開されている通信は、（基本的には公に共有されていない秘密の情報を保護するものである）通信の秘密の概念と無関係である。</p> <p>実際、そのような概念は、公開掲示板や SNS 上の公の投稿の概念に反し矛盾する。一方、公開の投稿であっても、発信者情報は、既に通信の秘密として規制されている。このように、既存の電気通信事業法は、公開の投稿の発信者情報を含め、電気通信サービスの利用者のプライバシーを保護するために必要な規制ツールを備えており、これを拡大しようとする改正は、電気通信事業法の基盤を根本的に変えるものとして、国民に開かれた議論の下、慎重に検証されなければならない性質のものである。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>適正な取扱いを行うべき情報の範囲について、事業者及び利用者の方々に分かりやすく明確化することは重要であると考えており、今後、適正な取扱いの対象となる情報の範囲について、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正などを通じて、引き続き分かりやすい情報発信に努めていく必要があると考えます。</p> <p>SNS や公開掲示板は公表情報を扱っているものの、①利用者のアカウントに利用者の属性や閲覧履歴等、様々な情報を紐付けて管理し、それを広告主に提供することでターゲティング広告を実現する等、膨大な利用者の情報を保有していること、②閲覧者を限定した投稿等一般に公開されない情報も多く取り扱うものであり、利用者が安心して利用できる電気通信役務を確保する観点から、利用者の利益に与える影響が大きき者に限り、利用者情報の適正な取扱いを求めることは適当であると考えます。</p> <p>なお、通信の秘密に関しては、これまでも電気通信事業法第 4 条、第 164 条第 3 項により、第三号事業を含む電気通信事業を営む者は通信の秘密を保護することが求められておりますが、デジタル技術の利用に係る利用者の不安が高止まりする中、我が国において更なる DX 等を推進していくため、利用者が安心して利用できる電気通信役務を確保する観点から、通信の秘密に加え、サービス契約・登録を行っている</p>	無
<p>定義が不十分な「利用者情報」の概念とその整理</p> <p>上述のとおり、総務省は、利用者に関する情報を、①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報（「利用者情報」）と説明している。しかしながら、「利用者に関する情報」及び「利用者情報」に含まれる、個人情報および個人関連情報は、個人情報保護法により保護されている。実務的には「通信の秘密」の範囲やその侵害、かかる侵害が正当化される範囲についても必ずしも明らかでない中で、個人情報を超えた「利用者情報」の外縁が必ずしも明確化されないまま、個人情報を含む「利用者情報」について電気通信事業法によって更なる</p>		

<p>規律を課すことは、業界や個人に混乱をもたらすだけである。そのような概念が不明瞭な場合、サービス提供者は適切な保護を確実にするための相応の対応を実行できず、個人は自身の権利が何であるかを理解できなくなることから、明確かつ分かりやすい規律とすべきである。</p> <p>加えて、利用者のフィードバック掲示板、消費者の評価およびソーシャルメディアへのコメントの投稿等、公に共有されているかまたは公開されている通信は、(基本的には公に共有されていない秘密の情報を保護するものである)通信の秘密の概念と無関係である。</p> <p>実際、そのような概念は、公開掲示板や SNS 上の公の投稿の概念に反し矛盾する。一方、公開の投稿であっても、発信者情報は、既に通信の秘密として規制されている。このように、既存の電気通信事業法は、公開の投稿の発信者情報を含め、電気通信サービスの利用者のプライバシーを保護するために必要な規制ツールを備えており、これを拡大しようとする改正は、電気通信事業法の基盤を根本的に変えるものとして、国民に開かれた議論の下、慎重に検証されなければならない性質のものである。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	<p>利用者の情報についても適正な取扱いを求めるものです。</p>	
<p>加えて、利用者によるフィードバックを表示する掲示板、消費者の口コミ評価、SNS へのコメントの投稿等、公に共有または公開されている会話は、通信の秘密の概念とは無関係である。実際、そのような概念は、SNS、公開掲示板や公開投稿の概念に反し、矛盾する。したがって、電気通信事業法は、本質的に、電気通信事業法の対象となる情報の範囲を拡大する根拠を欠いており、規制対象となる「電気通信事業者」の範囲を拡大して、SNS のような公開の会話のプラットフォームを新たな規制対象とするこの改正案は過度に広範な規制を課すものとなっている。</p> <p style="text-align: center;">【Twitter, Inc.】</p>		
<p>○ 利用者情報の保護を目的とした規制強化の必要性</p> <p>新たに電気通信事業者に位置づけられる SNS や検索サービスの提供者について、その取扱中にある通信の秘密とは何かを明確にしつつ規制強化の必要性を説明すべきと考える。</p> <p>通信の秘密の例として、電話やメール等の特定者間通信が挙げられるところ、電子掲示板やホームページに掲載された不特定多数者に向けて表示されることを目的とした通信の内容は、発信者がそれ自体を秘密としていないと解すべきであると言われる。</p> <p>SNS における情報発信は、主に不特定多数の者に知らしめることを目的として投稿されるものであり、本来的に通信の秘密による保護を必要としないものである。また、少なくとも SNS</p>	<p>上記に加え、第三号事業においても利用者数が著しく多く、法の適用対象となる電気通信事業者と同等又はそれ以上に利用者に関する情報を多く取り扱う事業が出現したこと等を踏まえ、第三号事業である大規模な SNS と検索サービスを提供する電気通信事業者として規律の対象とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>の機能は、多数人に対して表示されることを前提とするものであるなど、通信の秘密に係る規律の対象とならない場面がある。このように、新たに電気通信事業者となる者によるサービス提供において、主な機能は本来的に保護対象とは考えられず、付随する部分についてもどのような通信が保護対象とされるべきか範囲が不明瞭であると言わざるを得ない。また、利用者に関する情報という概念を保護対象と明示することで規制強化を行っているところ、報告書案にある規制は、概ね単に利用者情報規制を設けようとしているに過ぎないと思料する。国民生活及び産業経済活動に必要な電気通信については現在の電気通信事業者を対象とすれば足り、その上に成立するサービスについて利用者情報の規制を要するとすれば、個人情報保護法等によって規制をすることで足りるのではないか疑問がある。</p> <p style="text-align: right;">【三浦法律事務所】</p>		
<p>賛成です。ただ、②について、ユーザー名等で利用登録はしていない場合であっても、Cookie や識別子情報には行動履歴等多くの情報が残るため、利用者の安心・安全を確保するために Cookie 等の情報の不適正な取扱いについても含めていただきたい。非個人の情報の取扱いをする際には、その利用内容や方法について開示する場の提供や、利用者の不安がないように適正に取り扱うようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、利用者情報の適正な取扱いに係る規律については、本検討会のヒアリング等を通じた産業界の意見等も踏まえ、規制が及ぼす負担の増加等への配慮から、一部の大規模な電気通信事業者のみを対象とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>事業者が検討会の提案に対して有意義な意見を述べるためには、提案が十分明確でなければなりません。現在、そうはなっていないのではないのでしょうか。現在、検討会の報告は、①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報(以下「利用者情報」といいます。)について、「適正な取扱いを行うべき情報」としてさらに規制が必要であると指摘しているにとどまります。しかし報告書には、検討会がどのような規制を提案しているかの記載はありません。このような重要な詳細無くして、利害関係者が意味のあるコメントをすることは不可能ではないのでしょうか。</p> <p>報告書は、改正目的が通信の秘密の保護を確保することにあり、保護対象の情報は個人情報に限定されるべきではないと述べるにとどまっています。具体的には、同報告書は、ログイン ID 及びユーザー名を利用している利用者の情報以外に、利用者に関してどのような種類の情報がこの概念の対象となるのか、また情報が概念にこの含まれるためには、当該情報により個人が特定しえなければならぬのかを明確にしています。さらに報告書は法人に関</p>	<p>利用者情報の適正な取扱いとして必要な規律については、「3.2.1.2 利用者情報の適正な取扱いの促進」に記載のとおりです。</p> <p>特定の個人を識別することなく利用者を区別し電気通信サービスを提供するような形態も増えてきていることから、個人情報に該当しない利用者に関する情報についても適正な取扱いを求めていくことが必要であると考えられます。</p> <p>また、電気通信事業法の目的の一つは、利用者利益の保護であり、法人を含めた利用者の情報が適切に取り扱われることで、電気通信事業の信頼を確保し、同事業の発展に資する</p>	<p>無</p>

<p>する情報が利用者情報として保護されるべきであると述べていますが、一般的には法人はプライバシー権を有せず、また法人名等は一般的に公表されていることから、なぜ法人情報がそのように保護されるべきであるのか、明確ではありません。したがって、なぜ法人に関する情報が厳格な行政規制により保護されるべきであるのか、理由が明確ではありません。</p> <p>報告書はまた、何が情報の「適正な取扱い」に当たるのか、明確に記載していません。具体的には、報告書は、通信の秘密を保持する義務と個人のプライバシーを保護する義務とを混同しているようですが、プライバシーと秘密は、同じように扱うべきではない別個の概念であるので、こうした混同は概念的に誤りです。機密性とプライバシーが保護に値することに異論はありませんが、これらを同じように扱うべきではなく、電気通信事業法がプライバシー保護のための正しい法的根拠であるとは考えられません。</p> <p>報告書はこうした概念の区別を無視しており、事業者に対して、通信の秘密に関する情報と利用者に関する情報について同様の処理が必要であるかのように、「適切に処理」するよう義務付けています。しかし、これは全く不要なことであり、事業者に対して過度の負担を課すものとなってしまいます。現行の規制を超えて、個人情報及び電気通信の秘密の保護に加えて、新たな規制を課す理由があるとは思えません。報告書案が、自主的取組である内部統制及びイノベーションを尊重するために、電気通信事業法に対する改正が「最小限の」規律であるべきと自ら述べていることに鑑み、総務省は、提案する内容が「最小限の」規律に該当すると考える理由について、利害関係者への説明責任を確実に果たすべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ものと考えます。</p> <p>なお、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信事業者に対しては、規制が及ぼす負担の増加等にも配慮する必要がある、そうした観点も考慮した結果、今回、まずは、適切なガバナンスを確保するための必要最小限の規律として、利用者の利益に及ぼす影響が大きい大規模な電気通信事業者に限って規律を課すことが適当と考えます。</p>	
<p>従来、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインなどでは、「通信の秘密に係る個人情報」というように「係る」という表現が用いられてきたが、「係る」と「該当する」は敢えて使い分けているのか。使い分けているとしてどのように異なるのかを示されたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>「通信の秘密に係る個人情報」と「通信の秘密に該当する個人情報」は同じ内容を示しており、特段の使い分けを行っているわけではありません。</p>	無
<p>どのような類型の情報が「通信の秘密に該当する情報」なのか外縁を示されたい。電気通信事業法4条1項では、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密」（164条3項では、「電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信」と限定が付されているが、その限定を付さずに「通信の秘密」に該当する情報を対象とするということであれば、同項により保護される範囲より非常に広がるのが懸念される。範囲を広くすることを企図しているのであれば、その立法事実も併せて示されたい。</p> <p>また、利用者がクチコミやコメントなど、自ら投稿・発信する情報と通信の秘密との関係を</p>	<p>通信の秘密の範囲を拡大させることを意図するものではありません。</p>	無

<p>明らかにされたい。通信の当事者が第三者に見られることを理解して（ないしは期待して）投稿・発信しているのだから、保護の必要性はないし、かつ、通信の一方当事者の同意があるため保護しない許容性もあると考えるが、どうか。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>		
<p>データベースの定義次第では、ログイン ID・ユーザ名に限らず、非常に広範な情報が含まれる。個人を識別できない利用者（法人・個人）の情報であること（当該情報の漏えい等により生じる不利益は個人情報とはレベルが異なること）に基づき、適正な定義・範囲の設定を御願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>規制が及ぼす負担の増加等にも配慮する必要があることを踏まえ、適正な取扱いの対象は「サービス契約・登録をした利用者の ID 等に結びついた情報であってデータベース等で管理されている情報等を利用者利益の保護及び事業者のビジネスの現状等も踏まえ、検討する必要があると考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見 3-10 適正な取扱いを行うべき利用者情報については、利用者に関する幅広い範囲の情報とすべき。</b></p>		
<p>電気通信サービスを取り巻く環境変化や、LINE 問題などの課題を踏まえれば、利用者情報の適正な取扱いに係る規律の導入は必要不可欠で、賛同します。</p> <p>しかし、対象を、「利用者に関する情報のうち①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報」に限定することは妥当ではありません。契約・登録の有無にかかわらず、利用者に関する情報はすべて対象とすべきです。報告書案に「近年、特定の個人を識別することなく利用者を区別し電気通信サービスを提供するような形態も増えてきていることから、個人情報に該当しない利用者に関する情報についても適正な取扱いを求めていくことが必要であると考えられる」と記されている通り、契約や利用登録をしないで、特定の個人を識別されない状態で通信サービスを使う利用者の情報についても適切な取り扱いがなされるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信消費者ネットワーク】</p>	<p>適正な取扱いを行うべき利用者情報の対象については、利用者の情報の保護や適正な取扱い、電気通信に対する信頼確保等に対する期待、事業者の実務や実態等も考慮した上で、適正な規律の下で利用者情報の保護と活用を図ることができるようなものである必要があると考えます。</p> <p>本検討会では、事業者内部の適切なガバナンスを確保しつつ、利用者の利益が確保できるような適切な規律となるように、適正な取扱いを行うべき利用者情報の対象を検討してきたものです。</p>	<p>無</p>
<p>利用者情報の適正な取扱いに係る規律を導入することは、適切な提案と考えます。電気通信サービスを取り巻く環境変化や、LINE 問題などの課題を踏まえれば、このような規律の導入は通信の信頼の確保に不可欠な提案です。しかしながら、この規律の対象を、「利用者に関する情報のうち①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報」に限定するのではなく、契約・登録の有無にかかわらず、特定の個人を識別しないものの、端末やブラウザを識</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	

別する端末等識別情報も含め、利用者に関する情報はすべて対象とすべきと考えます。3.2.1.1には「近年、特定の個人を識別することなく利用者を区別し電気通信サービスを提供するような形態も増えてきていることから、個人情報に該当しない利用者に関する情報についても適正な取扱いを求めていくことが必要であると考えられる」とも記されており、この記述の通り、契約・利用登録せず、特定の個人を識別されない状態で通信サービスを使う利用者の情報についても適切な取扱いがなされるべきと考えます。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

対象となる情報について、通信の秘密に該当する情報に加え、「電気通信役務利用者情報」も適正な取扱いを行うべき情報として位置付けることを支持する。サービス形態によるリスク範囲の拡大から、個人情報に当たらない利用者情報つまり、「特定の個人を識別することなく利用者を区別する」サービスの利用者の情報までも、適正な取扱いを行うべき利用者の権利として保護されるべきと考える。

【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】

#### (2) 3.2.1.1 適正な取扱いを行うべき情報

本報告書案は、利用者情報の適正な取扱いに係る規律の導入を提案する。前記のような利用環境の変化と新たに生じた脅威を踏まえれば、このような規律の導入は、利用者の保護と通信に対する信頼の確保に不可欠な適時・適切な提案であるといえる。しかしながら、3.2.1.1が、この規律の対象を、「利用者に関する情報のうちA通信の秘密に該当する情報、B電気通信役務の契約を締結した、又はログインIDやユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報」(47頁)のみに限定する点は妥当ではない。ケンブリッジアナリティカの教訓は、行動ターゲティング広告やレコメンドによって、多数の人の投票行動に影響を与えることが可能になり、それが社会の分断や安全保障上の問題をもたらすというものである。そのような働きかけ(マインドハッキング)は、広告IDやクッキーのようなオンライン識別子と、それに紐づいた個人のWebにおける利用履歴などの情報があれば可能であり、利用契約や登録アカウントがあることは必ずしも必要ではない。オンライン識別子に紐づいたデータベースの不適正な利用こそが新たに生じた脅威の中核に位置するものであり、これを適正な取扱いに係る規律の対象外としたことは不当である。

このことは、当初の議論においては、規律の対象がすべての利用者情報(オンライン識別子に紐づくものを含む)であったことを考慮すればなおさらである。

【一般社団法人 MyDataJapan】

意見3-11 利用者情報の保護は、個人情報保護法で行うべき。

多くの企業は個人情報保護法に基づき対策を講じており、申請、登録その他二重作業になるような規制を行うことは、企業活動へ影響を与える恐れがあるため、更なる検討が必要と考えます。

私共協会の会員企業では、「情報銀行」事業へ参入を考えている企業もあり、今年は「情報銀行の本格普及の年」とも言われ、多くの企業が参入してきます。それらの企業が個人情報、利用者情報のハンドリングでの混乱、企業活動へ悪影響を与えないよう、対処を望みます。特に地方での情報銀行のDXへの期待は大きく、地域DXの普及・拡大に阻害にならないよう、明確に報告書に定めて頂きたいと存じます。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

電気通信サービスの利用者に関する情報のうち、法規制すべきものの取扱いルールについては、すでに十分な議論のうえで個人情報保護法において規定されている。平成29年度改正個人情報保護法で「個人識別符号」が導入され、次いで令和2年改正個人情報保護法においてデータの保護・利活用への十分な配慮に基づき「個人関連情報」に関する規定が新設された際、さまざまなステークホルダーによる多角的な検討がなされてきたことを踏まえ、電気通信事業法において「利用者情報」を新たに規律することが適切かどうか、今後十分に議論することが適当である。

【一般社団法人日本経済団体連合会】

電気通信事業者は、電気通信事業法に基づき通信の秘密を保護し、「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」に基づきプライバシー情報の取扱いを行うことにより、利用者が安心して電気通信役務を利用できる環境を整えている中、電気通信事業法に新たに「利用者情報」という概念を位置づけ、その適正な取扱いを求めることは、電気通信事業者にとって過度な負担となるのではないかと懸念します。

情報取扱規程の策定や情報取扱方針の策定及びその公表は、「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」に基づく公表内容と重複する範囲があり、こうした類似性のある策定や公表を異なる制度に基づきそれぞれ別に行わなければならないことは、電気通信事業者にとって過度な負担となるのではないかと懸念します。

【楽天モバイル株式会社】

重複する監督の回避

日本では、個人情報保護法に基づき、個人情報保護のための法的枠組みが既に確立されてい

電気通信事業には法人の利用者もいること、また利用者が個人名でなくユーザー名等で登録するサービスも多く、そのようなサービスでも通信の秘密に関する情報を取り扱うという電気通信事業者特有の事情を踏まえ、利用者が安心できる電気通信役務を確保する観点から、業法である電気通信事業法において、利用者に関する情報の適正な取扱いを検討しているものです。銀行法においても、個人及び法人を問わず、顧客情報の適正な取扱いが規定されています。このような各業に特有の事情に関わらず、全て個人情報保護法で手当てをする場合、必要のない者に対しても過剰な規制が課され社会全体として最適な規律にならない上、個人の権利利益の保護を目的とする個人情報保護法で、法人を含む各業の利用者の利益を保護することは限界があると考えます。

各業に特有の事情に関しては、各業法で手当てをすることが社会全体にとって適切な（必要最小限の）規律となるものと考えます。

他方、事業者において混乱することのないよう、今後も、個人情報保護委員会事務局と連携・調整した上で、電気通信事業法の改正が行われた場合には、「電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン」の改訂等を通じて、電気通信事業者が個人情報保護法と電気通信事業法の双方に円滑に対応できるような環境を整えていく必要があると考えま

無

る。総務省の提案する「利用者情報」の概念には、個人情報保護法で現在保護されている情報が既に含まれていると理解している。対象とする情報の一部は、個人情報保護法が既に射程としているため、それらを含む「利用者情報」について電気通信事業法下の規制を拡大することは、部分的にであっても利用者情報に含まれる個人情報について、その保護の観点から本質的に重複する規定を導入することに他ならない。この点、二重規制に当たらない根拠として、電気通信事業法の目的が「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護」することである点が指摘されているが、上述のとおり、利用者には必然的に個人が含まれるのであり、その点において利用者情報保護及び個人情報保護とでは相当の重複がある点に留意すべきである。

このことから、日本政府は、利用者情報に含まれる個人情報を保護するために、個人情報保護法及び個人情報保護委員会の権限に依拠し続けるべきである。また、当該個人情報を含む利用者情報についても、実態として企業において個人情報と法人情報など個人情報に該当しない情報を分けて規律せずに個人情報の水準に併せて規律している点に留意する必要がある。その上で、産業界は、日本における個人情報保護に関する権利と義務について、個人情報保護法及び個人情報保護委員会の包括的なガイダンスに大きく依存しており、(産業界の場合)事業運営及び商取引に必要なプロセス及び手続を既に組み込んでいる。また、個人情報保護委員会が、世界中で、個人情報保護の諸課題に関する国際的コミュニティに長年にわたり関与してきたことに鑑みれば、同委員会は、他の個人情報保護法制度との国際的相互運用性を確実にする最善の立場にあると考えられる。サービス提供者の法的確実性と予測可能性を損ない、日本における投資、イノベーション、そして健全な経済成長を妨げることから、日本政府は、個人情報及び利用者情報保護に関して個人情報保護委員会と総務省の権限が重複することを避けるべきであり、少なくとも電気通信事業法上、ガイドラインの策定や改定を行う場合等には、総務省は、事前に個人情報保護委員会と協議を行うものとする旨の規定を法律上設ける等、調整が確実に行われるよう制度化すべきである。

【在日米商工会議所】

#### 重複する監督の回避

日本では、個人情報保護法に基づき、個人情報保護のための法的枠組みが既に確立されている。総務省の提案する「利用者情報」の概念には、個人情報保護法によって現在保護されている情報が既に含まれていると理解している。対象とする情報の一部は、個人情報保護法が既に射程としているため、それらを含む「利用者情報」について電気通信事業法下の規制を

す。



<p>拡大しようとすることは、部分的にであっても利用者情報に含まれる個人情報について、その保護の観点から本質的に重複する規定を導入することに他ならない。この点、二重規制に当たらない根拠として、電気通信事業法の目的が「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護」である点が指摘されているが、上述のとおり、利用者には必然的に個人が含まれるのであり、その点において利用者情報保護及び個人情報保護とでは相当の重複がある点に留意すべきである。</p> <p>このことから、日本政府は、利用者情報に含まれる個人情報を保護するために、個人情報保護法および個人情報保護委員会の権限に依拠し続けるべきである。また、当該個人情報を含む利用者情報についても、実態として企業において個人情報と法人情報など個人情報に該当しない情報を分けて規律せずに個人情報の水準に併せて規律していることに留意することが必要である。その上で、産業界は、日本における個人情報保護に関する権利と義務について、個人情報保護法および個人情報保護委員会の包括的なガイダンスに大きく依存しており、(産業界の場合)事業運営および商取引に必要なプロセスおよび手続きを既に組み込んでいる。また、個人情報保護委員会が、世界中で、個人情報保護の諸課題に関する国際的コミュニティに長年にわたり関与してきたことに鑑みれば、同委員会は、他の個人情報保護法制度との国際的相互運用性を確実にする最善の立場にあると考えられる。サービス提供者の法的確実性と予測可能性を損ない、日本における投資、イノベーション、そして健全な経済成長を妨げることから、日本政府は、個人情報及び利用者情報保護に関して個人情報保護委員会と総務省の権限が重複することを避けるべきであり、少なくとも電気通信事業法上、ガイドラインの策定や改定を行う場合等には、総務省は、事前に個人情報保護委員会と協議を行うものとする旨の規定を法律上設ける等、調整が確実に行われるよう制度化すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>		
<p>検討会の提案内容は、個人情報保護委員会が監督する、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に基づく世界屈指の既存の日本のプライバシー保護制度と重複しており、かつ矛盾する可能性があると考えます。これは、提案されている新たな区分の情報の範囲が、個人情報保護法上の「個人情報」の定義と重複する情報を包含しているように見えるからです。</p> <p>電気通信分野にのみ適用がある電気通信事業法と異なり、個人情報保護法は、日本の経済分野全般にまたがって適用があります。情報の適切な取扱いを巡るリスクは、電気通信事業固有の問題ではありません。今日の日本のデジタル経済においては、活動する経済分野を問わ</p>	<p>上述に加え、利用者情報については、通信の秘密のほか、契約又は登録した利用者の情報であって、契約又は登録した利用者の情報は、氏名、メールアドレス、ID等により利用者を識別することができる情報として捉えることができると考えます。</p>	<p>無</p>

ず、大多数の企業が大量の情報を収集し、処理しています。個人情報保護法は、経済成長及び技術革新を促進しつつも、利用者のプライバシー権を強固に保護する、先進的な情報プライバシー制度であると広く認知されています。したがって、プライバシー関連の懸念事項に対しては、狭く電気通信事業のみを対象とするのではなく、あらゆる企業に適用のある分野横断的な個人情報保護法を通じて対応するのが最良の方策といえます。

一方、情報の収集及び取扱いに関するあらゆる懸念事項は、個人情報保護法の改正において網羅的に考慮されています。また、日本のプライバシー保護法に対する追加修正は、電気通信事業法及びその関連ガイドラインではなく、個人情報保護法に対して行うべきであります。このようなアプローチが取られないのであれば、総務省・検討会は、提案内容が個人情報保護法によって対処できない理由を明確にするべきです。

検討会の提案は、適正な取扱いを行うべき情報であるとして、①通信の秘密に該当する情報、②電気通信役務の契約を締結した、又はログイン ID やユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報(以下「利用者情報」といいます。)という新たな情報の種類を設けようとしています。

この新たな「利用者情報」という概念は、利用者に関する情報を全て含み、個人を特定しえない情報(とりわけ通信に関連するメタデータの一部)も含むようです。プライバシー関連義務の対象を、個人を特定するものではない情報にまでに広げることは、プライバシーに関連する法令に対する日本の既存のアプローチを著しく拡大するものであり、事業者に対して深刻な影響を及ぼします。そのような拡張的な概念は、匿名の集計データのイノベティブな用法が個人情報に関して生じるリスクと同様のリスクを個人にもたらさないにもかかわらず、事業者が匿名の集計データのメリットをイノベティブな方法で最大限活用するために取引関係に入ることを阻害することになります。

プライバシー法による保護は、個人を識別する、又は個人を識別することが可能なデータの不適切な取扱いを通じて生じる害悪を防止するように設計されています。しかしながら、データが個人を識別するものではなく、また、それにより個人を識別することが可能でない場合は、個人に対して同様の害悪が生じるリスクは生じません。このことは、個人情報保護法上の個人情報の定義、さらには国際的なレベルでは、GDPR 上の個人データの定義に反映されています。上述のとおり、「利用者情報」というこの新たな概念は、電気通信事業法及びその関連ガイドラインにおいて導入すべきものではないという点です。しかしながら、導入されるという前提に立つ場合においては、新たな区分の情報の定義が、データが「識別された又

<p>は識別可能な自然人に関する」限度において、それを包含することになるよう、限定されることが肝要です。こうすることにより、個人を識別することができない情報にまで規制を不当に拡大することなく、GDPR との整合性を保つことができます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>“・・・設備を対象とした対策に加え、新たに情報を対象とした対策が必要である” に関し、利用者情報の保護が重要である旨は異論はないが、本来利用者情報の保護は「個人情報保護委員会」が担当し、「個人情報保護法」が適用されるべきものであると考える。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>電気通信事業は、憲法でも保障される通信の秘密に関する情報を取り扱うこと、法人の利用者もいること、また利用者が個人名でなくユーザー名等で登録するサービスも多いこと等、電気通信事業特有の事情を踏まえ、業法である電気通信事業法において、利用者に関する情報の適正な取扱いを検討しているものです。銀行法においても、個人及び法人を問わず、顧客情報の適正な取扱いが規定されています。</p> <p>このような各業に特有の事情に関わらず、全て個人情報保護法で手当てする場合、必要のない者に対しても過剰な規制が課され社会全体として最適な規律にならない上、個人の権利利益の保護を目的とする個人情報保護法で、法人を含む各業の利用者の利益を保護することは限界があると考えられます。各業に特有の事情に関しては、各業法で手当てすることが社会全体にとって適切な（必要最小限の）規律となるものと考えます。</p>	無
<p>「特定の個人を識別することなく利用者を区別し」とあるが、「利用者を区別し」ているならば、それはまさしく個人を識別しているに他ならないのであって、そのような状況にあるデータは当然に個人データに該当するものというべきである。</p> <p>「特定の」の文言には何ら意味がない。昭和 63 年法（行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律、昭和 63 年法律第 95 号）の「個人情報」定義は「……により当該個人を識別できるもの」と規定され、「特定の」との文言はなかった。平成 15 年法</p>	<p>利用者を区別する情報として例えばメールアドレスが挙げられますが、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」Q&amp;A1-4 においては、メールアドレスのユーザー名及びドメイン名から特定の個人を識別することができる場合、当該メールアドレス</p>	無

の立案過程で「特定の」の文言が差し込まれた経緯は、個人情報保護法制化専門委員会で、平成12年9月8日に示された「個人情報保護基本法制に関する大綱案（素案）」に対し、第24回会合で、上谷清委員から「技術的な話だが、「個人情報」の定義の中で「当該個人」という表現があり、現行の行政機関個人情報保護法にも用いられているが、「当該」という関係代名詞に対応する先行詞がなく、これはおかしいのではないか。「特定の」個人という表現の方が適当ではないか。」（議事要旨より）との指摘があり、同年9月22日に示された「大綱案（素案修正版）」で「特定の個人を識別」に修正されたものであった。この間に対象情報の範囲を狭めるとする議論があったわけでもなく、法技術的修正であることから、「当該個人を識別」であっても「特定の個人を識別」であっても意味の違いはないはずである。しかも、この指摘は「当該」が指す先行詞がないとするが、この「当該」は「個人に関する情報であって」の「個人」を指している、「個人」は具体的な「ある個人」のことであるから、「先行詞がない」との指摘は当たらない。この指摘は、「個人に関する情報」の「個人」を抽象概念としての「個人」（法人ではなくという区分を指すものとして）と誤解していたことによるものと考えられる。

したがって、「利用者が個人名でなくユーザー名等を登録して利用するサービス」において管理されるデータは、もとより個人データとして個人情報保護法の規律に服するものであり、本件報告書が取り沙汰すまでもないことである。EUから十分性認定を受けている我が国の個人情報保護法が、よもや「氏名が含まれなければ個人データに当たらない」などという解釈が許されるはずもない。

【一般財団法人情報法制研究所】

・利用者情報について

利用者情報の保護を行うことの必要性には賛同します。

ただし、本報告書では規律の対象として利用者の大きい第三号事業者を含んでいるが、電気通信事業法で規律するには違和感があります。

インターネットの利用は一般化されているため、第三号事業者という観点ではなくすべての企業等において利用者情報の保護を行うことが適切であると考えます。

よって電気通信事業法ではなく、個人情報保護法として利用者情報を保護するように総務省から働きかけるのがよいのではないかと考えます。

また、利用者情報の取り扱い規則を策定することには賛成だが、個人情報取り扱い規則が既にある事業者にとっては混乱のもととなるため「個人情報取り扱い規則」に含めるべきであ

は、それ自体が単独で、個人情報に該当し、これ以外の場合、個別の事例ごとに判断することになりますが、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合、当該情報とあわせて全体として個人情報に該当することがあることとされています。つまり、利用者を区別する情報であっても、個人情報に該当しない場合があると考えます。

るし、「利用者情報統括管理者」を「個人情報統括管理者」の役割に含めるべきだと考えます。

【個人】

検討会は、利用者情報の取扱いの全て又は一部を請負業者に委託する事業者が負う監督責任、利用者情報の安全管理措置等について、準備義務及び開示義務を課す案を提示しています。しかし、個人情報保護法には同様の義務が規定されており、個人情報保護委員会の詳細な指針においても情報処理の委託が対象とされていることに鑑みれば、検討会の提案は、不要かつ重複する義務を事業者に課すこととなります。

上記のような規定が個人情報保護法に存在することから、電気通信事業法で請負業者の監督等に関する準備義務及び開示義務を新たに規定することは、現行法と重複し、複雑性が増す一方、利用者のさらなる保護に資するものではありません。上記のとおり、当該義務が匿名データに関する監督義務を新たに課すものであるという点で、これは現行プライバシー法の著しい拡大であり、事業者の独創性ある取組みや知的財産を損なうものであり、イノベーションを阻害する可能性があります。

また、利用者情報の保護責任者の選任義務は、個人情報保護法に基づく組織的な安全管理措置の一部として規定されているところ、これは同様に規定されている個人情報保護責任者の選任義務と一致しているべきものであり、また、税制や日本が締結した国際条約（サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条及び第 17 条等）に基づくローカライゼーションに係る義務等、他の規制との相反の観点から見て問題が生じないよう、過度な負担を課すものであってはなりません。また、利用者情報の取扱いを定めた国際規則は、イノベーションを支援し、電気通信事業者がサイバー攻撃等の急速に変化する状況に対応できるよう、電気通信事業者に対して可能な限り最大限の柔軟性を確保することにより、電気通信事業者が変化する状況にさらに柔軟に適応可能にするべきものと思われる。

【個人】

検討会の懸念事項は、個人情報保護法が定める現行の通知義務及び透明性確保の義務によって既に適切に対応されていることを申し述べます。例えば、個人情報保護法第 27 条では、情報収集目的を容易に知り得る状態の確保を事業体に求める等、包括的な通知義務を定めています。個人情報保護法はまた、第 24 条において、利用者の同意の取得を個人データの移転の法的根拠であるとする開示義務を含め、日本国外に情報を移転する場合の具体的な義務についても定めています。第 24 条は、最近の改正により、情報の移転先の外国における個人情報

<p>保護に関連するデータ保護制度、及び当該情報の受領者たる第三者が講ずる個人情報保護措置に関する情報を含め、移転の対象となる情報の保護に関する情報を利用者に開示するよう事業体に義務付けています。こうした義務が既に存在することに鑑みれば、電気通信事業法の改正案は不要と考えられます。</p> <p>プライバシーポリシーは、企業が個人との間で本人の情報に関するやり取りを行うための唯一の方法ではあり得ません。多くの民間企業は、透明性を確保し情報提供を行うことにより、各事業者が個人情報をいかに収集、使用し共有するかについて個人が具体的な情報に容易にアクセス可能な状態にしています。</p> <p>総務省は、その策定した規律を「必要最小限」であるとしているため、民間企業によるこうした取組みは、考慮されて然るべきものです。事業体は、プライバシーポリシーを公開し又は利用者からの情報提供要請に遅滞なく対応することにより、必要な情報を利用者が入手できる体制を整備することが求められます。通知義務及び透明性確保の義務は、電気通信サービスの利用者が、自身の情報がどのように取り扱われるかを理解できるよう規定されています。しかし、詳細かつ厳格な通知義務は、弊害を生じさせることになりかねず、法的義務を遵守しようとするあまり、通知が長文かつ複雑なものとなる可能性があります。その結果、一般的な利用者にとっては明確性を欠く通知となります。個人情報保護法の考え方の優れた点は、通知を柔軟に作成する余地を企業に与えることにより、分かり易く適切な情報を利用者に開示し、必要に応じてより詳しい情報を要求する選択肢を利用者に与えることにあります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>意見 3-12 法人に関する情報については、個人情報と同様に保護すべき必要性が明らかではない。</p>		
<p>利用者が法人である場合に対しても規制強化を行う根拠の不明確さ</p> <p>プライバシー権（私生活上の事柄をみだりに公開されない法的保障・権利）を享受しない法人の情報も、利用者情報として、個人情報と同様に保護すべきものとされているが、そのような必要性があるか、疑問である。</p> <p>そもそも法人の名称、本店所在地、代表者名等の情報自体は、ウェブサイトや登記情報提供サービス等を通じて公開されている情報である。また、法人がある通信サービスの利用者であるとの情報は、当該法人の取引先情報であるに過ぎず、行政機関による厳重な規制に特別に服すべきものとされる理由も明らかではない。</p> <p>現行の個人情報や通信の秘密の保護規制、さらには営業秘密としての保護や契約上の保護を</p>	<p>電気通信事業においては、法人に関しても、登録された（メッセージサービス等の）法人アカウント、法人の代表電話等において、通信の秘密に関する情報を取り扱うこと、登録された法人アカウントの閲覧履歴等には当該法人の（今後ビジネス展開を予定している）関心領域等を示す場合もあり、漏えい時には当該法人に大きな影響を与えかねない場合もあること、また企業のビジネスや自治体の行政サー</p>	<p>無</p>

<p>超えて新たな規制を及ぼす根拠があるとは思われない。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>ビス等の情報発信の一助としても活用される場合があり、(漏えい、滅失、き損を含む)適正な取扱いが確保されなければ、法人である利用者が安心して電気通信サービスを利用することができないことを踏まえ、デジタル技術の導入による革新的なサービスや社会のDXを一層促進する観点から、今般、法人の情報も規律の対象とすることが適当と考えます。なお、電気通信事業法の目的でも利用者利益の保護等が掲げられています。</p>	
<p>利用者が法人である場合に対しても規制強化を行う根拠の不明確さ プライバシー権(私生活上の事柄をみだりに公開されない法的保障・権利)を享受しない法人の情報も、利用者情報として、個人情報と同様に保護すべきものとされているが、そのような必要性があるか、疑問である。 そもそも法人の名称、本店所在地、代表者名等は、積極的に公開されるべき情報であり、ある通信サービスを利用しているという事実が公にされたとしても、通常の場合、当該法人の正当な利益を害するものとは言い難い。また、法人がある通信サービスの利用者であるとの情報は、当該法人の取引先情報であるに過ぎないが、他の取引先情報と異なり、厳重な規制に服すべきものとされる理由も明らかではない。 現行の個人情報や通信の秘密の保護規制を超えて、新たな規制を及ぼす根拠があるとは思われない。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>		
<p>○ 利用者情報の保護の必要性(3.2.1.1 適正な取扱いを行うべき情報) 「近年、特定の個人を識別することなく利用者を区別し電気通信サービスを提供するような形態も増えてきていることから、個人情報に該当しない利用者に関する情報についても適正な取扱いを求めていくことが必要」とし、「具体的には、法人の利用者もいること、利用者が個人名でなくユーザー名等を登録して利用するサービスも多いこと、またそのようなサービスでも通信の秘密に関する情報を取り扱うという電気通信事業特有の事情を踏まえ、個人、法人を問わず利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保し通信の信頼性を保持する観点から」規制対象を定めようとする。 しかし、法人の権利利益の保護の必要性と規制の強化の関係性が明らかではなく、かかる規制の強化の必要性、また規制内容の比例原則に照らした妥当性についても議論が足りていない。</p> <p style="text-align: right;">【三浦法律事務所】</p>		
<p><b>3.2.1.2 利用者情報の適正な取扱いの促進</b></p>		
<p>意見3-13 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象を「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」とすることについて、賛同する。</p>		
<p>事業規模が及ぼすガバナンスの影響を鑑み、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>業者に限定して規律を適用することを支持したい。令和2年(2020年)12月、欧州委員会は「デジタルサービス法」と「デジタル市場法」の新たな規則案を、欧州議会とEU理事会に提出した。これは、両規則の核心となる、仲介的なプラットフォーム(商品やサービス/情報のプロバイダーと消費者を結びつける)の規制を推進するものであり、日本もこれらの世界的な動きにあわせ、規制のハーモナイゼーションという観点からも妥当であると考えます。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>		
<p>意見3-14 利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、一部の電気通信事業者に対してだけでなく、より多くの電気通信事業者に課されるべき。</p>		
<p>・「(2) 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方」で示されている規律の内容については、利用者の利益の保護の観点から、事業者の規模や業態等によって非対称性を持たせるのではなく、全ての電気通信事業者及び「(3) 規律の対象に関する配慮事項」において事業法の規律の対象とすることが適当とされている「一定の要件を満たす第三号事業者」に対して、一律に適用される規律設計とすることが適切と考えます。また、「まずは利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に限定して規律を適用することが適当」との点について、仮にそのように段階的に規律の適用範囲を拡げていく場合、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」以外の電気通信事業を営む者(第三号事業者を含む)への規律の適用に向けた検討の方向性や時期についても、報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>・「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者であることを示す基準」について、脚注66で「契約を前提とせず、利用者情報を登録するのみで利用できる電気通信サービスの場合、利用者数はアカウント数とすることも考えられるが、利用者数の算出方法は、電気通信事業者による登録された利用者情報の取扱い状況も考慮しつつ、検討していくことが必要である。」との旨が示されている点について、利用者数の算出方法については、公平性の観点から「契約の締結」「利用登録」のいずれについても同一の算出方法とする規律設計となることを要望します。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>電気通信事業法の目的である利用者利益の保護等の観点に鑑みれば、全ての電気通信事業者を利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象とすることが望ましいと考えます。</p> <p>他方、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信事業者に対しては、規制が及ぼす負担の増加等にも配慮する必要があり、そうした観点からも考慮した結果、今回、まずは利用者の利益に及ぼす影響の大きい大規模な電気通信事業者に限って規律を求めていくことが適当であると考えます。</p> <p>なお、一定の要件を満たす場合に限り、第三号事業を営む者についても電気通信事業法の規律の対象とすることが適当であると考えており、基準を満たす場合には、利用者情報の適正な取扱いの対象となります。また、本検討会でも議論があった、全ての電気通信事業者に対し求めるべき情報の適正な取扱いに係る規範的な規律の在り方は、技術的進展の動向を踏まえ、適時に検証を行い、今後、必要な対応策を検討することとしております。</p> <p>利用者数の算出方法についての御意見につ</p>	<p>無</p>
<p>さらに、本報告書案は、一部規律の適用対象を、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」および「一定の要件を満たす第三号事業を営む者」に限定していますが、利用者の目線に立てば、提供事業者の大小は関係なく、広く安心してサービスを利用できる環境が求められていると考えられ、当該規律は幅広く適用されることが望ましいと考えます。</p>		



<p style="text-align: center;"><b>【日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>いては、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
<p>利用者 1000 万人以上の閾値で区切るのではなく、「全ての電気通信事業者」、「事業規模の大きい第三号事業者」へ非対称性なく適用されるのが適当です。利用者の立場からすれば、事業者の規模にかかわらず、自分の情報が適切に扱われることが期待できなければ不安になります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【情報通信消費者ネットワーク】</b></p>		
<p>利用者利益の保護と通信への信頼性確保の観点からは、利用者 1000 万人以上の閾値で区切るのではなく、「全ての電気通信事業者」、「事業規模の大きい第三号事業者」へ非対称性なく適用されるのが適当と考えます。利用者の立場からすれば、事業者の規模にかかわらず、自分の情報が適切に扱われることが期待できなければ不安になります。中小電気通信事業者に対しては規律適用の猶予期間を設定する方法で配慮することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</b></p>		
<p>情報漏えい、不適正な取扱い、通信事故等によるトラブルが社会全体に及ぼす影響は大きいものと考えられます。利用者情報の適正な取扱いの規律は、一企業の取組としてではなく、関係する企業全体や国としての対策を構築することが必要と考えます。規律の対象が、一定規模以上の事業者となりましたが、利用者情報の適正な取扱いは、事業者の規模に関わらずすべての電気通信事業者において行わなければならないと考えます。今後に向けては、すべての事業者を対象とするよう望みます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</b></p>		
<p>利用者にとっては、1000 万規模の事業者も 100 万規模の事業者も、安心安全、プライバシーを確保してほしいという希望には変わりはないため、事業者の規模による規律という考え方には賛同いたしかねます。同じ電気通信事業者の同一サービスで同じ規制ではないことは、Wスタンダードとなります。特に通信キャリア（MNO）はその責任の重さをふまえ、規模によらず、同じ規制を適用すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【ソフトバンク株式会社】</b></p>	<p>基準については、今後、電気通信サービスの提供や利用の実態について、広く電気通信事業者や利用者等の意見を踏まえつつ検討を行っていく必要があると考えます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>利用者一人一人が安心して利用できるようにするためには、利用者数の多寡のみを規律の対象となる電気通信事業者の基準とすべきではないと考えます。単純に「国民の総人口の約 1 割程度の 1,000 万以上」といった利用者数のみを基準とするのではなく、国民生活への社会的・経済的な影響が消費者観点で重要な役務であれば、規律の対象とすべきと考えます。な</p>		

<p>お、例えばスタートアップの電気通信事業者などへの配慮を目的として規模要件を設けるとしても、公正競争への配慮が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見 3-15 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象から、登録及び届出の電気通信事業者を除外すべき。</p>		
<p>・大規模な第三号事業者を対象として「利用者情報」の取扱いに関して新たな規律の必要性が示されています。他方、第一号（登録）及び第二号（届出）の電気通信事業者は、これまでも保護が必要とされる情報を適正に取扱ってきた実績などを踏まえて、新たな規律の対象とする事は不要と考えます。（なお、第 16 回会合において事業者ヒアリングに対する総務省の考え方として、「電気通信事業者は通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱って」いとされており。また、当社を含め電気通信事業者は、4 月に施行される改正個人情報保護法においても、新たに保護が必要とされる情報に関して厳格に対応することが求められており適切に対処して参ります。）</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	<p>通信の秘密に関しては、電気通信事業法においても、従来から保護が規定されていますが、電気通信事業では、①利用者が個人名でなくユーザー名等で登録する等、特定の個人を識別することなく利用者を区別して電気通信サービスを提供するような形態も増えてきていること、②個人のみならず法人の利用者もいることから、今回適正な取扱いの対象として、新たに利用者情報（通信の秘密に該当する情報、契約又は登録した利用者に関する情報）を対象とした規律を求めているものです。</p> <p>また、利用者情報には、個人情報に該当しない情報も含まれることから、既存の登録・届出電気通信事業者であっても新たな規律の対象とすることが必要と考えます。ただし、適切なガバナンスを確保するための必要最小限の規律として、利用者の利益に及ぼす影響が大きい大規模な電気通信事業者に限って規律を課すことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-16 規律の対象となる「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」については、明確化が必要。</p>		
<p>「65 例えば、国内の総人口の約 1 割程度の 1,000 万人以上」とありますが、真に、極めて大多数の国民が利用しているサービスとなるような閾値の検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>規律の対象となる事業者については、規律の目的を達成するうえで適切な、実態に即した判断基準を今後検討することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	<p>利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者の条件については、利用者情報の取扱いに係る事業者の実務や実態、利用者の利益等を十分に踏まえた上で具体的に定められる必要があると考えております。</p> <p>事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏</p>	<p>無</p>

<p>電気通信事業者によって提供するサービスの内容が様々に異なる中、利用者数自体が必ずしも利用者への影響度を表すわけではないことから、情報の漏洩や不適切な取扱いを防止するという本質的な目的にあった基準について検討する必要があると考えます。また、当該基準については、事業者が解釈や判断に迷うことのないよう、明確なものとしていただくことを要望します。なお、規模に応じた基準に関しては、現行制度においても指定電気通信事業者を第一種・第二種に分類して規制・監督が行われているところ、その適正な運用こそが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>まえる観点から、事業者団体、消費者団体等のステークホルダーと連携してよく意見交換をしながら検討が進められるとともに、その内容についても分かりやすく周知広報を行っていくことが期待されます。</p> <p>仮に 1,000 万人以上の利用者数を有することを要件とした場合、対象となる電気通信事業者は概ね 20-30 者程度となる見込みです。</p>	
<p>(例えば、国内の総人口の約 1 割程度の 1,000 万人以上) 基準の設定に関する検討状況について、説明いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>		
<p>地域には、条件不利地域等において最低限の人数で電気通信サービスの提供を行っている事業者もいることから、報告書案に記載されているとおり、そうした中小規模の事業者の事情にも配慮した上で、今後、規律対象の検討を進めていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>(契約を前提とせず、・・・アカウント数とすることも考えられるが、利用者数の算出方法は、電気通信事業者による登録された利用者情報の取扱い状況も考慮しつつ、検討していくことが必要である。)</p> <p>「利用者情報の取扱い状況」とは何を指すのか、明らかにされたい。また、当該検討には、グローバル企業を含め、電気通信事業者が広く参加する場で行うように御願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>一般的に、電気通信事業者は、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っていると考えられておりますが、様々な様態の電気通信サービスが提供されていることから、電気通信事業者等と意見交換をしながら、その実態を踏まえて、利用者数の算出方法を検討していくことが必要であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>利用者情報の適正な取扱いの促進(3. 2. 1. 2)に係る規律の適用対象について、確認させていただきたい。</p> <p>電気通信事業者については、注65に記載のような利用者数基準が適用され、第3号事業についても、注72に記載のとおり「利用者数が非常に多いものに限り」、規律の対象となるものと理解した。すなわち、第3号事業の類型として注73に挙げられているSNS及びレビュー機能・コメント機能を付随的に有するサイトについてはいずれも、上記「利用者数が非常に多いもの」に限定して規律の対象とする方針と理解したが、相違ないか。</p>	<p>注73に記載のとおり、「②利用者からのレビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイトは、コミュニケーションに係る情報を実質的に媒介するものではあるが、役務全体における当該機能の不可欠性や利用者に与える影響等に鑑み、あくまで付随的に実質的媒介の機能を提供する場合は、対象外とする</p>	<p>無</p>

<p style="text-align: center;">【株式会社ユーザベース】</p>	<p>ことが考えられる」としています。②利用者からのレビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイトは利用者数が非常に多くとも、規律の対象とはならないものと考えます。</p>	
<p>・規制の対象となる者の範囲の曖昧さによる、議論の成熟度合いについて      今回の報告書（案）では、主に2種類の規制について、対象者の類型がそれぞれ示されていると理解している。一つは、「利用者情報の適正な取扱い」の対象となるものと、もう一つは「利用者に関する情報の外部送信（いわゆるCookie規制）」の対象となるもの。</p> <p>報告書案及びメディア等の報道を勘案すると、「ユーザー数1,000万以上」というしきい値が先行しているが、こちらのしきい値については上記の規制対象者の「利用者情報の適正な取扱い」に係るものだけであって、「利用者に関する情報の外部送信（Cookie規制）」については、この1,000万以上というしきい値が関係ないということが明確になっていないのではないか。特に、後者の対象者については「利用の状況からみて利用者に与える影響が小さいものを除く」となっているが、ここで除かれる対象者も明確ではない。</p> <p>上記の結果として、誤った認識によって議論が行われていないかということ懸念します。つまり、本当は「利用者に関する情報の外部送信（Cookie規制）」の規制の対象である電気通信事業者・第3号事業者であるにもかかわらず、「1,000万ユーザー」というしきい値よりも抱えているユーザー数が低いがゆえに、自社が対象にならないと誤った理解をし、本来ならばしっかりとした議論を行うべきものであったにもかかわらず、自社に影響が無いと誤解をすることで必要な議論が行われていない状態となり、結果意見が考慮されることもなくなってしまっているのではないか。</p> <p>つきましては、改めて、どの規制についてどのような事業者が対象になると想定しているのかという全体像を、具体的な類型や具体例を示し、規制されうる者が十分に議論に参加できる状態を確保した上で、議論を進めていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社メルカリ】</p>	<p>御理解のとおり、利用者情報の適正な取扱いについては利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者を対象とし、利用者に関する情報の外部送信については電気通信事業者及び電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者（提供する電気通信役務の利用状況からみて、利用者の利益を阻害するおそれが少ない者については除外することも考えられる。）を対象としています。</p> <p>基準の詳細については、今後、関係者の御意見も踏まえて具体化していく必要があると考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p><b>意見3-17 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象は内外無差別であるべき。</b></p>		
<p>・脚注67で「加えて、グローバル企業において、企業集団全体の取扱いが行われる場合にはその実態を踏まえた方法等も考えられる。」との旨が示されている点について、その趣旨を報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>また、同じく規律対象となる事業者間において、グローバル企業であるか否かにかかわら</p>	<p>令和2年の電気通信事業法改正において域外適用の規定が導入され、法執行の実効性を確保する観点から外国の事業者が電気通信事業者として登録又は届出を行う際に、国内代</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>ず、非対称性なく実効性が確保される形で一律に適用される規律設計であるべきと考えられるため、その旨を報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>表者・代理人を指定させ、国内代表者等を通じて業務改善命令や報告徴収を含む行政措置の執行などを行う制度となっています。</p>	
<p>利用者数の報告を求めることについては、外国事業者が日本国内での利用者数を把握できないといったことはないのか。また、それを理由に報告を行わない外国事業者があり得るのであれば、実効性の点で大変問題である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>この法改正も踏まえ、既に 100 社を超える外国事業者が登録・届出を行っているところであり（令和 3 年 12 月時点）、引き続き実効性の確保に努めていくことが重要と考えます。</p> <p>登録又は届出対象となる電気通信事業を日本国内で営む場合には、国内企業であっても外国企業であっても適切に事業が行われることが期待されます。</p>	無
<p>意見 3-18 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の内容について、賛同する。</p>		
<p>規程の策定には、概ね賛成である。管理者の選任や規程・方針の策定公表は、アカウントビリティの強化にもつながり、透明性が高まる。また、規律が形骸化せずマネジメントシステムとして運用できるため、企業の自浄作用に好影響が期待され则认为。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見 3-19 事業者は、自主的に国際標準に基づいた利用者情報を適正に取り扱うための体制を既に構築してきており、新たに事業者利用者情報の適正な取扱いに係る規律を課すことは過度な負担となるおそれがある。</p>		
<p>この記述では、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」として利用者情報の適正な取扱いに係る規律を課すことを想定している事業者の現状がいかなるものかについて説明がなされておらず、これら事業者に規制を課すための立法事実が示されていない。</p> <p>日本国内でサービスを提供する大規模な OTT 事業者は、国際標準に基づいた利用者情報を適正に取り扱うための体制を構築してきており、仮に日本独自の規制への適合を求めることとなる場合、ビジネスに対して無意味な負担をもたらすこととなるとともに、行政による民間企業のガバナンスへの過剰な介入となることを懸念する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、国際標準との整合性についても十分留意されたものであるべきだと考えます。今後、利用者や事業者等の意見を踏まえつつ、検討を進めていく必要があると考えます。なお、利用者情報の適正な取扱いに係る取組については、総務省の調査によれば、9 割を超える電気通信事業者が情報セキュリティポリシーに当たる社内規程を策定しており、6 割を超える電気通信事業者が最高情報セキュリティ責任者等を配置し、4 割を超える電気通信事業者が情報資産</p>	無
<p>負担の大きい規範的要件の追加</p> <p>総務省は、利用者のプライバシーと経済安全保障を高めるために、利用者情報を保管する設備の所在の公表や利用者情報の取扱いに関する情報取扱規程の策定を求めている。また、こ</p>		

れまでの説明によれば、届出まで求めることも含意していると理解している。これらを含め、電気通信事業法に複数の要件を追加することが示されている。しかしながら、提案された対策は問題となる目的に沿うものではない。サービス提供者は、利用者のプライバシーを保護するために、高水準のセキュリティ対策及び内部ポリシーを実装してきた。その場その場で規範的要件を定めることは、目標を達成するために全体的なアプローチを既に取っているサービス提供者にとって不必要な負担を加え、また、より重要な問題から利用者の注意をそらしてしまう。この点に関して、特に情報取扱規程については、脚注 67 にも記載のあるとおり、国際標準なども踏まえた上で、企業に過度なコスト負担をさせた場合には、利用者の利便性が損なわれるようなサービス形態となったり、利用者の負担の増加につながるおそれがあることに鑑み、そうした事態とならないような規制の設計を図るべきである。また、利用者情報を保管する設備の所在の公表等に関しても、上述のとおり、既にガバメントアクセスといった懸念に対する規制を盛り込んでいる個人情報保護法の規律やこれを反映した電気通信事業における個人情報保護ガイドラインを参考に、国際的枠組みを重視し、当該枠組みに加わっている場合には規制上の要件を加重しないようにすべきである。いずれも、個人情報保護法との整合性や国際標準・枠組みを加味するとともに、現実的な実態を踏まえた上で、必要最低限の事項の要求とするべきである。

特に、利用者情報統括管理者に関して、一定の要件を課すことが想定されているが、各事業者によって適切なマネジメント手法は様々であり、画一的・形式的な要件を課すことのないようにすべきである。

また、総務省に届出を行うことが想定されている「情報取扱規程」についても、総務省の裁量による介入が起こらないような法的担保を導入すべきである。

【在日米国商工会議所】

#### 負担の大きい規範的要件の追加

総務省は、利用者のプライバシーと経済安全保障を高めるために、利用者情報を保管する設備の所在の公表や利用者情報の取扱いに関する情報取扱規程の策定を求めている。また、これまでの説明によれば、届出まで求めることも含意していると理解している。これらを含め、電気通信事業法に複数の要件を追加することが示されている。しかしながら、提案された対策は問題となる目的に沿うものではない。サービス提供者は、利用者のプライバシーを保護するために、高水準のセキュリティ対策および内部ポリシーを実装してきた。

利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方のうち、①利用者情報の適正な取扱

のセキュリティを管理するための ISO/IEC27001 の情報セキュリティマネジメントシステム等のフレームワークに基づく第三者の認証や定期的なリスクアセスメントを受けていると承知しています。

一般に、国際標準に基づいた利用者情報を適正に取り扱うための体制を構築し PDCA サイクルを回して自ら定期的に見直しも行っている場合には、本報告書（案）で提示した内容を実行していただくために追加的取組を行わなくとも既存の取組を活用して自ら取り組んでいただくことが可能であると考えられることから、ビジネスに対して新たに過度の負担をもたらすことにはならないものと考えられます。

いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

いに関する情報取扱規程の策定等については、報告書案 49 頁脚注 67 において述べられているとおり、「グローバル企業において、企業集団全体の取扱いが行われる場合にはその実態を踏まえた方法等も考えられる」ところである。すなわち、グローバル企業においては、企業集団全体の取扱いが既に存在し、かつ、当該取扱いは国際基準に照らして適正なものと認められる場合が多いであろうから、そのような実態を踏まえて、既存の取扱いに係る情報取扱規程に加えて日本独自の規程の策定が要求されるなどの過重な負担が課されることのないよう配慮がなされるべきと考える。

その場その場で規範的要件を定めることは、目標を達成するために全体的なアプローチを既に取っているサービス提供者にとって不必要な負担を加え、また、より重要な問題から利用者の注意をそらしてしまう。この点に関して、特に情報取扱規程については、脚注 67 にも記載のあるとおり、国際標準なども踏まえた上で、企業に過度なコスト負担をさせた場合には、利用者の利便性が損なわれるようなサービス形態となったり、利用者の負担の増加につながるおそれがあることに鑑み、そうした事態とならないような規制の設計を図るべきである。また、利用者情報を保管する設備の所在の公表等についても、上述のとおり、既にガバメントアクセスといった懸念に対する規制を盛り込んでいる個人情報保護法の規律やこれを反映した電気通信事業における個人情報保護ガイドラインを参考に、国際的枠組みを重視し、当該枠組みに加わっている場合には規制上の要件を加重しないようにすべきである。いずれも、個人情報保護法との整合性や国際標準・枠組みを加味するとともに、現実的な実態を踏まえた上で、必要最低限の事項の要求とするべきである。

特に、利用者情報統括管理者に関して、一定の要件を課すことが想定されているが、各事業者によって適切なマネジメント手法は様々であり、画一的・形式的な要件を課すことのないようにすべきである。

また、総務省に届出を行うことが想定されている「情報取扱規程」についても、総務省の裁量による介入が起こらないような法的担保を導入すべきである。

【Asia Internet Coalition (AIC)】

2. 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方について（報告書案 49～50 頁）  
2-1. 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方のうち、①利用者情報の適正な取扱いに関する情報取扱規程の策定等については、報告書案 49 頁脚注 67 において述べられているとおり、「グローバル企業において、企業集団全体の取扱いが行われる場合にはその実態を踏まえた方法等も考えられる」ところである。すなわち、グローバル企業において

<p>は、企業集団全体の取扱いが既に存在し、かつ、当該取扱いは国際基準に照らして適正なものと認められる場合が多いであろうから、そのような実態を踏まえて、既存の取扱いに係る情報取扱規程に加えて日本独自の規程の策定が要求されるなどの過重な負担が課されることのないよう配慮がなされるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【Twitter, Inc.】</p>		
<p>・「利用者情報の適正な取扱い」を行うための措置について</p> <p>「利用者情報の適正な取扱い」を行うための措置に、利用者情報統括管理者の選任という項目があるが、弊社も含めた多くの企業は情報セキュリティの保護の観点から、CISO や CIO、情報取扱い責任者などを、業界のガイドラインやセキュリティに関する ISO 規格などを参考にしながら定め運用している。これらの情報の取り扱いに関する責任者及びその社内の仕組みは、それぞれの企業が自主性と責任を持って設定し、日々の運用を行っているものであります。本規制についても、企業の自主性を後押しするようなものとなるよう、利用者情報統括管理者が果たすべき役割や資格要件について、概念的な大枠を定め、詳細の設計・運用は事業者委ねるといった柔軟性ある制度としていただきたいです。</p> <p>また、一部の報道で当該責任者の解任命令を総務省が行えることが検討されているという情報が出ていましたが、当該検討事項が事実であれば、全くもって企業の自主性に対する尊重がないものであり、行き過ぎた規制であると断ぜざるを得なく、適切ではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社メルカリ】</p>		
<p>○ 企業の自律性の確保と過度な介入によるイノベーションの阻害等 (3.2.1.2 (1) 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象)</p> <p>報告書案では、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者が、信頼できる電気通信サービスを提供することができるガバナンス体制を整えていることは極めて重要であり、これら事業者に対しては・・・政府も関与する仕組みによって事業者自らによる取組を促進していく・・・」とある。また、「まずは利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に限定して規律を適用することが適当であると考えられる。」とある。</p> <p>しかしながら、企業の内部統制について政府が関与する仕組みを採用することについては、企業の自主性を優先すべきであり、政府に介入権限を付与することは、他の事業規制法における規律との調和も踏まえ、慎重な検討が必要である。そして、これは利用者の利益に及ぼす影響の大きさによって企業への影響が異なるものではないことから、総務省の権限については、不当に企業の自律を侵すことのないようにすべきである。</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。なお、銀行法においては顧客の情報の適正な取扱いが義務付けられる等、他業法においても情報の適正な取扱いを規定している例が見られるものと承知しています。</p>	<p>無</p>



<b>【三浦法律事務所】</b>		
<b>意見 3-20 「通信の秘密等に関する情報の漏えい時にはその報告を受ける」の内容を明確にすべき。</b>		
<p>(p49) (通信の秘密等) この「等」に何が含まれているのか不明である。利用者情報という趣旨ではなくもっと広範な情報が含まれるという趣旨であれば、その範囲を明確にされたい。</p> <p style="text-align: right;"><b>【グーグル合同会社】</b></p>	<p>利用者情報という趣旨です。</p>	無
<p>(p49) (情報の漏えい時) ここでは電気通信事業法 28 条にあるとおり、「漏えい」のみを対象としており、滅失や毀損は含まないという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;"><b>【グーグル合同会社】</b></p>	<p>御理解のとおりです。</p>	無
<b>意見 3-21 高まりつつあるとされる電気通信サービスに対するリスクと、示された規制の方向性との関係が不明確である。</b>		
<p>いわゆる LINE 問題は、今回規制強化の制度改正を行うに当たっての立法事実の一つと位置付けているものと理解しているが、仮に本報告書案で示した方向性に即した規制を導入した場合、いわゆる LINE 問題におけるどのような問題が、どのような制度的措置により、どのように解決されることになるのか、令和 2 年改正後の個人情報保護法（令和 4 年 4 月施行）によっても対応できないものなのかも含め、具体的に示していただきたい。</p> <p>例えば、本報告書案では、「ガバメントアクセスのリスクを慎重に検討する必要がある」との Z ホールディングス株式会社の特別委員会最終報告書の内容に言及しているが、示された規制の方向性は、ガバメントアクセス自体のリスクを軽減するものではないのではないのか。</p> <p style="text-align: right;"><b>【一般社団法人新経済連盟】</b></p>	<p>令和 3 年 3 月、LINE の日本ユーザーの個人情報（通報されたメッセージの内容を含む。）が中国法人であり LINE 株式会社の業務再委託先である LINE China 社からアクセス可能であったこと等が発覚し、同年 4 月 26 日には総務省より安全管理措置等及び利用者への適切な説明について不十分であったことが指摘されています。加えて、Z ホールディングス株式会社「グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会」の最終報告書において「ガバメントアクセスのリスクを慎重に検討する必要がある」とされています。このような動きや電気通信事業を取り巻く環境変化等を踏まえ、安全管理等を記載事項とした情報取扱規程の策定、情報取扱統括管理者の選任、情報取扱方針の公表、取扱状況の評価を求めることとしています。</p>	無

	<p>報告書案においては、情報取扱方針の安全管理の方法としてサーバ設置国等の公表が考えられるとしており、このような取組は利用者が自身の情報を保管される国を選択することができる環境を整えるものです。また、取扱状況の評価において、外国に利用者情報を保管する場合等に当該外国の法制度が適正な取扱いに与える影響等の観点について含むことが考えられるとしており、このような取組はガバメントアクセスに係るリスクを低減することに資すると考えます。</p>	
<p>仮に本報告書案で示した方向性に即した規制を導入した場合、ここで取り上げているFacebookやClearviewを巡るどのような問題が、どのような制度的措置により、どのように解決されることになるのか、具体的に示していただきたい。</p> <p>例えば、Clearviewを巡っては、オンラインで入手可能な顔画像のデータを収集したことが問題となったと理解しているが、本報告書案で示された方向性は、このような公開された情報の収集についても規制の対象とするものなのか。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>電気通信サービスに対するリスクの高まりに関する事例について言及しております。公開された情報の収集についても、電気通信事業者が取り扱う契約又は登録した利用者の情報は適正な取扱いの対象となります。</p> <p>例えば、これら事案に関しては、取得する利用者情報の内容、当該情報の利用目的などを情報取扱方針に明記し公表することで、自らが意図しない利用者情報の取得や当該情報の利用を行う役務を選ばない等、利用者が選択することが可能になると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>新たな法規制の導入に当たっては、①課題とされているものが立法事実となり得る具体性を持つものか、②導入する新たな法規制が、その課題への対処方策となっているのか、③目的に照らして必要最小限度の規制となっているかが十分に検証されることが必要不可欠である。このことは、比例原則という法の一般原則に従っていることを確認するという観点と、デジタル技術により社会・経済を飛躍的に進化させ、国民生活を豊かにしていくビジネスの発展を阻害しないという観点の双方から非常に重要である。</p> <p>本報告書案においては、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」として利用者情報の適正な取扱いに係る規律を課すことを想定している事業者の利用者情報取扱いの現</p>	<p>立法事実に関しては、p16からp20に記載しているとおり、具体的事例も交えて記載しております。このような事案の発生が、会社法に基づく規律だけでは限界があることを示していると考えます。</p> <p>例えば、令和3年3月、LINEの日本ユーザーの個人情報（通報されたメッセージの内容を含む。）が中国法人でありLINE株式会社の</p>	<p>無</p>

状について示されておらず、会社法に基づく内部統制システム（362条4項6号）などに基づき整備した体制を通じたこれら事業者の現在の取組では不十分であるという事実など、これら事業者に規制を課すための立法事実を欠くと考える。

日本国内でサービスを提供する大規模なOTT事業者は、国際標準に基づいた利用者情報を適正に取り扱うための体制を構築してきており、日本独自の規制への適合を求めることは、ビジネスに対して無意味な負担をもたらすこととなるとともに、行政による民間企業のガバナンスへの過剰な介入となることを懸念する。

また、令和2年の改正個人情報保護法が令和4年4月に施行されるが、同法の施行を受けた事業者の取組に対する評価を行うことなく新たな法規制を行うことは、上記①～③の全てを欠くものである。

このように、提案されている法規制は、比例原則という法の一般原則に反するものであると考えており、この点についての考え方を示していただきたい。

【一般社団法人新経済連盟】

業務再委託先であるLINE China社からアクセス可能であったこと等が発覚し、同年4月26日には総務省より安全管理措置等及び利用者への適切な説明について不十分であったことが指摘されています。加えて、Zホールディングス株式会社「グローバルなデータガバナンスに関する特別委員会」の最終報告書において「ガバメントアクセスのリスクを慎重に検討する必要があった」とされています。このような動きや電気通信事業を取り巻く環境変化等を踏まえ、安全管理等を記載事項とした情報取扱規程の策定、情報取扱統括管理者の選任、情報取扱方針の公表、取扱状況の評価を求めることとしています。

また、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信事業者に対しては、電気通信事業者等による自由なビジネスを阻害しないための配慮も必要があり、そうした観点からも考慮した結果、今回、まずは、適切なガバナンスを確保するための必要最小限の規律として、利用者の利益に及ぼす影響が大きい大規模な電気通信事業者に限って規律を課すことが適当と考えます。

さらに、電気通信事業は憲法でも保護が規定される通信の秘密に関する情報を取り扱う事業であり、特に高い信頼性が求められる事業です。各業に特有の事情に関わらず、全て会社法のような一般法により手当した場合、必要のない社に対しても過剰な規制が課され社会全体として最適な規律にならないと考えま

	<p>す。</p> <p>なお、今回の検討内容については、令和2年改正個人情報保護法とは規律を導入する観点や規律が適用される場面が異なるものと考えています。</p> <p>利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、国際標準との整合性が図られたものであるべきだと考えております。今後、事業者団体、消費者団体等のステークホルダーと連携して意見交換をしながら、制度整備を進めていく必要があると考えます。</p>	
<p>意見3-22 利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、個人情報保護法や電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインと整合的であるべき。</p>		
<p>・必要な記載事項として例示されている内容（取得する利用者情報の内容、安全管理措置の内容等、情報の更新が発生する可能性があるもの等）を鑑みれば、個人情報保護法における規律と同様に、「公表」ありきではなく「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く」義務とするのが適切と考えます。</p> <p>脚注69で「安全管理の方法」の例として挙げられている「利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国」について、同脚注で参照している個人情報保護法では「公表」ありきではなく「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く」こととされており、当該内容については、他の事業分野におけるプライバシー性の高い情報との間で異なる規律にすることの必要性があるとは考え難いことから、必要な記載事項として例示されている事項に関しては、個人情報保護法における規律と同様の義務とするのが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>電気通信事業者は、憲法でも保護が規定される通信の秘密に関する情報を取り扱う事業であり、情報漏えい時には、個人的法益のみならず、社会的法益・国家的法益の侵害にもつながりかねない事業であるため、情報の取扱いには特に高い信頼性が求められます。個人情報を取り扱う全ての個人情報取扱事業者に一律に適用される個人情報保護法とは観点も法目的も異なるものであることから、必ずしも個人情報保護法における規律と同等の義務とすることは適切ではないと考えます。</p> <p>ただし、運用においては、今後も、個人情報保護委員会事務局とも連携して、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改訂等を通じて、電気通信事業者が個人情報保護法と電気通信事業法の双方に円滑に対応できるような環境を整えていく必要があ</p>	<p>無</p>
<p>電気通信事業者は「「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等に基づき安全管理措置やセキュリティポリシーの公表を行うことにより利用者が安心して電気通信役務を利用できる環境を整えている中、新たに情報の適正な取扱い等に係る取組について公表を求められることは過度な負担となるのではないかと懸念します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		

<p>一方、先の個人情報保護法の改正にあたって、データ活用の促進の観点から民間・公的分野間の規律の統合等が図られた経緯等を考慮すると、今後、総務省規律の制定に向けては、その詳細化を図る過程において、改正個人情報保護法の規律と整合あるものとしていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>ると考えます。</p>	
<p>・改正個人情報保護法との差異について</p> <p>改正個人情報保護法との差分における現場の必要以上の運用負荷や混乱を抑えるよう、例えば上記の「利用者情報の適正な取扱い」を行うための措置における個人情報保護法との差異においては「公表」の仕方及び「どのような情報を公表するか」について、今後詳細を実態も配慮した上で進めていくようにするなどの工夫をしていただきたいと思います。</p> <p>また、その他の部分に置いても、改正個人情報保護法との差異について、利用者の権利権益を守りながらも、個人情報保護法との関係が未整理のために起こり得る、二重監督、重複徴求（かつ実質的なダブルスタンダード）の負担が課せられないような配慮をしていただきたいと思います。</p> <p>特に、企業の中には、同一の情報が個人情報保護法の対象かつ利用者情報として電気通信事業法の対象になることが考えられ、その場合において、個人情報保護法の一方向の趣旨である、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮をすること」が、電気通信事業法の規制によって阻害されることのないよう、制度の設計、運用をしていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社メルカリ】</p>		
<p>意見 3-23 情報取扱規程の内容について、実態を踏まえた上でマニュアルを整備すべきという点について、賛同する。</p>		
<p>(2) ①利用者情報の適正な取扱いに関する情報取扱規程の策定等 注 67</p> <p>「マニュアル等を整備すべきではないかという意見」に賛成である。事業者がわかりやすいよう、マニュアルやガイドラインへの事例を多用する等、運用が円滑になるための工夫が必要であると考え。なお、委託先の監督は、再委託や再々委託時の留意点や監督スキームの適正化に向けて、前掲マニュアルやガイドラインへ、委託先の選定における基準や様式等も検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-24 情報取扱規程や情報取扱方針の記載内容は、技術的観点や事業者のコストの観点からの実行可能性に配慮する必要がある。</p>		

<p>「情報取扱方針」は、いわゆるプライバシーポリシーに相当するものと理解しており、その策定の重要性には賛同するが、仮に記載を求める内容が技術的観点や事業者のコストの観点から実行可能性を欠くものとなった場合、規制の実効性を欠くこととなり、利用者保護という目的を達成できないこととなることを懸念する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>情報取扱規程や情報取扱方針の記載内容は一定程度、報告書(案)に記載してありますが、その具体的内容は、今後、実効性を考慮し、利用者や電気通信事業者等の意見を踏まえつつ、検討を進めていく必要があると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>弊社を含むグローバル企業においては、情報管理について、全世界を対象とした規程を設け、国際的に認知されている第三者認証を既に取得している場合もあり、そうした規程が、事業法にいう情報取扱規程として取り扱われるようにするなど、コンプライアンス面での効率化にもご配慮いただきたい。</p> <p>また、電気通信事業者として届出・登録を行っている事業者は、当然のことながら、電気通信事業以外のサービスを行っている場合もあり、情報取扱の規程が電気通信事業以外のサービスを含めたものとなっている可能性もある。そのような規程であっても事業法にいう情報取扱規程として取り扱われるようにしていただきたいし、他方、利用者情報として事業法の規律を受ける範囲は、電気通信事業以外のサービスには及ばないことをご確認いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>		
<p>意見 3-25 「利用者情報統括管理者」の選任を義務付けることは、行政による民間企業への過剰な介入ではないか。</p>		
<p>3. 利用者情報の適正な取扱いのための体制整備に関する規制について</p> <p>○ 利用者情報の適正な取扱いのための体制整備の重要性には賛同するものの、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者」に対する規制の導入について、対象事業者の自主的な取組などを踏まえた立法事実が示されていないとともに、民間企業の人事を含むガバナンスへの行政による過剰な介入となることを懸念。</p> <p>○ 特に、総務大臣による利用者情報統括管理者の解任命令が規定されることや、裁量的な業務改善命令が行われることを懸念。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>利用者情報の適正な取扱いに係る取組については、事業者自らによる取組を基本としつつ、政府も関与する仕組みによって、事業者自らによる取組を促進していく観点から、利用者情報についてより適正な取扱いを確保するための事業者内部のガバナンスを確保するための必要最小限の規律について検討することが適当としています。</p>	<p>無</p>
<p>利用者の情報を高いレベルで管理する者を設けることの重要性には賛同するが、本報告書案に示された要件を前提とした「利用者情報統括管理者」の選任を義務付けることは、行政による民間企業への過剰な介入であり、反対する。</p> <p>例えば、「一定の要件」の例として、脚注 68 において「電気通信事業における利用者に関する情報の取扱業務に関する一定の実務経験」が挙げられているが、特にグローバルにビジネ</p>	<p>その規律の一つとして、「利用者情報統括管理者の選任等」が記載されています。御懸念の解任命令については、本報告書(案)において特段の検討はなされていませんが、今後、国際的な規範等も参考にしつつ、具体的な制度設</p>	

<p>スを展開する企業では、データガバナンスの専門家は業種を問わずデータガバナンス分野でキャリアを形成することが通例となっており、これを「電気通信事業」における実務経験に限定することは、優れた人材の配置を不当に制約し、ビジネスに悪影響を与えるものである。また、この措置は、電気通信設備統括管理者（電気通信事業法44条の3）に関する規定と同様のものを念頭に置いていると推察する。</p> <p>仮に電気通信設備統括管理者と同様に、総務大臣による解任命令を規定する場合、行政による民間企業のカバナンスへの異常な介入となる。</p> <p>同様の規定は鉄道・航空事業の安全統括管理者の制度に見られるが、情報の取扱いというセンシティブな分野において、インフラ事業と同じ考え方に立ちつつ行政が介入することは不相当であるとともに、外国企業のデータガバナンス責任者に関して総務大臣が解任命令を出すことの実効性に大きな疑問があり、実質的には日本企業のみがターゲットになることを懸念する。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>計を検討する必要があると考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法では、業務改善命令等の重要な処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の区分に関わらず、行政手続法の特例として、電気通信事業者に対する聴聞の手続（利害関係人の参加の保障含む）等が法定されており、慎重かつ公正に処分を行うこととしております。これまでも裁量的な業務改善命令が行われたことはないと承知しており、今後も業務改善命令等の処分は、慎重かつ公正に実施する必要があると考えています。</p>	
<p>意見3-26 「利用者情報統括責任者」は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの内容と整合的であるべき。</p>		
<p>現在並行して意見募集が行われている電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（案）では、利用者情報の管理責任者について、「個人情報保護管理者」という違う役割で記載されていますが、本質的には同じものとの理解でよいか確認を希望します。今後、本パブコメ後に予定されている電通法改正後、来年度移行の電通GLの改訂において、「個人情報保護管理者」は「利用者情報統括責任者」に変更されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」においては、従来より「個人情報保護管理者」に関する記載があり、現在意見募集が行われている令和2年・令和3年個人情報保護法の改正に対応したガイドライン改正案で特段変更されるものとは承知していません。</p> <p>今後、電気通信事業法の改正が行われた場合には、同ガイドラインにおける「個人情報保護管理者」についても整合性をとる形で必要な改正等が検討されるものと考えます。</p>	無
<p>個人情報保護管理者と利用者情報統括管理者が責任を負う対象は重複していると思われるところ、こうした類似性がありながらも並立する制度それぞれに基づき情報の取扱いについて管理・監督しなければならないことは、電気通信事業者にとって過度な負担となるのではないかと懸念します。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見3-27 「利用者情報統括責任者」の要件については、日本語でのコミュニケーション能力を義務付けないなど、グローバル企業にも配慮した形とすべきである。</p>		
<p>弊社を含むグローバル企業の場合、「経営レベルで全体的かつ横断的に監督する責任と権限を有する者」は、国籍・在住・言語のいずれも日本（日本語）ではないことが多い。「一定の要件」に国籍要件、国内居住要件、日本語でのコミュニケーション能力が含まれてしまうと、</p>	<p>利用者情報統括責任者は、利用者情報に関する情報取扱規程や情報取扱方針の策定や評価を行うことにより、当該企業内における利</p>	無

<p>グローバル企業にとっては要件を充足することが事実上不可能となることをご理解いただいたうえで、要件を検討していただきたい。</p> <p>また、この管理者については組織において経営レベルにある者が該当することが想定される。また、管理者が監督官庁のコントロール下にあると受け取られることは企業がバランスの観点からだけでなく、海外の規制遵守との観点でも好ましくない結果を生じうる（例えば、この管理者と類似の機能を有しているポジションとしてプライバシーオフィサーが考えられるが、GDPR ではプライバシーオフィサーの独立性が求められている）。現行電気通信事業法には電気通信設備統括管理者の解任命令の規定もあるが、法律遵守の主体はあくまで事業者であり、利用者情報統括管理者に対して、当局が実質的な影響を与えうるような権限を有することには賛同できない。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>利用者情報の適切な取扱いを確保するための業務を統括管理する者であり、当該企業内でそのような実務を行える者であるかどうかを重視すべきであると考えます。そのため、利用者情報の取扱いに関する一定の実務経験等は一般に必要であると思われませんが、当該企業内の業務が遂行できるのであれば御指摘のような「国籍要件・国内居住要件・日本語でのコミュニケーション能力」を求める必要は特段認められないものと考えます。</p> <p>御懸念の解任命令については、本報告書（案）において特段の検討はなされていませんが、今後、国際的な規範等も参考にしつつ、具体的な制度設計を検討する必要があると考えます。</p>
<p>企業によっては、企業集団全体の情報の管理者ではなく、セグメントごとに情報の管理者が設置されているケースもあるが、そのような場合に複数の管理者を置くなどの対応は可能か。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	
<p>2-2. 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方のうち、②利用者情報統括管理者の選任等については、報告書案 49 頁脚注 68 が「グローバル企業においては、企業集団全体の利用者に関する情報の管理者が兼務するケースも考えられる」と述べるとおり、企業集団全体の利用者に関する情報の管理者が兼務することも認められるべきである。これと異なり、管理者に関して日本国内に居住する者あるいは日本語を話す者といった日本独自の要件を課すことはグローバル企業にとって過重な負担を課すこととなるので反対である。</p> <p style="text-align: right;">【Twitter, Inc.】</p>	
<p>利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方のうち、②利用者情報統括管理者の選任等については、報告書案 49 頁脚注 68 が「グローバル企業においては、企業集団全体の利用者に関する情報の管理者が兼務するケースも考えられる」と述べるとおり、企業集団全体の利用者に関する情報の管理者が兼務することも認められるべきである。これと異なり、管理者に関して日本国内に居住する者あるいは日本語を話す者といった日本独自の要件を課すことはグローバル企業にとって過重な負担を課すこととなるので反対である。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	
<p>また、利用者情報統括管理者については、「利用者情報の取扱いを経営レベルで全体的かつ横</p>	



<p>断的に監督する責任と権限を有する者として一定の要件を満たす者」が要求され、また、その脚注では「例えば、電気通信事業における利用者に関する情報の取扱業務に関する一定の実務経験等が考えられる。加えて、グローバル企業においては、企業集団全体の利用者に関する情報の管理者が兼務するケースも考えられる。」とされるなど、役員レベルが想定されるような記載がある。総務省の関与如何によって、企業の自律的な運営への影響とイノベーションの阻害が生じかねず、過剰規制とならないようにする必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【三浦法律事務所】</p>		
<p>意見 3-28 利用者情報を保管する電気通信設備の所在国の公表に賛同する。</p>		
<p>一定規模以上の事業者には、利用者情報を保管するサーバーの所在国や、利用者情報を扱う委託先の所在国の国名を公表することを義務付けるべきです。2021年3月に発覚したLINE問題では、大量の利用者の情報が外国政府から合法的にアクセスできる恐れがあり、大きな批判を受けましたが、これは国民が、安全保障上懸念のある国における利用者情報の管理に対して強い不安を抱いていることの証左です。一部の新聞報道で、公表は「国名」ではなく、「アジア太平洋」などのエリア単位でも容認することが議論されていると報じられましたが、それでは安全保障上の懸念国かどうか分からず、利用者がサービスを選ぶ上での判断材料にはなり得ません。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信消費者ネットワーク】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>一定規模以上の事業者には、利用者情報を保管するサーバーの所在国や、利用者情報を扱う委託先の所在国を公表することを義務付けるべきと考えます。今回の検討の出発点には、2021年3月に朝日新聞の報道で発覚したLINE問題があります。大量の利用者の情報が外国政府から合法的にアクセスできる恐れがあり、大きな批判を受けました。この問題は、国民が、安全保障上懸念のある国における利用者情報の管理に対して強い不信感を抱くことを明らかにしました。この点を踏まえれば、国名の公表が必要であると考えられます。一部報道で、公表は「国名」ではなく、「太平洋地域」などのエリアでも可能とすることが検討されていると報じられましたが、それでは安全保障上の懸念国であるかどうかはわからず、利用者がサービスを選ぶ上での判断材料になりうるものにする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>また、本報告書案では、「利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国の公表」について、「安全管理方法として例示」するに止めていますが、利用者の目線に立てば、日本国内で利用される電気通信サービスに係る利用</p>	<p>賛同の御意見として承ります。 いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます</p>	<p>無</p>

<p>者情報は、国内での保管及び国内からのアクセスに制限する安全管理措置が講じられるよう、国内外の全事業者に義務付けることが望ましいと考えます。ただし、今後、情報流通に関して信頼できる国が明確化された場合には、そうした国での保管等を可能にすることは考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>す。</p>	
<p>(3) 3.2.1.2 利用者情報の適正な取扱いに係る規律</p> <p>利用者情報の適正な取扱いに係る規律の内容として、本報告書案は、「情報取扱方針の策定及び公表」を提案し、公表事項の例として、「利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表すること等が考えられる」とする(脚注69)。LINE事件は、「利用者情報がどの国の事業者によって扱われるか」について国民が強い関心を有しており、安全保障上懸念のある国における利用者情報の管理に対して、拒否感・不信感を抱くことを明らかにした事件であった。この点を踏まえれば、国名の公表は当然に義務となるべきである。</p> <p>ところが一部の報道によれば、「具体的な国名だけでなく、「アジア太平洋」など地域単位での公表の容認も含め今後さらに議論を続ける」こととなったとされている(日本経済新聞2022年1月14日「サーバー設置などの規制強化 総務省が大幅修正へ」)。</p> <p>利用者情報の所在地問題に関する利用者の懸念の中心は、無制限なガバメントアクセスであり、これは個別の国によって大きく事情を異にすることがらである。国名が不明なまま「アジア太平洋」などと言われても、何の情報提供もないのと同じことであり、利用者の不安は解消されず、通信に対する信頼が確保されない状態が続くことになる。</p> <p>以上のとおりであるから、国名の公表を義務付けるべきであるが、重要な関係法令の単位が国より小さい領域で存在する場合(州法など)には、その情報も公開されることが望ましいとすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-29 利用者情報を保管する電気通信設備の所在国の公表には、セキュリティへの影響等に関する十分な検討が必要。国際的な枠組みを重視すべき。</p>		
<p>利用者情報を保管する電気通信設備の所在国を公表することについては、あくまでも「利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保し通信の信頼性を保持する観点から」として示されているが、事業者のセキュリティに影響を及ぼすといった見方もあることから、経済安全保障の観点からの十分な検討が必要である。</p>	<p>諸外国の法的環境の変化等もある中、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、利用者がサービスを選択するために必要な情報を公表すること</p>	<p>無</p>

さらに言えば、現在の電気通信事業法の運用において、経済安全保障の観点から懸念される国の事業者からの届出が的確になされているかなど、実効的な法の執行がなされているかという点の検証がまずは必要不可欠である。

【一般社団法人新経済連盟】

利用者情報の「安全管理の方法」について、セキュリティや国民不安払拭の観点から適切な内容を今後十分に議論することが適当である。その際、注 69 で例示されている「利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取扱う業務を委託した第三者の所在国を公表すること」が目的に照らして有効な取組みかどうか、また事業者においてリアルタイムで所在国を特定することが実際に可能かどうか、検証する必要がある。

【一般社団法人日本経済団体連合会】

2-3. 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方の③情報取扱方針の策定及び公表に関して、「利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表すること」（報告書 49 頁脚注 69）は「利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保し通信の信頼性を保持する」という目的に資するものといえるのかそもそも疑問であるが、仮に何らかの公表が求められるとしても、当該目的のための情報の公表という観点からは、具体的な所在国名を公表することに限らず、当該目的に沿う限り、より柔軟な内容・態様の公表を認めるべきである（なお、同脚注が指摘する個人情報保護法においても、「個人データを保管している外国の名称『等』」について情報提供が求められているにすぎない）。

例えば、利用者情報の適正な取扱いがなされないとの懸念が予想されるような一定の国・地域には電気通信設備が所在しないこと及びそのような国・地域の第三者には情報の取り扱いを委託していないことを公表することでも上記目的に資するという観点からは十分な公表であると考えられるから、このような公表も認められるべきである。

【Twitter, Inc.】

利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方の③情報取扱方針の策定及び公表に関して、「利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表すること」（報告書 49 頁脚注 69）は「利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保し通信の信頼性を保持する」という目的に資するものといえるのかそもそも疑問であるが、仮に何らかの公表が求められるとしても、当該目的のための情報の公表という観点からは、具体的な所在国名を公表することに限らず、当該目的に沿う限

は意義があると考えます。

一方、公表に際しての具体的な記載方法については、国名の公表が事業者のセキュリティにどのような影響を与えるのかなども精査の上、今後、関係者の御意見も踏まえて、規律の実効性を失わない範囲で、具体化していく必要があると考えます。

り、より柔軟な内容・態様の公表を認めるべきである（なお、同脚注が指摘する個人情報保護法においても、「個人データを保管している外国の名称『等』」について情報提供が求められているにすぎない。）。

例えば、日本に1,000万人以上の利用者がいる企業に規制をするのではなく、利用者情報の適正な取扱いがなされないとの懸念が予想されるような一定の国・地域には電気通信設備が所在しないこと及びそのような国・地域の第三者には情報の取り扱いを委託していないことを公表することでも上記目的に資するという観点からは十分な公表であると考えられるから、このような公表も認められるべきである。

【Asia Internet Coalition (AIC)】

・「利用者情報の適正な取扱い」を行うための措置における個人情報保護法との差異について

「利用者情報の適正な取扱い」を行うための措置として、利用者情報の安全管理の方法（利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表すること等）が検討されているが、2022年4月に施行される改正個人情報保護法においては、「外的環境の把握」をした上で、これらの第三国の所在国などについては、本人からの請求に基づき開示をすることが求められている。

本検討会の案では、請求に基づいた開示ではなく、請求があろうがなかろうが「公表」をすることが義務付けられており、こちらについては改正個人情報保護法との差分が見受けられる。

「どのような情報を公表するか」という議論もあるが、この個人情報保護法との差異は、改正個人情報保護法の要件を最低限満たそうと対応を構築し努力している企業の取り組みを、更に厳しくするものでありえると思慮し、事業者に不要な混乱と負担もたらす事実上の二重規制となる懸念を持っております。特に、一つの情報対象に対して個人情報保護法での要求事項と、明らかに異なりより強い規制とすることは、事業者への過大な負担をかけることになりかねないため、慎重に判断をしていただきたい。また特に、今後の検討課題としていただきたいが、昨今のクラウドサービスを利用したシステムの構築においてはどの海外の領域にデータを設置するかなどを容易に変更が可能な場合があったり、データの保護のために複数の領域をまたぐケースもあることから、公表内容および公表自体に厳密性とリアルタイム性をもたせることは事実上困難なケースが存在しうることをしっかりと考慮すべきと考えます。

【株式会社メルカリ】		
<p>国際的枠組みの重視</p> <p>個人情報保護法及び同法施行のためのルールは、LINE 事件に関する特別委員会も提言していたとおり、アジア太平洋経済協力の越境プライバシールール（APEC CBPR）を含む国際的な枠組みを、自由なデータ流通を促進し、負担の大きなルールを免除する手段として認識している。この考え方に倣い、経済安全保障を促進しつつ、同じ考えを共有する関係国間の自由なデータ流通から恩恵を受けてイノベーションを促進するために、国際的枠組みを重視し活用することを、ACCJ は総務省に要請する。米国政府と日本政府は、経済成長とイノベーションのための不可欠な原則として自由なデータ流通を確保する利点について、協力して提唱してきた。単に利用者情報を保管する設備の所在の開示を要求するだけでは、必ずしも利用者のプライバシー保護や経済安全保障が高まるわけではなく、却って、企業や利用者の行動に過度な委縮効果をもたらすことにより経済を停滞させる潜在的なリスクを生じさせる。このことから、個人情報保護法の規律を参考に、国際的枠組みを重視し、当該枠組みに加わっている場合には規制上の要件を課さないようにすべきである。同法との整合性を加味するとともに、現実的な実態を踏まえた上で、必要最低限の事項の要求とするべきである。</p> <p style="text-align: center;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>国際的枠組みや利用者利益の保護、事業者における御負担等も踏まえて、具体的な制度設計を行っていく必要があると考えます。</p>	無
<p>国際的枠組みの重視</p> <p>個人情報保護法および同法施行のためのルールは、LINE 事件に関する特別委員会も提言していたとおり、アジア太平洋経済協力の越境プライバシールール（APEC-CBPR）を含む国際的な枠組みを、自由なデータ流通を促進し、負担の大きなルールを免除する手段として認識している。この考え方に倣い、経済安全保障を促進しつつ、同じ考えを共有する関係国間の自由なデータ流通から恩恵を受けてイノベーションを促進するために、国際的枠組みを重視し活用することを、AIC は総務省に要請する。米国政府と日本政府は、経済成長とイノベーションのための不可欠な原則として自由なデータ流通を確保する利点について、協力して提唱してきた。単に利用者情報を保管する設備の所在の開示を要求するだけでは、必ずしも利用者のプライバシー保護や経済安全保障が高まるわけではなく、却って、企業や利用者の行動に過度な委縮効果をもたらすことにより経済を停滞させる潜在的なリスクを生じさせる。このことから、個人情報保護法の規律を参考に、国際的枠組みを重視し、当該枠組みに加わっている場合には規制上の要件を課さないようにすべきである。同法との整合性を加味するとともに、現実的な実態を踏まえた上で、必要最低限の事項の要求とするべきである。</p>		

【Asia Internet Coalition (AIC)】		
<b>意見 3-30 情報取扱規程に記載する評価の体制・方法について、明確化が必要。</b>		
<p>情報取扱規程に記載する評価の体制・方法について、脚注 71 にて例示及び脚注 87 において「情報の取扱いに関する適正性を評価する方法等についての詳細を定めることが考えられる」とされていますが、具体的な評価項目等について今後明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>情報取扱規程に記載する評価は、官民共同規制として、一律に規律を課すのではなく、各電気通信事業者等の実態を踏まえ、当該各事業者自らがリスク管理を行い、適正な情報の取扱いに関する PDCA サイクルを回すことにより情報に係る取扱規程や方針などを見直すことを期待しているものです。</p> <p>一方、当該各事業者が適切に対応を行うことができるよう、具体的方法については電気通信事業者や事業者団体等とも連携しながら検討を深め、明確化していく必要があると考えます。</p>	無
<p>情報通信基盤に適用される安全管理措置、通信サービスに適用される安全管理措置を明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>例. 情報通信基盤：TCA 安全基準 通信サービス：電通の個人情報保護法のガイドラインなど</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<b>意見 3-31 電気通信事業者に実施を求める利用者情報の取扱状況に関する評価については、電気通信事業者の自主的な取組に委ね、行政の過剰な介入は避けるべきである。</b>		
<p>PDCA サイクルを回すことの義務付けについて、仮に行政の裁量的な判断により、実施が不十分であるとして業務改善命令が下されるといったことがあれば、ビジネスへの過剰な介入となり、ひいてはデジタルサービスの展開を阻害することを懸念する。</p> <p>仮にこのような外形的判断が困難な事項を業務改善命令の対象にする場合、アンチビジネスな裁量行政の歯止めとするため、その判断の軸となる考え方（例：DPF 透明化法におけるイノベーションの重視、個人情報保護法における情報の保護と利用のバランスの尊重）を、法律で規定することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>利用者情報の取扱状況に関する評価は、官民共同規制として、一律に規律を課すのではなく、各電気通信事業者の実態を踏まえ当該各事業者自らがリスク管理を行い、適正な情報の取扱いに関する PDCA サイクルを回すことにより情報に係る取扱規程や方針などを見直すことを期待しているものです。</p> <p>なお、電気通信事業法では、業務改善命令等の重要な処分をしようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の区分に関わらず、行政手続法の特例として、電気通信事業者に対する聴聞の手続（利害関係人の参加の保障含む）等が法定されており、慎重かつ公正に処分を行うこととしております。これまでも裁量的な</p>	無

	業務改善命令が行われたことはないと承知しており、今後も業務改善命令等の処分は、慎重かつ公正に実施する必要があると考えています。	
<b>意見 3-32 SNS や検索サービスを提供する第三号事業者を規律の対象とすることに賛同する。</b>		
・第三号事業者を規律の対象とすることに賛同します。そのうえで、規律適用の実効性が確保される規律設計を要望します。  【株式会社 NTT ドコモ】	賛同の御意見として承ります。	無
原案に賛同します。SNS は実質的に他人の通信を媒介するものであり、取り扱う情報量が多く、社会経済活動における不可欠性を有し、社会的・経済的に影響力を有する SNS は電気通信事業法における電気通信役務として規律の対象とすることが適当と考えます。ISP と SNS はその役割を共同して果たすことは、日本の利用者が安心してインターネットを基盤として活用していくために重要と考えます。 検索サービスは利用者に非常に身近なサービスで、大量の利用者の情報を取り扱っており、電気通信役務として規律の対象とすることは適当と考えます。  【情報通信消費者ネットワーク】	賛同の御意見として承ります。	無
原案に賛同します。SNS は実質的に他人の通信を媒介するものであり、取り扱う情報量が多く、社会経済活動における不可欠性を有し、社会的・経済的に影響力を有する SNS は電気通信事業法における電気通信役務として規律の対象とすることが適当と考えます。ISP と SNS はその役割を共同して果たすことは、日本の利用者が安心してインターネットを基盤として活用していくために重要と考えます。 原案に賛同します。検索サービスは電気通信役務として規律の対象とすることが適当と考えます。  【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】	賛同の御意見として承ります。	無
第三号事業を営む者についても事業法の規律の対象とすることに賛成します。広く利用されている SNS や検索サービスについては、情報の取り扱いに問題があつたとしても、利用せざるを得ないことから、社会全体に及ぼす影響は大きいものとなります。第三号事業を営む者も規律の対象にすべきと考えます。また、事業規模の如何によらず、利用者への影響が大きいものにはレビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイトも利用者にも与える影響は大きいと思います。対象範囲について今後ともご検討いただきたい。	賛同の御意見として承ります。	無

<p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>		
<p>利用者への影響が大きい大規模なサービスを提供する第三号事業を営む者の規律対象に加えることに賛成である。規律対象の条件や内容については検討中とあるが注 73, 74 で対象外と考えている者も含め、一般利用者においては規模の大小や事業内容は関係なく、76 にあるように社会的責任の一つである利用者情報の適正な取り扱いに関する情報を公表すること等は、利用者からの信頼を高め企業価値を上げることになると考える。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-33 SNS や検索サービスを提供する第三号事業者を新たに規制の対象とすることは、必要以上に広範な規制につながりかねず、ビジネスに大きな影響を与えることを懸念する。</p>		
<p>●また、今回報告書では検索サービスや SNS を新たな規律の対象とすることが特記されているところ、これらを法の規律の対象とする理由としてこれらが「実質的に」通信を媒介するという曖昧な言葉が用いられていることについても、必要以上に広範な規制を呼び込むものとなりかねないという点で、懸念を表さざるを得ない。そもそもこれらのサービスについては利用者情報の適切な取扱いに関する自主的かつ先進的な取組みを既に進めてきている事業者も多く、そうした取組みを貴省においてまず評価し、不足や懸念があるとすればそれはどの部分であるのか、といった規制の必要性に関する具体的な背景・根拠を示して頂くことが、本報告書でも謳われている官民共同規制を実効あるものとするための第一歩と考える。</p> <p style="text-align: center;">【グーグル合同会社】</p>	<p>電気通信事業法では、他人の需要に応ずるために、電気通信役務を反復継続的に提供する事業（電気通信事業）を営む者を規律の対象としており、今回もこの考え方に変更はありません。</p> <p>今回、政策目的に照らして、電気通信の健全な発展にも大きな影響を与えるほど社会的・経済的影響が大きい大規模な SNS 又は検索サービスを提供する事業であって、一定の要件を満たす場合に限り新たに規律の対象とすることについて検討していますが、その数はごく限られたものであり、ネット利用企業等を広範に規律の対象とするものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>総論</p> <p>Twitter は、総務省への届出を要する「電気通信事業者」の範囲を拡大し、弊社のメインプラットフォームの SNS（DM 以外の機能）を含めることを懸念する。</p> <p>電気通信事業法は、基本的には、固定電話サービスのように、利用者限りの公に共有されない通信を媒介するサービスを規制対象としてきた。あくまでも公開の会話を促進するものであり、上記のような従前から規制対象とされてきたサービスとは根本的に異なるものであるため、既存の電気通信事業に対する規制と同様の規制を SNS に適用することを懸念する。</p> <p>Twitter はインターネット上で一連のコンテンツの投稿及び閲覧をサポートするものであり、無料でオープンな公開の会話を行うことを可能とするプラットフォームである。換言すると、Twitter は個人間の当事者限りでのコミュニケーションのためのシステムではない。実際、Twitter プラットフォームのオープンな性質は、看板や掲示板に似たものであり、掲示板が明らかに「個人」または「プライベート」な「公に共有されていない情報」を含むコ</p>		



<p>コミュニケーションとは見なされないのと同様、Twitter プラットフォームもそのように見なされるべきではない。電気通信事業法は、従前から、基本的には公に共有される公開の情報については規制の対象外としており、電気通信事業参入マニュアル〔追補版〕においても、電子掲示板やオープン・チャットはインターネット経由で不特定多数の利用者が文字情報等を交換することができる「場」を提供するものにすぎず、それ自体がメッセージ・通信の媒介に当たる訳ではないとの理由により規制の対象外であると整理されてきた。Twitter プラットフォームも、電子掲示板やオープン・チャットと同様に「場」の提供にすぎずそれ自体がメッセージ・通信の媒介に当たる訳ではないから、この観点からも、既存の電気通信事業に対する規制と同じ規制を SNS に適用するべきではない。</p> <p>加えて、利用者によるフィードバックを表示する掲示板、消費者の口コミ評価、SNS へのコメントの投稿等、公に共有または公開されている会話は、通信の秘密の概念とは無関係である。実際、そのような概念は、SNS、公開掲示板や公開投稿の概念に反し、矛盾する。したがって、電気通信事業法は、本質的に、電気通信事業法の対象となる情報の範囲を拡大する根拠を欠いており、規制対象となる「電気通信事業者」の範囲を拡大して、SNS のような公開の会話のプラットフォームを新たな規制対象とするこの改正案は過度に広範な規制を課すものとなっている。</p> <p style="text-align: right;">【Twitter, Inc.】</p>		
<p>また、OTT (Over The Top) サービスを電気通信事業法で規制対象にするのは他国の規制を見ても例がなく、Twitter のような SNS を国際的な基準に反する規制対象にすることは重大な悪影響を伴う。総務省は、この改正案を欧州連合 (EU) の General Data Protection Regulation (GDPR) と同等であると考えているようだが、この規制の改正案による範囲は GDPR の対象範囲よりも非常に広範に定義されている。実際には、総務省は、他人の通信を媒介する「電気通信事業者」に登録または届出を要求することにより、長い間、電気通信事業法の適用範囲をある程度限定してきた。しかしながら、今回、総務省は根拠なく、届出を行う必要のある「電気通信事業者」の範囲を拡大しようとしている。総務省は、技術が日本の利用者、経済、社会全体に向けて生み出し続ける利益を認識し、改正案がイノベーションや社会の発展に悪影響を与えることにならないかを同時に検討するべきである。</p> <p>実際、2021 年、日本で「電気通信事業」を提供する外国企業を含むように電気通信事業法が改正されたため、Twitter は、ダイレクトメッセージ (DM) サービスに関して、当該改正の</p>	<p>SNS や検索サービスに関しては、他の国や地域においても法の規律の適用対象としている例があると承知しています。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国の電気通信事業法においては、SNS、検索サービス等を提供する者も届出の対象とされています。</li> <li>・ ドイツの「電気通信及びテレメディアにおけるデータ保護及びプライバシーに関する法律」においては、SNS 等に対して、個人情報等の取扱いを規律しています。</li> <li>・ EU のネットワーク・情報システムセキュ</li> </ul>	<p>無</p>

下で電気通信事業法への遵守体制の整備を開始する必要があった。DM サービスが電気通信事業法の規制範囲に含まれることで、弊社のサービスには次の義務が課せられた。

- 通信の内容の秘密を保つ（「通信の秘密」の概念）
- 通信内容の検閲を禁止する
- すべての利用者を差別なく平等に扱う

電気通信事業者は、通信の秘密によって通信の内容を秘密として保つ義務や、各利用者を差別しない義務があり、通信の内容を検閲することは禁じられている。電気通信事業法に基づく規制の範囲が SNS にまで拡大された場合、現在、弊社の DM サービスに限定されているこれらの義務は、メインプラットフォーム（DM 以外のサービス）にも適用され、以下のような事態が起きることが予測される。

- Twitter のタイムラインは、必ずしも時系列ではなく、フォローしているアカウントから選択されたツイートのみが表示されるため、「差別的」と見なされる可能性がある。
- 規程違反、違法（例えば児童ポルノ）、有害、またはその他質が低いコンテンツを検知するためのツイートのスキャンは「検閲」および「通信の秘密」の概念に反していると思われ、スキャンで検知されたツイートを手動で確認し、ツイートが表示されないようにしたり、コンテンツに警告（例えば、アダルトコンテンツや誤情報）を表示したり、質の高いコンテンツを優先的に表示したり、有害なコンテンツのランクを落とすという作業ができなくなる。
- 同様に、Twitter のルールやポリシーに違反するコンテンツを削除すると、「検閲」や「通信の秘密」の概念に反するとみなされる可能性がある。

Twitter のプラットフォームのほとんどのコンテンツは公開されているからこそ弊社はユニークなサービスを提供できている。もし規制の範囲の拡大により、弊社の DM 以外のサービスも規制の対象とされるとなると、Twitter のような SNS サービスを提供する事業者は、世界各国で提供しているサービスを日本では提供できなくなる。結果、プラットフォームで繰り広げられる公開の会話が不健全なものになり、日本の利用者、社会、経済にも悪影響を及ぼすことになる。

【Twitter, Inc.】

総務省は、SNS などのデジタルサービスに電気通信事業法を適用することを再考するべきです。このようなサービスに対する規制は、対象となるサービスに合わせて調整されるべきであり、オンライン・エコシステムにおけるサービスの多様性を考慮する必要があります。電気通信事業における規制は、旧来のサービスとは根本的に異なるものとして設計されている

リティ指令（NIS 指令）においても、検索サービス等も規律の対象とされており、NIS 指令の改正案（NIS2 指令案）において SNS が対象として追加されていると承知しています。

なお、第三号事業に関しては、通信の秘密の保護と検閲の禁止を除き、これまで電気通信事業法の規律の適用を除外されてきましたが、近年、社会的・経済的影響が非常に大きくなってきていることに鑑み、利用者の利益の保護等を確保する観点から、諸外国の状況も踏まえ、社会的・経済的影響が大きい大規模な SNS 及び検索サービスに関しては、規律の対象とする必要があると考えます。

<p>ため、適合性が低く、意図しない結果をもたらす可能性があります。</p> <p>今回の提案は SNS や検索エンジンなどのデジタルサービスを新たに電気通信事業法の規制対象にするという前例のない提案であるにもかかわらず、報告書はそのような規制の根拠や、根本的に異なるサービスを想定して作られた電気通信事業法が SNS やその他のデジタルサービスにどのように適用されるのかについて説明していません。したがって、このパブコメ手続は利害関係者に対して (i) 電気通信事業法の改正案の潜在的な影響について評価すること、また、(ii) 導入可能性のある改正の対象となりうる事業者の意見を含み、利害関係者の意見を代表することについて、有意義な機会を与えていません。総務省は、パブコメ手続の終了後、直ちに電気通信事業法改正に報告書案の内容を反映するようですが、事業者には国会での会議に参加する機会はありません。利害関係人は真に懸念事項を共有するために十分な情報を得て意見を述べる機会を与えられていないため、このような政策立案プロセスは明らかに透明性及び公平性を欠いています。総務省においては、その提案内容をさらに明確化すべきです。</p> <p>電気通信事業法が規制することを意図していないサービスにどのように適用されるかについての明確なガイダンスがなければ、事業者は、規定がどのように適用されるべきかを推測するしかありません。このような規制の不確実性は、総務省、事業者、消費者にとって有害であり、日本における投資や新サービスの提供を阻害するものであります。事業者は、不明確な法律の合理的ではあるが誤った解釈により不利益な処分を受ける可能性があるならば、市場での新しい革新的な機能の運用や展開に慎重になることでしょう。産業界は、日本国民に高品質で信頼できるサービスを提供するという総務省の目標を共有していると思いますが、今回の電気通信事業法を拡大させるという提案によって、その目標が果たせるのかどうか、またどのように果たすことに寄与するのかという点について、十分な検討がなされていないこと、むしろ目的に対して採られる手段が不均衡かつ不必要な義務を事業者に対して課すことになるのではないかと懸念しています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>検索サービスについては、アカウントを登録することなく利用が可能であるとともに、通常は検索サービスのためにアカウントという仕組みを設定しているのではなく、あくまでも検索サービス提供事業者が営む他のサービスのためにアカウントという仕組みが設定されているにすぎない。</p> <p>また、極めて大多数の国民がアカウントを登録して利用しているサービスを提供する事業者</p>	<p>検索サービスに関しては、利用者がアカウントにログインをした状態で検索サービスを利用する場合、当該アカウントに様々な検索履歴、閲覧履歴等の情報が紐付いて管理されることが一般的であり、仮にアカウントに紐</p>	<p>無</p>

<p>が、検索サービスや SNS も提供しているものの、その検索サービスや SNS の実際の利用者は非常に少ないというケースも考えられる。</p> <p>これらのことを踏まえると、仮に「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者であることを示す基準」にアカウント数を使用する場合、基準として明らかに不相当である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>付いてそれら情報が漏えい等した場合、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられます。(アカウントに紐付かない情報の漏えいであれば利用者の利益に及ぼす影響は限定的と考えられます。) このため、利用者の利益に及ぼす影響の基準として、アカウント数を基準とすることは一定の合理性があると考えます。</p>	
<p>「実質的に媒介する」、「様々な電気通信役務にアクセスするための基盤的な役割を担う」といった曖昧かつ行政の裁量の余地が大きい基準により、規制対象を拡大することに反対する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>SNS や検索サービスは、一般的に、登録及び届出が不要となる「第三号事業」に該当しますが、当該第三号事業については、通信の秘密の保護と検閲の禁止を除き、電気通信事業法の規律の適用を除外されてきた経緯があります。他方、近年、第三号事業において、</p>	<p>無</p>
<p>「電気通信役務」の過度に広範な定義及び届出を要する「電気通信事業」の拡大</p> <p>電気通信事業法は、「電気通信役務」を非常に広範に定義し、幅広い OTT サービスを対象にしており、これは、電気通信が必要とするものの性質から規律する他国の法的慣行と比較して珍しいことである。実際には、総務省は、他人の通信を媒介する「電気通信事業者」に登録または届出を要求することにより、長い間、電気通信事業法の適用をある程度限定してきた。しかしながら、今回の総務省の検討は、確固たる合理的に正当な理由なしに、届出を行う必要のある「電気通信事業者」の範囲を拡大しようとしている。届出制度自体の見直しを含めて、総務省は、技術が利用者や社会全体に向けて生み出し続ける利益、特に経済的機会を認識し、政策提案がイノベーションに悪影響を与えないかを同時に検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>①利用者数が著しく多く、法の適用対象である電気通信事業と同等又はそれ以上に利用者に関する情報を多く取り扱う事業の出現</p> <p>②インターネットにおいて多くの利用者が様々な電気通信役務にアクセスする上で不可欠なドメイン名 (例: **.co.jp) を提供する検索サービス等、社会経済活動における重要性が高く、様々な電気通信役務に係る基盤的な役割を担う事業の出現</p> <p>③不特定多数の者がやりとりを行うプラットフォーム (SNS 等) のようにサービス総体として捉えると (法の適用対象である) 媒介行為 (他人と他人の間の通信の取扱い) に相当する行為と考えられる事業など社会的・経済的影響が大きい事業の出現</p>	
<p>「電気通信役務」の過度に広範な定義および届出を要する「電気通信事業」の拡大</p> <p>電気通信事業法は、「電気通信役務」を非常に広範に定義し、幅広い OTT サービスを対象にしており、これは、電気通信が必要とするものの性質から規律する他国の法的慣行と比較して珍しいことである。実際には、総務省は、他人の通信を媒介する「電気通信事業者」に登録または届出を要求することにより、長い間、電気通信事業法の適用をある程度限定してきた。しかしながら、今回の総務省の検討は、確固たる合理的に正当な理由なしに、届出を行う必要のある「電気通信事業者」の範囲を拡大しようとしている。届出制度自体の見直しを含めて、総務省は、技術が利用者や社会全体に向けて生み出し続ける利益、特に経済的機会を認</p>		

<p>識し、政策提案がイノベーションに悪影響を与えないかを同時に検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>		
<p>SNS を今回の規制対象に加えるべきかどうかについては、個人情報保護法も含めた法制度の整合性、電気通信事業法が対処すべき保護法益の範囲や規制枠組の継続性等の観点からも議論が熟していないようにも思われることから慎重を期すべきであろう。</p> <p>また、仮に、SNS を規制対象とするのであれば、以下の点に特に配慮されたい。</p> <p>(1) 規制対象となる SNS の定義を合理的かつ明確に法文上定義すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●電気通信事業法は罰則も含む様々な義務を事業者に課す規制であるから、規制対象を明確に法律で定義していただきたい。</li> <li>●SNS の機能の定義として報告書内で用いられている文言「利用者から送信されたコミュニケーションに係る情報を他の利用者が閲覧しうる状態にすることで、実質的にコミュニケーションに係る情報の媒介を行う」は、ユーザー投稿機能を有するサービスであれば全て適用範囲となりうるようにも解される点で広範に過ぎるため、一層の明確化を求めたい。</li> <li>●この際、総務省が公式のウェブサイト（「総務省「国民のための情報セキュリティサイト」）で提供している説明における、「登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス」、「ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にする」、「その他、Web メールと同じようなメッセージ機能やチャット機能、特定の仲間の間だけで情報やファイルなどをやりとりできるグループ機能など」といった SNS の一連の特徴を規制の目的に照らして妥当な範囲で SNS の定義に反映することが考えられる。</li> </ul> <p>(2) 規制手法の適正さを確保するとともに、規制による弊害を回避すること</p> <p>SNS が従来、電気通信事業法の規制対象であった「電気通信事業」と異なる性質を有するサービスであることは否めないため、これを規制対象とするに際しては、同法の各規制内容及び現行法文を慎重に検証し、規制目的及びサービスの特性に照らして、規制が適正でありかつ適用上不合理が生じることのないことが確保できるよう、細やかな配慮を求めたい。また、SNS がユーザーによる表現の場であることも踏まえ、この規制が実質的な検閲として機能するなど、表現の自由の保護への新たな制約となることがないことを確保するよう配慮されたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>等により、第三号事業における利用者の利益の保護等を確保する社会的要請が高まっています。こうした状況を踏まえ、これらの3つの特徴を有する事業のうち、従来の電気通信事業法の規律の継続性にも配慮しつつ、必要最小限の規律とする観点から、第三号事業である大規模な SNS 及び検索サービスを規律の対象とすることが適当と考えます。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
<p>検索サービスを新たに規律の対象とするとのことであるが、平成 27 年の法改正により規律の対象となったドメイン名電気通信役務と同視することはできない。</p>	<p>ドイツの「電気通信及びテレメディアにおけるデータ保護及びプライバシーに関する</p>	<p>無</p>

ドメイン名電気通信役務は、インターネットの利用に不可欠な DNS の信頼性確保のために導入されたものである。本来は民間業者の自主性の尊重・確保が必要なところに法規制を課したものであり、平成 26 年 12 月の情報通信審議会総会においても、現状や規律の在り方について緻密かつ詳細な資料を検討している。

検索サービスは、DNS のようにインターネットを利用するために技術的に不可欠なものではなく、仮にある検索サービスが利用できない自体が生じた場合でも、利用者は他の検索サービスを利用することが可能である。検索サービスについて民間業者の自主性に委ねず、法規制を行うという選択を行うのであれば、DNS 事業者に対する規制導入以上に緻密な検討を経る必要がある。

外国の規制の例が挙げられているものの、弊社におけるドイツの規制の理解は異なる。ドイツにおいては(a)インターネットアクセスサービス、(b)個人間通信サービス、(c)機械間(M2M)通信サービスの提供や放送に用いられる伝送サービスが電気通信サービスとして規制の対象となるサービスとされているのであって、検索エンジンは、これらのいずれにも該当しない。そのため、ドイツでも、電気通信サービスの利用者を保護することを主な目的として上記の3つのカテゴリーに該当しない検索エンジンへ電気通信サービスに関する規制の適用はされていないわけではないものと理解している。

【グーグル合同会社】

法」では、電気通信サービス及びテレメディアサービスが規律の対象とされ、検索サービス、SNS 等が該当するものと承知しています。

また、検索サービスについては、技術的に DNS と全く同じではないものの、「3.2.1.2 利用者情報の適正な取扱いの促進」の「(3) 規律の対象に関する配慮事項」の注 74 に記載のとおり、検索サービスは、多くの利用者がドメイン名や URL 等を把握する前に利用する、閲覧希望のウェブサイトの URL 等を案内する役割を担っており、①インターネットにおいて他人間の通信における接続先(URL等)の出力を行い、利用者が希望するウェブサイト等を閲覧するまでのフローにおいて非常に重要な役割を果たし、様々な電気通信役務に接続するための基盤的な役割を担う、社会的・経済的影響が非常に大きい電気通信役務であること、②当該役務を利用する者の増加に伴い、多くの利用者が希望するウェブサイトへの案内精度が向上し、これによりさらに利便性が向上して利用者が増加するといった効果がみられ、利用者に関する情報が寡占的に集中しやすい構造があること、③検索履歴、(検索結果を踏まえた)閲覧履歴等利用者に関する情報を非常に広範囲に取得するなどの事情を「総合的に考慮」して、利用者情報の範囲や社会経済的影響力の観点から、分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務であって、利用者数が非常に多いものに限り、法の規律の対象とすることが適当と考えます。

<p>1. SNS を新たに電気通信事業法の規律の対象とすることの是非について（報告書案 50～52 頁）</p> <p>1-1. 報告書案は、SNS について、「第三号事業」に該当する、すなわち、他人の通信を媒介しないものであることを前提としながら、「他人間の通信…を『実質的に媒介する』電気通信役務」（報告書案 51 頁）であるとの理由により新たに電気通信事業法の規律の対象とすることを提案している。</p> <p>しかし、他人の通信を媒介しないことを前提としながら「実質的に媒介する」というのはいかなる趣旨なのか、SNS を新たに電気通信事業法の規律の対象とする理由として十分な理由といえるのか、甚だ疑問である。</p> <p>なお、SNS と同様に「他人間の通信…を実質的に媒介する」ものと考えられる電子掲示板サービスについて、なぜ全く言及がないのかについても不可解である。</p> <p style="text-align: right;">【Twitter, Inc.】</p>	<p>第三号事業に関しては、利用者の利益の保護等を確保する社会的要請が高まっており、その中でも、これまで電気通信事業法で規律の対象と来てきた事業と概念的に連続性（近似性）がある事業であって、社会的・経済的影響力が大きい事業に限定して対象とすることを提案するものです。</p> <p>具体的には、SNS については、電気通信事業法が伝統的に隔地者間の通信（特に会話・コミュニケーション）の媒介を主たる規律の対象としていることを踏まえ、他人間の通信（特に会話・コミュニケーション）を実質的に媒介する電気通信事業として規律の対象とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>SNS を新たに電気通信事業法の規律の対象とすることの是非について（報告書案 50～52 頁）</p> <p>報告書案は、SNS について、「第三号事業」に該当する、すなわち、他人の通信を媒介しないものであることを前提としながら、「他人間の通信…を『実質的に媒介する』電気通信役務」（報告書案 51 頁）であるとの理由により新たに電気通信事業法の規律の対象とすることを提案している。</p> <p>しかし、他人の通信を媒介しないことを前提としながら「実質的に媒介する」というのはいかなる趣旨なのか、SNS と電気通信事業法の規律の対象とする理由として十分な理由といえるのか、甚だ疑問である。</p> <p>なお、SNS と同様に「他人間の通信…を実質的に媒介する」ものと考えられる電子掲示板サービスについて、なぜ全く言及がないのかについても不可解である。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	<p>このような事業に関しては、当該電気通信役務の利用者の増加に伴い、利用者の便益の増進につながることで、利用者の更なる増加につながるといった効果（いわゆる「ネットワーク効果」）や、多くの利用者が同じプラットフォームを利用しており自分だけが離脱すると不便になるといった特徴を有しているものがあり、利用者が寡占的に集中しやすい構造があること、利用者に関する情報が広範囲に取得されるものであり、電気通信事業と同等又はそれ以上に利用者に関する情報を多く取り扱う事業であることから、今回、利用者に関する情報の適正な取扱いに係る規律を検討するに際して、当該事業についても規律の適用対象とすることが適当と考えたものです。</p>	
<p>1-2. 報告書案は、SNS について「他人間の通信…を実質的に媒介する」ことを理由として電気通信事業法の規律の対象とすることを提案する一方で、51～52 頁脚注 73 において、SNS と同様に通信を実質的に媒介するものとされる②レビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイトや③ネット・オークション、オンライン・フリーマーケット等の例については、規律の対象外とすることが提案されている。</p> <p>しかし、これらの例に関して規律の対象外とすべき説得的な理由が示されているとは言い難い。すなわち、②レビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイトについては、なぜ</p>	<p>なお、アカウント登録を行った上で利用す</p>	

付随的であることが規律の対象外とする理由となるのか甚だ疑問である（「他人間の通信…を実質的に媒介する」ことが規律の対象とすべき理由なのであれば、付随的な機能であれ、そのような機能を有する以上やはり規律の対象とすべきように思われる。）。

また、③ネット・オークション、オンライン・フリーマーケット等については、「取り扱う情報は、出品物の特徴や価格に関するものであり、主としてコミュニケーションに係る情報ではない」との理由は全く説得的ではない。そもそも、通信される情報の内容に着目して規律の対象とすべきか否かを区別することは電気通信事業法の態度として異例であるように思われるし、ネット・オークション及びオンライン・フリーマーケットのように物品の取引を目的とするサイトにおいては出品物の特徴や価格に関する情報が極めて重要な情報としてユーザー間における通信・コミュニケーションの対象とされているのであって、「主としてコミュニケーションに係る情報ではない」というのはいかにも結論ありきの恣意的な認識と言わざるを得ない。

結局のところ、「他人間の通信…を実質的に媒介する」サービスのうち、SNSのみを電気通信事業法の規律の対象とすべき合理的な理由は全く示されていないと言わざるを得ない。

【Twitter, Inc.】

●報告書案は、SNSについて「他人間の通信…を実質的に媒介する」ことを理由として電気通信事業法の規律の対象とすることを提案する一方で、51～52頁脚注73においては、SNSと同様に通信を実質的に媒介するものとされる②レビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイトや③ネット・オークション、オンライン・フリーマーケット等の例については、規律の対象外とすることが提案されている。

しかし、これらの例に関して規律の対象外とすべき説得的な理由が示されているとは言い難い。すなわち、②レビュー機能やコメント機能等を付随的に有するサイトについては、なぜ付随的であることを規律の対象外とする理由となるのか甚だ疑問である（「他人間の通信…を実質的に媒介する」ことが規律の対象とすべき理由なのであれば、付随的な機能であれ、そのような機能を有する以上やはり規律の対象とすべきように思われる。）。

また、③ネット・オークション、オンライン・フリーマーケット等については、「取り扱う情報は、出品物の特徴や価格に関するものであり、主としてコミュニケーションに係る情報ではない」との理由は全く説得的ではない。そもそも、通信される情報の内容に着目して規律の対象とすべきか否かを区別することは電気通信事業法の態度として異例であるように思われるし、ネット・オークション及びオンライン・フリーマーケットのように物品の取引を

る電子掲示板サービスについては、新たに法の規律の対象となりうるものと考えられます。



<p>目的とするサイトにおいては出品物の特徴や価格に関する情報が極めて重要な情報としてユーザー間における通信・コミュニケーションの対象とされているのであって、「主としてコミュニケーションに係る情報ではない」というのはいかにも結論ありきの恣意的な認識と言わざるを得ない。</p> <p>結局のところ、「他人間の通信…を実質的に媒介する」サービスのうち、SNSのみを電気通信事業法の規律の対象とすべき合理的な理由は全く示されていないと言わざるを得ない。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>		
<p>1-3. 報告書案が想定していると考えられる多数の利用者を有する Twitter のような SNS 事業者は全世界的にサービスを提供しているものであり、利用者保護及びプラットフォームの健全性維持の観点から、一般ユーザーによって投稿され、かつ、一般ユーザーが閲覧することとなる投稿記事の内容についてスクランニングを行った上で、例えば児童ポルノに該当するような不適切または有害なものについては、削除、ブロッキング等の必要かつ合理的と認められる措置を講じている。仮に SNS サービスが電気通信事業法の規律の対象とされることで、上記のような措置が特に検閲の禁止及び通信の秘密の保護との関係で抵触を生じると解釈されるのであれば、SNS サービスは、既に全世界規模で適切に運営されているにもかかわらず、日本国内でのみ提供することができなくなる（あるいは、少なくとも、上記のような措置を講じることができなくなり、利用者保護及びプラットフォームの健全性維持という目的を達成できなくなる。）。報告書もこのような事態を想定するものではないと考えられるが、日本における検閲の禁止及び通信の秘密の保護に関する議論は非常に厳格であり、極めて限定的な範囲でしか例外は認められないとされていることも考えると、新たに電気通信事業法の規律の対象とされることによって、既に全世界規模で適切に運営されている SNS サービスが不合理に制約を受ける可能性があるとの懸念は決して杞憂ではない。</p> <p>上記に鑑みると、仮に SNS サービスを電気通信事業法の規律の対象とするのだとしても、ガイドラインの整備等を通じて、全世界規模で適切に運営されている SNS サービスが講じている上記のスクランニング、削除、ブロッキング等の措置が電気通信事業法の検閲の禁止及び通信の秘密の保護に抵触するものではないことを明確にすべく、SNS サービスの運営に不合理な悪影響が生じないよう十分な配慮が求められる。</p> <p>なお、この点に関して、全てのユーザーから個別に同意を取得することは現実的な解決策とはなり得ないから、新たに電気通信事業法の規律の対象となるとしてもそのような個別の同意取得が必要になるものではないことも明確にされるべきである</p>	<p>通信の秘密及び検閲の禁止に関しては、電気通信事業を営む者に課されており、現行法においても SNS を提供する者にも課されているものです。仮に SNS を提供する者が電気通信事業者になった場合でも、通信の秘密及び検閲の禁止の規律の適用範囲が変わるものではなく、これまで行われてきた違法・有害なコンテンツ等に対する削除等の対応は、影響を受けるものではありません。</p>	<p>無</p>

<p style="text-align: center;">【Twitter, Inc.】</p> <p>●報告書案が想定していると考えられる多数の利用者を有する SNS 事業者は全世界的にサービスを提供しているものであり、利用者保護及びプラットフォームの健全性維持の観点から、一般ユーザーによって投稿され、かつ、一般ユーザーが閲覧することとなる投稿記事の内容についてスキャンニングを行った上で、例えば児童ポルノに該当するような不適切なものについては、削除、ブロッキング等の必要かつ合理的と認められる措置を講じている。仮に SNS サービスが電気通信事業法の規律の対象とされることで、上記のような措置が特に検閲の禁止及び通信の秘密の保護との関係で抵触を生じると解釈されるのであれば、SNS サービスは、既に全世界規模で適切に運営されているにもかかわらず、日本国内でのみ提供することができなくなる（あるいは、少なくとも、上記のような措置を講じることができなくなり、利用者保護及びプラットフォームの健全性維持という目的を達成できなくなる。）。報告書もこのような事態を想定するものではないと考えられるが、日本における検閲の禁止及び通信の秘密の保護に関する議論は非常に厳格であり、極めて限定的な範囲でしか例外は認められないとされていることも考えると、新たに電気通信事業法の規律の対象とされることによって、既に全世界規模で適切に運営されている SNS サービスが不合理に制約を受ける可能性があるとの懸念は決して杞憂ではない。</p> <p>上記に鑑みると、仮に SNS サービスを電気通信事業法の規律の対象とするのだとしても、ガイドラインの整備等を通じて、全世界規模で適切に運営されている SNS サービスが講じている上記のスキャンニング、削除、ブロッキング等の措置が電気通信事業法の検閲の禁止及び通信の秘密の保護に抵触するものではないことを明確にすべく、SNS サービスの運営に不合理な悪影響が生じないよう十分な配慮が求められる。</p> <p>なお、この点に関して、全てのユーザーから個別に同意を取得することは現実的な解決策とはなり得ないから、新たに電気通信事業法の規律の対象となるとしてもそのような個別の同意取得が必要になるものではないことも明確にされるべきである。</p> <p style="text-align: center;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>		
<p>1-4. SNS を新たに電気通信事業法の規律の対象とするとして、報告書案は、具体的にどのような形で規律の対象とするのかについては具体的な提案をしていない。</p> <p>この点、既存の電気通信事業者と同様に登録又は届出を求め、既存の電気通信事業者と同様の規制を課すというのであれば、報告書案が想定していると考えられる多数の利用者を有する SNS 事業者は既に電気通信事業者として届出をしているのであるから電気通信事業法を改</p>	<p>利用者の利益に与える影響が大きな SNS を提供する事業に関しては、事業法第 164 条第 1 項第 3 号の適用除外の対象から除き、新たに電気通信事業の届出を要する事業として位置づけることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>正して SNS を新たに電気通信事業法の規律の対象とする必要はない。</p> <p style="text-align: right;">【Twitter, Inc.】</p>	<p>また、既にメッセージ機能などにおいて届出を行っている電気通信事業者が SNS を提供する場合は、法の規律が適用される役務について、電気通信役務の変更等に関する届出等を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、新たに規律対象となる者及びサービス（役務）については、総務大臣がその旨を指定することなどにより、対象となる者が、届出等の義務が生じたことを認識できるようにする必要があります。</p>	
<p>●SNS を新たに電気通信事業法の規律の対象とするとして、報告書案は、具体的にどのような形で規律の対象とするのかについては具体的な提案をしていない。この点、既存の電気通信事業者と同様に登録又は届出を求め、既存の電気通信事業者と同様の規制を課すというのであれば、報告書案が想定していると考えられる多数の利用者を有する SNS 事業者は既に電気通信事業者として届出をしているのであるから電気通信事業法を改正して SNS を新たに電気通信事業法の規律の対象とする必要はない。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>		
<p>検討会は、電気通信事業法第 164 条第 1 項第 3 号に定める例外規定を変更し、ソーシャル・ネットワークサービス（以下「SNS」といいます。）、検索エンジン等も電気通信事業法上の規制対象とするよう提案していますが、これは、世界中の先進国の大半が採用している考え方と相容れないものです。世界の大半の考え方では、SNS を、電気通信事業者とは異なるものと認識し、SNS などのデジタルサービスに電気通信規制を適用していません。電気通信事業者とは異なり、SNS には統一的なビジネスモデルは存在せず、事実上の唯一の共通点は、コンテンツが利用者が作成したものであるという点しかありません。よって、多くの先進国では、SNS のコンテンツに関連する法的問題に注目しています。日本は、他国と同様に SNS に相応しい先進的な枠組みを慎重に検討するべきであるところ、検討会の提案は、日本をこれから後退させるものとなっています。</p> <p>例えば、本報告書案では、SNS などを新たに電気通信事業法で規制するという研究会の提案を裏付けるものとして、EU における新しい電気通信規制の枠組みである EEC（European Electronic Communications Code）を引用しているようですが、EEC では SNS は対象外となっています。したがって、本研究会は、他国の法律を誤って解釈しているのではないかと懸念され、電気通信の枠組みが世界的にどのように適用されてきたかについて、さらなる検討を重ね、見直しを行うべきです。何が電気通信事業であるかについて、規定を拡大解釈することは、総務省がインターネット全体の規制当局になることを意味し、重大かつ意図しない影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>なお、EEC について具体的に示しますと、recital17 は以下のように規定しています。：“Interpersonal communications services are services that enable interpersonal and</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

interactive exchange of information, covering services like traditional voice calls between two individuals but also all types of emails, messaging services, or group chats. Interpersonal communications services only cover communications between a finite, that is to say not potentially unlimited, number of natural persons, which is determined by the sender of the communication. Communications involving legal persons should fall within the scope of the definition where natural persons act on behalf of those legal persons or are involved at least on one side of the communication. Interactive communication entails that the service allows the recipient of the information to respond. Services which do not meet those requirements, such as linear broadcasting, video on demand, websites, social networks, blogs, or exchange of information between machines, should not be considered to be interpersonal communications services.”

また、本件提案の根拠につき、いくつかの懸念があります。報告書では、LINEのセキュリティ問題に代表される地政学的なデータセキュリティ問題が研究会の最大の関心事であったことが示されていますが、研究会の報告書で提案されている解決策と、研究会が解決しようとしている問題との間には全く関連性が見いだせません。特に、本年4月に施行される改正個人情報保護法では、国外へのデータ移転の問題への対応が含まれており、検討会は、SNS等に対する規制を強化する必要性の根拠を明示していません。したがって検討会は、その提案する規制措置の適切性や均衡性の有無を判断する立場にあるとは到底言えません。

従来 of 電気通信事業において届出等の事前手続を必要とする根拠は、ネットワーク事業者が消費者へのラストマイルアクセスを支配すること、消費者が事業者を変更する能力が制限される可能性があること、ネットワーク事業者がスペクトラム（効率的に使用されるべき希少資源であり、規制当局による管理が必要）を使用することに関連する潜在的な市場支配力と消費者保護の問題であったと考えます。これらの規制の根拠・前提は、競争が速いペースで多面的かつ継続的に進化し、様々なデジタル製品やサービスでマルチホーミングが当たり前に行われている SNS やその他のデジタルサービスの文脈では存在しません。デジタルアプリケーションを提供できる競合事業者の数は事実上無制限であるため、市場事業者の数をコントロールすることを目的とした規制介入は不必要です。したがって、立法の趣旨に照らして、この分野において届出義務を課す根拠はないと考えます。

SNS の定義は、適用範囲の拡大及びその理由を十分な情報をもとに協議するためには重要不

可欠であるところ、検討会の資料は、これを明確に定義していません。SNS の定義が明確でなければ、事業者は、自社が定義に該当するか否かを自ら判断できず、業界内に混乱を生じさせることとなります。

さらに SNS は、これを電気通信事業法上の届出義務の対象とすることの根拠として、「実質的に他人の通信を媒介する」と同等であるものとされていますが、これは技術的には正確ではありません。コンテンツを共有する環境を設定しているのは SNS ですが、そのコンテンツを利用者が SNS に投稿し、他者が閲覧可能な状態を確保する役割は、依然として、いわゆる通信キャリアや通信回線事業者が担っています。

また、SNS サービスが「利用者への影響度が大きい大規模な」、「社会経済活動における不可欠性が高い」、「社会的・経済的影響が大きい」とされていることは、特にこれらが日本の電気通信事業法はもとより、世界中の他の法域の法律でも認められた概念ではなく、非常に懸念すべきことであると考えます。公衆衛生上の警告等、一部のコンテンツが社会にとって必要不可欠であることは稀にあり得るものの、ネット上の社会活動そのものが必要不可欠であるとする動向は、非常に危険な先例を作ることとなります。例えば、ビデオゲームが生活の「必要不可欠」な部分であると主張する人がいれば、ビデオゲームのやり過ぎは健康を害すると主張する人もいます。これは実に主観的な基準であり、むしろ人気の高い SNS を、利用者の多さのみを理由に不利にする結果を生むこととなります。

検討会が競争法上の問題について懸念しているのであれば、こうした懸念は、正確に特定した上で、この分野で必要な専門性を有する日本政府の然るべき当局に付託されるべきであると考えます。例えば報告書案は、「SNS 等、これらの役務には、ネットワーク効果がみられ、利用者に関する情報が寡占的に集中しやすい構造がある」ことを、SNS 等のサービスを電気通信事業法の届出義務の新たな対象とする理由として挙げています。しかし、電気通信事業法における届出手続は主に市場構造の問題に対応するものではなく、したがって、これは理に適いません。また、口コミ・レビュー投稿サイト等、「実質的に他人の通信を媒介する」各種の通信サービスが他に存在するにも拘わらず、特に SNS のみが届出義務の対象とされる必要があるのか、その理由については具体的な説明はなされていません。

また、ソーシャル・ネットワークサービスが個別の経済的に独立したサービスを成し、かつ本質的に寡占的であるとの指摘には強く異議があります。これらのサービスが供給・消費される市場についての検討・分析もなくこのような発言を行う総務省・検討会の適性及び資格を疑問視いたします。インターネット・サービス及びデジタル・サービスは、活発かつ変化が非常に激しく、新規参入者との激しい競争を特徴としています。利用者は、一般に複数のソーシャル・ネットワークサービスを日常的に使用しています。SNS が集中を生じがちであるというご指摘は、根拠がなく、明らかに事実と反します。

上記のとおり、SNS に必要と思われる規制は、個々の具体的なサービスに応じて定められるべきです。従来の電気通信事業に対する規制は、根本的に異なるサービスを対象として策定されております。例えば、利用者が SNS プラットフォームに掲載した情報は、公開情報又は多数の友人と共有する情報であることが想定されています。この種類に属する情報の場合、利用者は、従来の電気通信事業者が提供する個人間の通信のような秘密性を求めておりません。上記のとおり、利用者が掲載した情報にアクセスする対象者を決定するのは、SNS 事業者ではなく利用者自身です。よって、「通信の秘密に該当する情報」という考え方は、SNS との関係においては当てはまりません。

またネットワーク事業者は、一般に、基本となるインターネット・アクセス・インフラストラクチャーを所有・管理しており、消費者が選ぶネットワーク事業者の選択肢は限定され、乗り換え時に費用が発生する場合があるところ、電気通信事業に対する規制は、こうした障壁を考慮して策定されています。これに対して SNS 事業者は、一般に、基本となるインターネット・アクセス・インフラストラクチャーを所有・管理しておらず、高度な競争市場で事業を展開しており、こうした市場では、消費者が競合する別のプラットフォームに乗り換えることが容易となっています。

報告書はさらに、社会的な影響が大きい又は公共性が高いと考えられる電気通信サービス提供者を中心として、リスクに応じて対策の実施主体を考えるべきであるとしています。SNS が利用者基盤を拡大してきた背景には、民間企業によるリスクを厭わない投資及び多額の費用を伴う研究開発の取組みがあることを指摘させていただきます。SNS を電気通信事業法の対象とするのは適切ではなく、これを対象とすることは、今後の民間投資に対して萎縮効果を与

<p>えることから望ましくないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>検討会は、SNS を電気通信事業法第 6 条の対象とすることを企図しているように思われます。しかし、具体的に何を禁止するかについての明確なガイドラインがないため、その影響がどのようなものになるかも不明瞭です。第 6 条は、基本的に、ボトルネックとなっている電気通信インフラストラクチャーへのアクセスを希望する事業者に対する反競争行為を電気通信ネットワーク事業者に禁じるものであると理解しています。しかし、SNS は、利用者が発信するコンテンツをベースとするものであり、自身のコンテンツをどこに掲載するかを決定するのも利用者です。したがって、上述のようなボトルネックはなく、SNS 事業者と利用者との間の私的な契約によってその関係を規定することができます。さらに、多くの SNS は日本国内にインフラストラクチャーを有しておらず、また仮に有しているとしても、自社プラットフォームの対応目的に限られており、第三者へのリセールを意図してもいなければそのように設計もされていないことがほとんどです。第 6 条は、こうしたインフラ設備に基づく考え方を取っているにもかかわらず、根本的に異なる SNS 事業に対してこれを無理に適用しようとする動きには、その検討が十分ではないことが表れており、非常な危惧を抱いております。</p> <p>検討会は、一定の属性の利用者に対して一定のサービスが無償で提供されている場合を問題視し、また、これが何らかの差別的取扱いに該当する可能性を懸念していることが考えられます。しかし SNS の多くは、サービスの料金を利用者に請求しておらず、電気通信事業者が一定のコンテンツのデータ価格設定において他社との差別化を図ろうとする場合でも、その意思決定は、SNS ではなく、電気通信事業者が行うものです。いずれにせよ、電気通信事業者は既に第 6 条の対象とされています。</p> <p>第 6 条を SNS に適用するのは不適切であり、当該規定は SNS には馴染みません。その理由は、SNS 各社は、ビデオストリーミング事業者、オンラインストアやネット銀行等、電気通信事業法の規制を受けない多数の他事業と同様に、世界中のインターネットを利用して、独自のプラットフォームを運営しているからです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>検討会は、SNS を電気通信事業法第 8 条の対象とするよう企図しているように思われます。第 8 条は、非常事態及び災害支援に関連する内容を含む通信を優先するよう SNS に義務付けているようです。しかし SNS は、優先すべき通信を判断するために通信内容を精査している</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

訳ではなく、これは大半の SNS にとっては技術上不可能である可能性が高いものと思われ  
 ます。むしろ SNS は、ある利用者が提供したコンテンツを、他の利用者から受領した他のコ  
 ンテンツに対する「優先性」を判断することなく掲載するものです。ただし、緊急事態におい  
 ては、政府機関等の当局は、SNS と協働し、緊急事態に関連する重要なコンテンツを当局のプ  
 ラットフォームに大きく表示する際には、SNS において自動化することが不可能なため、そ  
 の作業は手動で行われます。このように、SNS が採用している技術モデルが電気通信事業者  
 とは大幅に異なっていることからすれば、第 8 条は、SNS には不適當なものです。

また、アプリなどのデジタルサービスで緊急連絡を行う必要性があるかどうかは、日本にお  
 いて他の既存の緊急連絡メカニズムが利用可能であることを考慮して慎重に評価する必要  
 があり、提案されたアプローチには課題があると考えます。第一に、デジタルサービスは、  
 利用者の設定やユーザーが VPN を利用している場合など、緊急通信を正確に配信するた  
 めに必要な正確な位置情報に常にアクセスできるとは限りません。このため、アプリは、緊急  
 連絡事項に該当するすべての利用者への配信を保証できない可能性があります。また、緊急  
 連絡事項に該当しない利用者に誤って緊急連絡事項を配信してしまい、パニックを引き起  
 こす可能性もあります。第 2 に、一貫性と重複の防止を考慮しなければなりません。人が様  
 々なデジタルサービスから緊急連絡を受け取ることは、混乱を起こしたり気が散漫になり  
 しまう原因となる可能性があります。第 3 に、利用者がサービスを積極的に利用してい  
 ない場合、緊急連絡が届くのは、その人が自分のデバイスにサービスを搭載しており、サ  
 ービスからの通知をオンにしており、その他の方法でサービスを停止しておらず、緊急  
 連絡の時点でインターネットにアクセスしている場合のみに限られますが、これらはす  
 べてデジタルサービスプロバイダがコントロールできるものではありません。

他の国のフレームワークも参考になると考えています。米国では、緊急通報義務の対  
 象となる事業者は、ラジオ・テレビ放送事業者、ケーブル・衛星ラジオ・テレビ放送事  
 業者に限られています（無線事業者は含まれておらず、任意の通報プログラムに参加  
 することができます）。欧州では、EECC に緊急通報の優先義務が盛り込まれてい  
 ますが、その義務は、ソーシャルメディアサービスはもちろんのこと、番号に依存し  
 ない対人通信サービス（インスタントメッセージングなど）にも適用されておらず、  
 EECC の適用範囲外となっています。

以上の理由から、第 8 条を SNS に適用するという案について再考する必要があります。

【個人】

電気通信事業法の第 18 条を SNS などのデジタルサービスに適用する案は無意味であるため、

いただいた御意見については、今後検討を

無



<p>総務省には SNS への届出義務を拡大する案を再考するよう求めます。</p> <p>サービス停止・中止の通知義務は、ネットワーク事業者向けに作られたものであり、利用者に電話網へのアクセスを提供している事業者は1社のみであること、つまりそのサービスの停止・中止により利用者の接続性が遮断される可能性があることを前提としたものであるはずです。そのため、ネットワーク事業者にとっては、サービスの停止または中止を事前に通知することは、影響を受けた人々が電話網にアクセスする手段を確保するために重要なこととなります。</p> <p>オンライン・アプリの場合、あるアプリが使えなくなったり、停止したりした場合、消費者は簡単に別のアプリに切り替えることができるため、このような義務は必要ありません。実際、消費者は同じデバイス上で同じ種類の複数のアプリケーションを事実上同時に使用することができ、また実際に使用しています（マルチホーム）。</p> <p>ちなみに米国では、通信法は OTT 事業者に対してサービス中止の通知を義務付けていません（47 U. S. C. § 214(a); 47 C. F. R. § 63.71 を参照してください。）。さらに、FCC によって通知義務が免除されています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
<p>総務省・検討会には、電気通信事業法第 28 条を SNS やその他のデジタルサービスに適用する案を再考するよう求めます。</p> <p>事故報告義務は、政府がネットワーク・プロバイダーと協力して国内通信ネットワークの脆弱性を特定し、対処することを支援するために設計されたものと理解しています。この根拠は、自分たちが所有・管理していない通信インフラを改善できない SNS やその他のデジタルサービスには合理的に当てはまらないと考えます。また、アプリは、ネットワークとは関係のない様々な理由（例：コーディングエラー、サーバーの故障）で停止する可能性があり、オンラインアプリの停止は、その国の通信インフラの問題を示す指標としては不十分であると考えられます。また、従来の電気通信サービスでは、ネットワーク障害の発生を総務省が把握しているため、デジタルサービスが障害発生を報告する必要性が明確ではありません。したがって、SNS などのデジタルサービスにこの義務を課すことは、総務省が受け取る報告が重複するだけで、ネットワークの改善に向けた有益な情報を総務省に提供することにはなりません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-34 SNS や検索サービスを提供する第三号事業者に課される電気通信事業法上の規律を明確化すべきではないか。</p>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三号事業者を規律の対象とする旨が「(3) 規律の対象に関する配慮事項」において示されているところ、当該第三号事業者に対しては、どの規律が適用されるのかが判然としないことから、「(2) 利用者情報の適正な取扱いに係る規律の具体的な在り方」に定める規律が第三号事業者へも同様に適用される旨を報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</li> <li>・報告書(案)にて、第三号事業に係る規律対象として SNS 及び検索サービスが挙げられておりますが、利用者への影響度の大きさの観点から、クッキー等の情報収集に基づき営まれるアドテクノロジー事業を規律対象とすることを要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>大規模な SNS や検索サービスを提供する第三号事業を営む者は、新たに届出を要する電気通信事業者として、他の電気通信事業者に対する規律と同等の規律（特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に新たに課すこととなる規律を含む。）を課すことが適当と考えます。</p> <p>御指摘を踏まえ、電気通信事業法の規律（本報告書（案）で提言した新たな規律を含む。）を整理した参考資料を報告書に加えることとします。</p>	<p>有</p>
<p>○ 新たに電気通信事業者となる者と現行法上の規律との関係性</p> <p>電気通信事業法は、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務等、その電気通信役務に応じた規律を課すところ、仮に法改正がなされ、電気通信事業者の対象が拡大される場合、現行法上のどのような規律がどこまで新たな電気通信事業者に適用されるのか不明瞭である。例えば、電気通信事業法第 6 条は、「電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定めるが、無償で利用でき、他のサービスへの乗り換えも自由にできる SNS において、かかる義務がどのように適用されるのか不明である。このように、報告書案に記載された規律のほか、現行法上のどのような規律が課されることとなるのか具体的に明らかとならない限り、電気通信事業者の対象拡大の適否を判断することが困難である。</p> <p>仮に、一律に現行法上の規律を課されるとすれば、拡大されることで電気通信事業者となる者の提供する電気通信役務の公共性については、比例原則に則り厳格に解されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【三浦法律事務所】</p>		
<p>意見 3-35 SNS を提供する第三号事業者を規律の対象とするに当たり、実質的媒介と言う概念を持ち込むと、行政の裁量が拡大する懸念もあるため、ガイドライン等による解釈の明確化が必要。</p>		
<p>「媒介」には、これまで客観的な解釈が与えられていたが（逐条解説 28 頁）、そこに「実質的」という要素を持ち込むと、媒介の範囲が極めて不明確になるだけでなく、当局側の裁量により、際限なくその範囲が広がる可能性もあることから、十分な検討をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>「媒介」と「実質的媒介」は異なる概念であり、SNS を「実質的媒介」と位置付けて新たに届出を要する電気通信事業とする場合であっても、「媒介」の概念はこれまでどおり変更あ</p>	<p>無</p>

<p>仮に、164条3号事業の範囲から除外されるもの（電気通信事業法の適用を受けるもの）に、実質的媒介という概念を導入するのであれば、164条以外では「媒介」（法2条3号）の従来の概念（逐条解説28頁）が維持されることを電気通信事業参入マニュアル（追補版を含む）で明確化していただきたい。</p> <p>電気通信事業参入マニュアル[追補版]においては、電子掲示板は、「インターネット経由で不特定多数の利用者が文字情報等を交換することができる「場」を提供するものをいい、他人の通信を媒介せず、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される」とされているが、これは維持されるという趣旨（すなわち、利用者数が非常に多い匿名の電子掲示板は法の規律の対象にならないことが維持されるという趣旨）か。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>りません。</p> <p>なお、電子掲示板に関しては、実質的媒介の要件に該当する可能性があります。アカウント登録をせずに利用する電子掲示板に関しては利用者の利益に及ぼす影響が大きいものではないと考えられるため、規律対象にする必要はないと考えます。</p>	
<p>「一定の要件を満たす場合」に、事業法の規律の対象とすることは望ましい。特に、リスクが発生する可能性が高い場合、また、利用者情報が寡占的に集中しやすい構造がビジネス上のメリットを拡大する要因となり得ることから、想定外の新たな事象も生まれやすい。</p> <p>一方、段階的な基準を設ける場合は対象となる者及びその要件が一目で確認できる図表等があると分かりやすい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、SNSや検索サービスの提供者を届出を要する電気通信事業者とする基準については、今後、幅広いステークホルダーを交えた議論を行うとともに、分かりやすい形で公表する必要があると考えます。</p>	無
<p><b>3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置</b></p>		
<p>意見3-36 利用者に関する情報の外部送信の際に、利用者に対して確認の機会を与えることが必要であるとの方針に賛同する。</p>		
<p>利用者がウェブやアプリを利用しようとする、アプリやウェブサイトに設置された情報収集モジュールやタグ等により、利用者の意思によらずに、利用者の端末等識別情報が第三者に送信される問題は、利用者の通信への信頼を著しく損なう深刻な問題です。ケンブリッジアナリティカ問題で指摘されたように、このように集められた利用者の情報は、使われ方によっては、個人の権利利益を侵害するだけでなく、社会や国家の安全の脅威にもなることから、このような「外部送信」に係る規律は通信の信頼の確保に不可欠な適時・適切な法改正の提案であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>利用者の意思によらずに、利用者の端末等識別情報が第三者に送信される問題は、利用者の通信への信頼を著しく損なう深刻な問題であり、このような仕組みに規律を導入することは、通信の信頼の確保に不可欠な適時・適切な提案です。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

<p style="text-align: center;">【情報通信消費者ネットワーク】</p>		
<p>「利用者に対して確認の機会を与えることが必要である」との指摘は、消費者にとって確認の機会を得ることが情報の透明性確保につながるため、大いに賛成したい。自らの意志によらず、利用者端末情報等が第三者に提供されている事実は、知らされる権利の確保としては是非実施していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>利用者の意思によらず利用者の情報が収集され、利用者に関する端末情報等がアプリ提供事業者やウェブサイト運営業者等や第三者に送信される場合があるというのでは、利用者は安心・安全にインターネットを利用することはできません。利用者の情報のうち、どのような情報を収集するのかをわかり易い場所にわかり易く周知する必要があります。また、情報取得や情報の外部送信時には、利用者が理解できるように確認の機会を設けていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(4) 3.2.1.3 外部送信に係る規律</p> <p>本報告書案は、利用者がアプリやウェブを利用しようとする、アプリやウェブサイトに設置された情報収集モジュールやタグ等により、利用者の意思によらずに、利用者に関する情報である利用者の端末情報等が第三者に送信されている場合があることを問題としてとらえ、「利用者に対して確認の機会を与えることが必要であるとの指摘がある」ことに着目して、このような「外部送信」に係る規律を導入しようとする。前記のような利用環境の変化と新たに生じた脅威を踏まえれば、このような規律の導入は、利用者保護と通信に対する信頼の確保に不可欠な適時・適切な法改正の提案であるといえる。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>インターネットの閲覧履歴をサイトの運営者が広告会社などの第三者に提供することについて、利用者の同意を取ることに賛成します。規制を導入して、利用者が安全安心に電気通信を利用できることを要望します。この仕組みを利用したターゲティング広告は、好みの広告が優先的に配信される反面、不愉快不要な広告が繰り返し配信されるということが多く、利用者にとって必ずしも望まれているものではなく、不快と感じている人もいます。事業者から事業者へ閲覧履歴などのデータがわたっていると自覚がない利用者も多いことも問題です。</p> <p>情報の漏洩や不適切な取り扱いが生じた場合、その損害は多大なものとなります。利用者は事業者や電気通信サービスに大きな不信感を抱くことになり、その信頼回復には大変な労力</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>が必要となります。事業者団体は規制強化として反対をしているとのことですが、事業者の都合だけを優先するのではなく、利用者の保護及び権利を守ることとのバランスを取るべきです。</p> <p>日本は利用者の保護においては遅れています。これでは、国際的な公正な競争においてむしろ不利になってしまうと考えられます。積極的に利用者の保護を行い、利用者の信頼性の確保を図ることを求めます。</p> <p>同意方法については、利用者が何に同意するのかをわかりやすくすることが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>意見3-37 報告書(案)において「利用者に対して確認の機会を与えること」が規律の内容に含まれることを明確化すべき。</p>		
<p>・「利用者に対して確認の機会を与えること」について、これが規律の内容に含まれることとなるのか、報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>御意見を踏まえ、「3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置」の表現を以下のとおり改めさせていただきます。</p> <p>【新】 利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすること <u>が必要である。</u></p> <p>【旧】 利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすること <u>等も考えられる。</u></p>	<p>有</p>
<p>意見3-38 規律の対象を「電気通信事業を営む者」に限定せず、利用者に関する情報の外部送信を行う全てのサービス提供者とすべき。外部送信を行う Web サイト等の全てが規律の対象となるわけではないので、利用者の保護につながらないのではないか。</p>		
<p>・当該措置を規律の内容に含める場合には、利用者保護の観点から、電気通信事業を営む者に限らず利用者に関する情報の外部送信を行うアプリ提供事業者やウェブサイト運営者等の全てのサービス提供者に対して一律に適用されるのが適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>また、当該外部送信については、Web を設置している企業であれば、電気通信事業を営む者でなくても、多くの企業で実施されているとの理解です。利用者にとっての安心安全を確保する観点から、規範の対象を、特定事業者に限るべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>電気通信事業法の目的を踏まえ、電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者の利益を保護するとともに、電気通信事業の運営の適正化・合理化を図る観点から、本規律については現在の電気通信事業法において一般に対象としている「電気通信事業を営む者」までを規律の外延としているものです。</p> <p>現在の電気通信事業法においては、電気通信事業を営む者以外の者を広く規律の対象とすることまでを想定しているものではない</p>	<p>無</p>
<p>しかし、適用対象には問題があると考えます。適用対象は「電気通信事業を営む者」に限定するのではなく、利用者の情報を外部送信するためのタグを設置している全てのウェブサイ</p>		

トやアプリ事業者とすべきではないでしょうか。利用者の立場にたてば、通信サービスを利用するたびに自分の閲覧履歴や購買履歴などを外部の、どこの誰かも分からない相手に送信してしまうことは恐ろしく、通信への不安を抱かせることと思います。利用者にとっては、通信サービスを利用する際の自分の情報は、「通信の秘密」と同様に重い意味をもつものですので、本来、通信の秘密の規律と同様に、すべての人、法人に適用すべきと考えます。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】

特に、①と②は大きな問題です。

前述のように、通信サービスの利用者情報は現代においては通信の秘密に匹敵する大切な情報であり、通信の秘密と同様にそれを扱う何人にも適用されるべきです。「電気通信事業を営む者」に限定しては利用者の不安は払拭できず、通信への信頼も取り戻すことはできないのです。

【情報通信消費者ネットワーク】

しかし、適用対象を「電気通信事業を営む者」に限定するのは問題です。利用者の情報を外部送信するためのタグや情報送信モジュールを設置している全てのウェブサイトやアプリ事業者を適用対象とすべきです。利用者の立場にたてば、通信サービスを利用するたびに自分の閲覧履歴や購買履歴などを外部の、どこの誰かも分からない相手に送信してしまうことは恐ろしく、不安なことです。利用者にとっては、通信サービスを利用する際の自分の情報は、「通信の秘密」と同様に重い意味をもつものです。通信の秘密の規律と同様に、すべての人、法人を対象とすべきです。

【情報通信消費者ネットワーク】

しかしながら、このような外部送信に係る規律の規制対象を「電気通信事業を営む者」に限定する点は妥当ではない。規制対象は、外部送信を行うすべてのウェブサイトおよびアプリとすべきである。「電気通信事業を営む者」のみを規制対象としても、それ以外のウェブサイトやアプリにおいて、利用者情報がいわば「筒抜け」となっている現在の状態が続くのであれば、利用者は不安な状態に留まることとなり、通信に対する信頼を回復することはできない。外部送信に係る規律は、すべてのウェブサイトおよびアプリを対象とすることにより、初めて期待される効果（利用者保護と通信に対する信頼の確保）を発揮することができるのである。

なお、すべてのウェブサイトを対象にすることにより、規制の範囲が不当に広くなるという批判はあたらぬと考える。この規制は、ウェブサイトやアプリに利用者情報の外部送信の

め、外部送信を行う Web サイト等の全てが規律の対象となるわけではありません。

一方、電気通信事業を営む者が提供するウェブサイトやアプリは多くの利用者の方々から利用されていることから、電気通信事業法において本規律を導入することにより利用者に関する情報の外部送信を行う際に、利用者へ確認の機会を付与することは重要であると考

<p>ためのタグや情報収集モジュールを設置する事業者に対してのみ発動する規制であり、タグや情報収集モジュールを設置しない事業者には適用されない。事業者が何らかの事情により、タグや情報収集モジュールを自身のウェブサイトやアプリに設置する手間を惜しまないのであれば、その際に利用者に対して選択の機会を提供することが当該事業者にとって過度の負担となることはないはずである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>		
<p>○ 広告を掲載する Web サイトのうち、一部のもの（ニュース提供サイト、電子掲示板など）は規制対象となり、一部のもの（ネット通販サイト、企業 Web サイトなど）は規制対象とならないことが、どの程度利用者の保護につながる事となるのか、利用者の保護というメリットとの関係でこれらサービス提供者の負担が妥当なものとなるのか、十分な検証が必要。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>		
<p>また、「電気通信事業」の概念を軸とする電気通信事業法において措置することにより、広告を掲載する Web サイトであっても、一部のものは対象となり、一部のものは対象とならないことが、たとえ通知・公表を義務付けたとしても、どの程度利用者の保護につながる事となるのか、十分な検証が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>		
<p>意見 3-39 規律の対象となる「電気通信事業を営む者」の範囲の明確化が必要。</p>		
<p>「電気通信事業を営む者」とは、「電気通信設備を他人の通信の用に供する」、すなわち単に通信を「利用」するだけのビジネスやサービスを提供する者も含まれると理解している。このような定義を維持する限り、デジタル化の進展に伴い、あらゆるビジネスやサービスの提供者が「電気通信事業を営む者」と位置付けられ、規制の対象となることになる。本報告書案は、このような「電気通信事業を営む者」を対象とした規制導入の方向性を示しているが、「電気通信事業を営む者」とは具体的にどのようなサービスを提供する者が該当するのか、総務省の「電気通信事業参入マニュアル 追補版」を見ても理解が非常に困難であるとともに、総務省においても、どの程度の数のサービス提供者が該当するのか、すなわち規制の対象となるのか把握できていない可能性が高いと考えている。把握しているということであれば、具体的に示していただきたい。</p> <p>このような中で、個別のデジタルサービス提供者が「電気通信事業を営む者」に該当するかどうか不透明であり、企業が DX/IoT ビジネスを進めていく上で、規制の適用関係を巡る</p>	<p>本報告書（案）では、「電気通信事業を営む者」は電気通信事業者及び第三号事業を営む者のことを示しています。ここでいう第三号事業を営む者は、①「他人の需要」に応じるために電気通信サービスを提供、②同種の行為を反復継続的に遂行、③料金を徴収すること等により収益を得ようとする「電気通信事業を営む」に該当するという全ての条件を満たすものに限定され、あらゆるビジネスやサービスの提供者がこれに該当するわけではありません。</p> <p>また、「電気通信事業」の定義や「電気通信</p>	<p>有</p>

解釈について逐一総務省へのお伺いが必要となり、大きな負担となるほか、不透明な裁量行政により規制の予見可能性が損なわれ、萎縮効果をもたらすことで、円滑なビジネス展開に大きな支障を来すことを懸念する。少なくとも、「電気通信事業参入マニュアル 追補版」については、事業者との対話を行いつつ、複数回のパブリックコメントを行った上で、明確化のための改定を行うことが必要と考える。

【一般社団法人新経済連盟】

事業を営む者」の範囲は従来より変わっており、Webサイトのオンライン検索、SNS、天気やニュースのオンライン提供などのサービスを提供する者は、一般的に該当するところですが、本規律の対象となり得る者が適切に判断できるよう、引き続き、関係者の御意見も踏まえつつ「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」などにおいて「電気通信事業を営む者」に該当する事例の明確化などを図っていく必要があると考えます。そのため、「第4章 今後の検討課題」の「(3) 実効的な執行の確保」に以下の内容を追記します。

【記載内容】

今後も引き続き、電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするため、事業法を適正に執行するとともに、電気通信事業を取り巻く環境の変化等に応じて、事業法の解釈や運用に関する分かりやすいマニュアル等を整備し、積極的な情報発信等を推進することなどにより事業法に関する正しい理解を得ていくことも重要である。

また、一般的に、ネット通販等実店舗等で提供するサービスのインターネット経由での提供や銀行や証券会社によるネットバンキングやネット証券は、他人の需要に応ずるものではないとして電気通信事業に該当しないところですが、本規律は、電気通信事業法の目的を踏まえ、電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者の利益を保護するとともに、電気通信事



	<p>業の運営の適正化・合理化を図る観点から、「電気通信事業を営む者」を対象とすることとしており、電気通信事業を営む者以外の者までを広く本規律の対象とすることは想定していません。</p>	
<p>「第三号事業を営む者」の対象範囲と求められる対応について</p> <p>利用者保護の視点は重要であるものの、広範な規制の存在が事業者を委縮させ、イノベーションや新事業の創出を抑制する恐れがある。今回の報告書（案）においても、多様な事業創造・イノベーションに対する社会的要請への考慮が明記されているが、案中で示されている基準では、事業者にとって自らが当該規制の対象に該当するかどうか、即座の判断が難しい。今後の検討にあたっては、規律の対象者を必要最小限の範囲にとどめるとともに、明確な基準の設定を求める。</p> <p>また、今般、経済界から懸念が示された背景には、これまで規制対象とされていなかった事業者に対して、新たに規制を課すことになるにもかかわらず、事業者への説明や意見募集の機会が乏しかったことも一因である。法改正の意義を明確に示すとともに、対象範囲や求められる対応を事業者に丁寧に説明することを求める。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人経済同友会】</p>	<p>第三号事業を営む者の基準は、①「他人の需要」に応じるために電気通信サービスを提供、②同種の行為を反復継続的に遂行、③料金を徴収すること等により収益を得ようとする「電気通信事業を営む」に該当するという全ての条件を満たすこととなります。</p> <p>また、「電気通信事業」の定義や「電気通信事業を営む者」の範囲は従来より変わっており、Webサイトのオンライン検索、SNS、天気やニュースのオンライン提供などのサービスを提供する者は、一般的に該当するところですが、本規律の対象となり得る者が適切に判断できるよう、引き続き、関係者の御意見も踏まえつつ「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」などにおいて「電気通信事業を営む者」に該当する事例の明確化などを図っていく必要があると考えます。そのため、「第4章 今後の検討課題」の「(3) 実効的な執行の確保」に以下の内容を追記します。</p> <p>【記載内容】</p> <p><u>今後も引き続き、電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするため、事業法を適正に執行するとともに、電気通信事業を取り巻く環境の変化等に応じて、事業法の解釈や運用に関する分かりやすいマニュアル等を整</u></p>	<p>有</p>

	<p><u>備し、積極的な情報発信等を推進することなどにより事業法に関する正しい理解を得ていくことも重要である。</u></p>	
<p>新経済連盟は、第14回の検討会（令和3年12月28日）において、「広告を掲載しているニュース配信サイトを運営する新聞社やネットメディアは、この規制の対象なのか？」との問題提起を行ったが、これに対する明確な考え方が示されておらず、改めて示していただきたい。</p> <p>そもそも、このような「電気通信事業」の定義は、国際的に異例であるほか、特にデジタル化が進んだ現在においては、その妥当性に大きく疑問符が付くものであり、「電気通信事業」の定義について、見直しを行うべきである。</p> <p>また、「電気通信事業参入マニュアル 追補版」では、ネットショップやネットバンキングなどは、「他人の需要に応ずる」ものではないとして「電気通信事業」に該当しないとしている。</p> <p>このため、広告を掲載するWebサイトであっても、一部のものは対象となり、一部のものは対象とならないこととなる。このような不公平感を生むこととなるのは、「電気通信事業」の概念に基づく電気通信事業法において措置しようとしているからである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>一般的に、ニュース配信サイトを運営する新聞社やネットメディアは、電気通信事業を営む者に該当するため、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信を指令するための通信を行う場合は本規律の対象となるものと考えます。</p> <p>他方、ネット通販等実店舗等で提供するサービスのインターネット経由での提供や銀行や証券会社によるネットバンキングやネット証券は、一般的に、他人の需要に応ずるものではないため、電気通信事業に該当しないものと考えます。</p> <p>本規律は、電気通信事業法の目的を踏まえ、電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者の利益を保護するとともに、電気通信事業の運営の適正化・合理化を図る観点から、「電気通信事業を営む者」を対象とすることとしているものであり、電気通信事業を営む者以外の者までを広く本規律の対象とすることは想定していません。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-40 規律の適用が除外される者の範囲を検討するに当たっては、中小規模の事業者の事情にも配慮すべき。</p>		
<p>本件については、電気通信事業を営む者が規律対象となっており、対象が非常に広範囲にわたるものと理解しております。</p> <p>「提供する電気通信役務の利用状況からみて、利用者の利益を阻害するおそれが少ない者」に関しては規律の適用が除外されるとのことですので、中小規模の事業者の事情にも配慮した上で、今後、規律対象の検討を進めていただくことを要望します。</p>	<p>本規律の対象となる「電気通信事業を営む者」は電気通信事業者及び第三号事業を営む者のことを示しています。ここでいう第三号事業を営む者は、①「他人の需要」に応じるために電気通信サービスを提供、②同種の行為</p>	<p>無</p>

<p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>を反復継続的に遂行、③料金を徴収すること等により収益を得ようとする「電気通信事業を営む」に該当するという全ての条件を満たすものに限定され、あらゆるビジネスやサービスの提供者がこれに該当するわけではありません。</p> <p>また、電気通信事業を営む者の中には、設立後間もない事業者や中小規模の事業者が含まれており、そうした事業者の負担などに配慮する観点から、提供する電気通信役務の利用状況などからみて利用者の利益を阻害するおそれが少ない者を対象から除くことを想定しています。</p>	
<p>意見 3-41 利用者に対して確認の機会を求める際には、実効性が担保されることが重要。デジタルサービス提供者による新たな負担の増加についても考慮すべき。</p>		
<p>他方、“利用者が理解できるように”は、実効性が担保されるよう努力いただきたい。利用者に確認の機会を与えると共に、“取得や外部送信する情報の種類や用途などに応じて”に対し、「利用者が何を理解し、情報を提供した場合或いはしない場合のリスクインパクトが何かを想定でき、かつリスクに備える」ことが出来るよう、丁寧な解説やツールを準備していただく事が望ましい。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>利用者に適切な確認の機会を付与する観点から、通知・公表やオプトアウト措置の提供の際に利用者に示す必要がある事項や運用方法について、官民共同規制という考え方に基つき、関係事業者や事業者団体、消費者団体や利用者の御意見も踏まえながら検討が進められることが期待されます。</p>	<p>無</p>
<p>外部送信の場合においては、原則、通知・公表を行った上で、利用者の同意を取得することとしていただきたい。オプトアウトについては、利用者が確認をしないままとなることが懸念されることから、原則は、利用者の同意を取得することとしていただきたい。オプトアウトを提供する場合は、その場所が分かり易く、簡単な操作でオプトアウトができることが必要と考えます。</p> <p>【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>この際、例えば、通知・公表についても、ジャストインタイム通知や利用者が容易に到達できる場所での公表を求めるなどの方法により、利用者に適切な確認の機会を付与するという規律の実効性が確保されることなどが期待されます。</p>	
<p>このほか、利用者の保護という観点とともに、デジタルサービス提供者による新たな負担の増加という観点もやはり重要である。例えば、新聞社のニュースサイトにおいては、外部に情報を送信する数十個のタグが埋め込まれているといったことがあるが、どのような情報を</p>		

<p>誰に対して提供するかを個別具体的かつ明確に通知・公表することを求める場合、これらのデジタルサービス提供者にどの程度の負担が生じるのか、上記の利用者の保護というメリットとの関係で妥当なものとなるのかを十分に検証すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>		
<p>意見 3-42 利用者に与える選択の機会については、利用者の同意取得を原則とすべき。</p>		
<p>前述のように、外部送信に係る規律の導入に賛同します。利用者に与える選択の機会については、原則「利用者の同意取得」とし、「通知・公表」や「オプトアウト措置の提供」等はいくまで補助的手段とすべきだと考えます。単なる「通知・公表」ではウェブサイトのプライバシーポリシー等に説明を記載しておけば済むこととなりますが、これでは利用者にとって、自分の情報の提供の可否を選択したり拒否したりすることが難しくなってしまいます。ウェブサイトを閲覧する際に、プライバシーポリシーから読み始める利用者は決して多くないと考えますので、プライバシーポリシーの説明方法(表現・ディスプレイ方法)についても今後検討を重ね、利用者にわかりやすい表示方法にて情報提供されるべきだと考えます。また、たとえプライバシーポリシーの記載に気づいたとしても、そのサービスを使い続ける必要がある場合、利用者が自分の情報送信を選択や拒否することができるなど、自分の情報をコントロールする上で現実的な方法が今後は提供されるよう検討すべきではないでしょうか。例えば、プライバシーポリシーに外部送信先の事業者の URL が記載されている場合、そこをクリックしただけで簡単にオプトアウトができるよう工夫されるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>本規律については、関係事業者の取組や事業者・利用者への負担を考慮し、実態に即した適切な方法で利用者に確認の機会を付与することを可能とすることが規制の実効性を確保する上で重要との考えの下、利用者に確認の機会を付与する方法として、通知・公表、同意の取得、オプトアウトの提供のいずれかの方法で良いこととすることを想定しています。</p> <p>同意の取得を求めることにより、利用者が情報の送信を認識するとともに拒否することが可能となる一方で、関係事業者が直ちに同意の取得を行うための準備ができないことや利用者のいわゆる「同意疲れ」を引き起こすといった懸念もあるため、同意の取得に限定することなく、状況に応じた柔軟な対応を可能とすることが重要と考えられます。</p> <p>なお、利用者に適切な確認の機会を付与する観点から、通知・公表やオプトアウト措置の提供の際に利用者に示す必要がある事項や運用方法について、官民共同規制という考え方にに基づき、関係事業者や事業者団体、消費者団体や利用者の御意見も踏まえながら検討が進められ、民間による創意工夫やベストプラクティスなどの成果も適切に活用しながら規律の実効性が確保されることが期待されます。</p>	<p>無</p>
<p>外部送信規律における措置が「事前の同意取得」ではなく、「通知・公表」でも足りるとされたことも納得できません。詳細は後述しますが、利用者は、自分の情報を提供するかどうかを自分で選択する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信消費者ネットワーク】</p>		
<p>また、利用者に与える選択の機会については、「利用者の同意取得」のみとし、「通知・公表」や「オプトアウト措置の提供」は除外すべきだと考えます。「通知・公表」でも良いことになれば、事業者はウェブサイトのプライバシーポリシー等に説明を記載しておけば済むこととなりますが、ウェブサイトを閲覧する際に、プライバシーポリシーから読み始める利用者はたしてどのくらいいるのでしょうか。もし、プライバシーポリシーの記載に気づいたとしても、そのサービスを使い続ける必要がある場合、利用者は自分の情報送信を拒否することができません。一方、オプトアウト措置も、利用者にとって自分の情報をコントロールする上</p>		

<p>で現実的な方法とはいえません。現在、オプトアウト措置を用意しているウェブサイトなども存在しますが、多くの場合、プライバシーポリシーに記載されている外部送信先の事業者の URL をクリックしても、なかなかオプトアウトのボタンにたどり着くことができません。中には外国語での説明のものもあります。</p> <p style="text-align: center;">【情報通信消費者ネットワーク】</p>		
<p>また、利用者に与える選択の機会について、本報告書案は、「原則として通知・公表を行い、もしくは利用者の同意を取得あるいはオプトアウト措置を提供することにより、利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすること等も考えられる」とする（54 頁）。すなわち本報告書は、a 通知・公表、b 同意取得、c オプトアウトを同列にとらえて、いずれについても、「利用者に確認の機会を与える」とものと評価するようであるが、利用者の中には外部送信の事実や仕組みについて十分な知識を有しない者も相当数含まれており、これらの利用者は通知・公表やオプトアウトでは、その趣旨が理解できず、適切な行動ができないことが想定される。何もしないまたはできない利用者から利用者情報を取得し続けることは不適切であり、利用者の積極的な同意があって初めて利用者情報を取得することができるようにすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>		
<p>なお、今回の外部送信規律について議論してきた総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」の「中間とりまとめ」には「電気通信事業法等における規律の内容・範囲等について、e プライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、cookie や位置情報等を含む利用者情報の取扱いについて具体的な制度化に向けた検討を進める」と記載されています。EU の e プライバシー規則（案）では、同意を取得することを原則としています。国際的な動向を把握しつつ、日本国民にとっても有益な制度となるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>御指摘のように、本規律については、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」において検討が行われてきています。本検討会における検討は、同研究会の「中間とりまとめ」の内容及び同研究会の下に設置された「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」における検討結果の報告を踏まえたものとなります。</p>	<p>無</p>
<p>ちなみにこの問題は、従前、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」において議論されてきたものであり、同研究会が「電気通信事業法等における規律の内容・範囲等について、e プライバシー規則（案）の議論も参考にしつつ、cookie や位置情報等を含む利用者情報の取扱いについて具体的な制度化に向けた検討を進める」（同研究会「中間とりまとめ」106 頁）として、同意を必要とする EU の e プライバシー規則（案）に範を取ろうとしていることにも留意されるべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>		

<p>インターネット利用者の閲覧履歴などは、個人が特定できない情報（個人の特定が想定できない情報も含む）の場合でも、第三者への提供は原則禁止とし、提供する場合は、本人の同意を原則として下さい。また、この利用者情報などは、最初に取得する事業者などや提供された第三者の、取得の仕方や、その扱いにも規制が必要と考えます。</p> <p>なぜなら「監視資本主義」（シヨシャナ・ズボフ著）という本によると、近年、これらの個人情報とみなされなかったものなどと、現代の様々なテクノロジーや理論などによって、本人が気づかないうちに、個人の深い内面や、集団の複雑な関係が暴かれ、そこにつけ込み、操作し、利益を上げるなどの事態が起こっているからです。これらのことは、プライバシー侵害、人権侵害であり、人間の本質が奪われています。しかも、健康・安全・経済・政治などのためと言いながら、家の中などかつてプライベートとされた空間も、いつの間にか同じ状況になっています。</p> <p>つまり、個人の特定が想定されないとされる情報も、今では想定につながったり、他の価値が見いだされるなど、問題になる場合があります。そのため、第三者への提供は本人の同意を原則として下さい。</p> <p>なお、あらゆる情報は本来の適正な目的のためだけに利用されるべきで、情報技術の開発過程も含め、人権を侵害するような技術は、そもそも、技術革新ではありません。</p> <p>私はインターネットを使いたくありません。そもそも使わなくても当たり前生きていけなければならないと思います。しかし、使わなければ差別されたり、様々な場面で、金銭的・その他の損をするような社会にますます代わり、困っています。そしてさらに私がネットを利用しなくとも、私の知らない間に勝手に、あらゆる場所で、撮影や声を聞かれるなどされ、内面を暴かれ、操作されうる現状に恐怖・絶望し、時には死にたいと思うことすらあります。もはやこの世界のどこにも逃げ場はありません。このため、新たな規制と、過去、プライバシー侵害・人権侵害と認められていたものの復活を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-43 「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」や規律の対象となるケースの明確化が必要。</p>		
<p>「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」に該当するもの、該当しないものの具体的な例を示していただきたい。</p> <p>例えば、ある事業者が電気通信事業に該当するものと、該当しないものとの複数のサービスを提供している場合、あくまでも後者に関する利用者の情報については、この規制の対象外であることを確認したい。</p>	<p>「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」には、利用者の端末（スマートフォン、タブレットなど）に記録されている氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報、画面設</p>	<p>無</p>

<p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>定などの端末の仕様に関する情報などが該当し、利用者の端末以外（クラウドなど）に記録されている情報は該当しないと考えられます。</p> <p>なお、本規律の対象となる情報は、利用者の電気通信設備に記録された情報であり、その情報が電気通信事業に関連するものかについては直接的には関係ありません。</p>	
<p>さらに、「利用者に関する情報」には、通信の秘密に該当する情報も含まれると考えられるが、これまで個別具体的かつ明確な同意を「有効な同意」として求めてきたこのような情報の取扱いが、通知・公表を義務付けるという方針との関係で、どのように整合するのが不明である。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>本規律については、利用者の電気通信設備（端末等）に記録されている当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信される場合を想定しているため、一般に通信の秘密に該当する電気通信事業者の取扱中の通信に係る情報ではないものと考えられます。今回の措置については、現在規律の対象となっていないものについて、利用者の確認の機会を付与する必要性から検討されているものとなるため、通信の秘密に該当する情報に係る有効な同意に関する議論とは異なるものとなります。</p>	無
<p>「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」とあるから、記録されない情報は対象外ということか。例えば、Web ページやスマホアプリのプログラムが実行される際に、その場でセンサー（GPS など）から取得した情報をそのまま転送する場合は、「記録された」に該当しないことになるのではないか。同様に、個人を識別するための識別子についても、「記録された」ものを用いず、fingerprinting の技法によりその場で識別子を生成する場合も「記録された」ものに当たらず該当しないということか。</p> <p style="text-align: center;">【一般財団法人情報法制研究所】</p>	<p>「利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報」には、利用者の端末（スマートフォン、タブレットなど）のローカルストレージなどに事後的に記録された情報だけでなく、利用者の端末のセンサーにより一時的に取得・記録される GPS 情報などが含まれます。このほかにも、利用者の端末が元来有している画面設定などの端末の仕様に関する情報も含まれるため、Browser Fingerprint に用いられることとなる情報についても本規律の</p>	無

<p>脚注 80 にて「通知・公表」が不要と考えられる事例が示されておりますが、「通知・公表」「利用者の同意を取得あるいはオプトアウト措置を提供」のいずれも不要とするケースについて、具体的な条件や措置内容の事例等を今後明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>対象になり得るものと考えます。</p> <p>本規律については、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会中間とりまとめ」の内容及び同研究会の下に設置された「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」における検討結果の報告を踏まえたものとなります。脚注 80 にあるような措置が不要と考えられる事例としては、電気通信役務を利用する際に必要な情報（文字や画像を適正に表示するための OS 情報、画面設定、言語設定情報やサービス利用のための不可欠な First Party Cookie 等）が送信される場合等が想定されるところと考えます。</p> <p>具体的には、e プライバシー指令や e プライバシー規則（案）の事例なども参考にしながら、技術動向や関係業者における取組の実態などを踏まえつつ検討を進め、必要に応じ省令やガイドライン等において明確化を図ることが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>外部送信に対する規律の明確性の担保</p> <p>本報告書（案）で求めている措置は、電気通信事業法上の登録又は届出の有無を問わず、およそ電気通信事業を営む者を対象にして導入される措置であるため、電気通信サービス全体に大きな影響を与えるおそれがある。そのため、措置の対象となる「外部送信」や「通信」の定義は電気通信サービスの提供者や利用者が自ら適用の有無を評価できるように十分明確なものとなる必要があり、総務省も参照している ePrivacy 指令 5 条や関連するガイドラインのように、プライバシー侵害のリスクが低い情報については適用を除外するといった適切な例外を設計するといったバランスのとれたアプローチを採る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>今後、本規律を具体化するために「外部送信」などの定義をより明確なものとするのが適当であると考えます。</p> <p>脚注 80 にあるような措置が不要と考えられる事例としては、電気通信役務を利用する際に必要な情報（文字や画像を適正に表示するための OS 情報、画面設定、言語設定情報やサービス利用のための不可欠な First Party Cookie 等）が送信される場合等が想定されるところと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>外部送信に対する規律の明確性の担保</p>		



<p>本報告書（案）で求めている措置は、電気通信事業法上の登録又は届出の有無を問わず、およそ電気通信事業を営む者を対象にして導入される措置であるため、電気通信サービス全体に大きな影響を与えるおそれがある。そのため、措置の対象となる「外部送信」や「通信」の定義は電気通信サービスの提供者や利用者が自ら適用の有無を評価できるように十分明確なものとなる必要があり、総務省も参照している ePrivacy 指令 5 条や関連するガイドラインのように、プライバシー侵害のリスクが低い情報については適用を除外するといった適切な例外を設計するといったバランスのとれたアプローチを採る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【Asia Internet Coalition (AIC)】</p>	<p>具体的には、e プライバシー指令や e プライバシー規則（案）の事例なども参考にしながら、技術動向や関係業者における取組の実態などを踏まえつつ検討を進められることが適当であると考えます。</p>	
<p>さらに、総務省は、同省が導入する新たな特別規制がすべて EU の ePrivacy 指令等の国際的な規制フレームワークに則したものとなるようにすべきです。ePrivacy 指令第 5 条 3 項が定めるように、重大なプライバシーの懸念事項に関連しない利用者情報であって、むしろ電気通信の利用に必要なものの外部送信は、この提案内容の適用から除外されるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>特に、利用者と電気通信事業を営む者（自己）間の通信は、利用者が意思をもって通信を行っていることに鑑みれば規制対象とする必要性に乏しい。「外部送信」は第三者への送信を指すものであり、当該事業者宛ての送信はその対象から除外されることを明確化すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>脚注 80 にあるような措置が不要と考えられる事例としては、電気通信役務を利用する際に必要な情報（文字や画像を適正に表示するための OS 情報、画面設定、言語設定情報やサービス利用のための不可欠な First Party Cookie 等）が送信される場合等が想定され则认为ます。</p> <p>一方、利用者の電気通信設備から電気通信事業を営む者に送信される情報であっても、中には電気通信役務を利用する際に必要とは言えず電気通信役務を利用しようとしている利用者が意思を持って送信しているとは言えないものも含まれ得ると考えられ、そうした情報については、第三者に送信される場合と同様に、当該利用者に確認の機会を付与することが適当であると考えます。</p>	無
<p>当該外部通信について、外部事業者からの取得なのか、電気通信事業を営む者からの提供に</p>	<p>情報の「外部送信」が利用者の端末から直接</p>	無

<p>あたるのか、個人情報保護法上での整理と合わせて明確化を希望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>第三者に対して行われる場合には、一般に、利用者の端末から当該第三者が情報を取得しているものと考えられます。なお、個人情報保護法上の整理については、個人情報保護委員会事務局において行われるものと考えます。</p>	
<p>「利用者以外の者に外部送信」とあるが、情報収集モジュールやタグにより、クッキーを用いて生成された識別情報をサービス提供者自身やそれ以外の第三者に送信すること以外に、規制対象として想定しているケースがあれば、示していただきたい。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>御指摘の「情報収集モジュールやタグにより、クッキーを用いて生成された識別情報」の意味するところが必ずしも明確ではありませんが、一般に、情報収集モジュールやタグにより識別情報以外の情報をサービス提供者自身や第三者に送信することも対象となり得ると考えられます。</p>	無
<p>意見 3-44 令和 2 年改正個人情報保護法の施行及び評価を行った上で規律を導入すべき。</p>		
<p>令和 2 年改正個人情報保護法においては、データの保護・利活用への十分な配慮に基づき「個人関連情報」が新設され、真に個人への影響が懸念される場合に限定し、意味のある本人同意が規定された。改めて述べるまでもなく利用者情報の保護は重要であるが、まずは個人関連情報に関する令和 2 年改正個人情報保護法の施行と評価を行ったうえで、今後の方策について幅広いステークホルダーを交え議論することが適当である。</p> <p>【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	<p>令和 2 年の個人情報保護法改正により、個人の権利利益を保護する観点から、個人関連情報が第三者提供された先で個人データとなることが想定される場合に、本人の同意が得られていることの確認を義務付けるための規律が導入され、同規律については個人情報保護委員会事務局において適切に執行されるものと認識しています。</p>	無
<p>そもそも令和 2 年の個人情報保護法改正により新たに整備された「個人関連情報」に関するルールが施行されていない段階で、このような規制を導入することは、立法事実や必要性が不明であり、比例原則に照らしても大きな疑義がある。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>他方、本規律は、安心して利用できる電気通信サービスの確保の観点から、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信を指令するための通信を行う場合に、当該利用者へ確認の機会を付与するものであり、規律を導入する観点や規律が適用される場面が異なります。</p>	
<p>そもそも、こうした規律の必要性には、個人情報保護法の 3 年ごと見直しの過程で対処すべきことであり、付け焼き刃で生半可な規律の導入は、個人情報保護法制の将来に混乱を及ぼすことにもなりかねず、電気通信分野が独断専行で拙速に進めることではない。</p> <p>【一般財団法人情報法制研究所】</p>	<p>他方、本規律は、安心して利用できる電気通信サービスの確保の観点から、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信を指令するための通信を行う場合に、当該利用者へ確認の機会を付与するものであり、規律を導入する観点や規律が適用される場面が異なります。</p>	
<p>報告書案には、個人関連情報の第三者提供における利用者の同意取得などの措置が示されて</p>	<p>令和 2 年の個人情報保護法改正により、個</p>	無

<p>おりますが、「個人情報保護法における規律との整合性を考慮するとともに、関係業界団体における自主的取組についても尊重し、変革期にある業界の実態を踏まえた柔軟な措置を可能とすることが重要である」ともされております。</p> <p>また、第13回会合においては、個人情報保護委員会事務局より、これまでの個人情報保護法改正の取組を受けて「今回の電気通信役務利用者情報の外部送信に関する規律については、具体的にどのような事象への対応を目的とするものであるのかが必ずしも明確ではなく」との指摘がございました。</p> <p>この様な点も踏まえて、事業法で求める具体的な措置については個人情報保護法との整合性を整理いただき、二重規制・過剰規制とならない対応を要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>	<p>人の権利利益を保護する観点から、個人関連情報が第三者提供された先で個人データとなることが想定される場合に、本人の同意が得られていることの確認を義務付けるための規律が導入され、同規律については個人情報保護委員会事務局において適切に執行されるものと認識しています。</p> <p>他方、本規律は、安心して利用できる電気通信サービスの確保の観点から、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信を指令するための通信を行う場合に、当該利用者に確認の機会を付与するものであり、規律を導入する観点や規律が適用される場面が異なり、二重規制にはならないと考えます。</p>	
<p>○ 利用者に関する情報の外部送信に関する規制の必要性(3.2.1.3 利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置)</p> <p>報告書案では、「電気通信事業を営む者についても、利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を利用者以外の者に外部送信を指令するための通信を行おうとするときは、原則として通知・公表を行い、もしくは利用者の同意を取得あるいはオプトアウト措置を提供することにより、利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすること等も考えられる。」とある。</p> <p>電気通信事業を営む者とは、電気通信事業者より広い概念ではあるものの、自社の情報を発信するウェブサイトを含む各種情報のオンライン提供やインターネット上のショッピングモールは利用者の需要に応ずるものでない限りこれに含まれないとされている。報告書案にある規制内容を見る限り、対象事業者であるか否かにかかわらず、利用者への影響は異ならない。対象事業者を限定する合理的理由はあるのか疑問であり、また、そもそも法人情報についてまで規律する合理的理由があるのか不明瞭である。</p> <p>法人情報の保護につき合理的理由が認められない以上、広く個人に関する情報について規律する個人情報保護法において必要な範囲で規律を設けることが合理的な制度のあり方であ</p>	<p>本規律は、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信を指令するための通信を行う場合に、当該利用者に確認の機会を付与するものであり、ここでの利用者には個人だけでなく法人を含めることを想定しているところ。</p> <p>本規律は、安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、意思によらず情報の外部送信が行われる場合に適切に確認の機会を付与するものであり、その必要性は利用者が個人である場合のみならず、法人である場合にも同様に認められるものと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>り、別途検討されるべきものとする。現行法上の個人情報の定義、個人関連情報に係る規制の沿革や、その際の議論を踏まえつつ、広く関係する主体で改めて議論をすべきものである。</p> <p style="text-align: right;">【三浦法律事務所】</p>		
<p>本報告書は、ウェブサイトを訪問又はアプリを利用する者に関する情報(ID 情報など)を第三者に送信するためにウェブサイト又はアプリ運営者が「タグ」、クッキー又はその他の技術を利用するという文脈で議論を行っています。このようなシナリオにおいて、検討会は、利用者情報が第三者に送信される場合には、ウェブサイト運営者が利用者に対して通知を行うこと並びに/又は利用者に対して確認及び/若しくは同意の機会を与えることを義務付けるべきであると提案しています。</p> <p>これは、2020年に、特にクッキーデータなどのデータの取扱いについて規制するために導入された、個人情報保護法上の「個人関連情報」に関する義務と重複的であり、矛盾すらしています。新しい第26-2条及び個人情報保護委員会による関連のガイドラインによれば、個人関連情報の提供者は、情報が「個人情報」として受領される場合は、受領者において利用者から事前の同意を得ていたことを確認する義務があります。その結果、個人関連情報保護法及び電気通信事業法に基づき、提供者及び受領者のいずれもが複数の義務を課されることになり、法令遵守をしようとする事業者の、また、様々な企業からの同意又は確認の要請に圧倒させられる利用者の混乱を招きます。個人情報保護法が日本の主要なプライバシー保護法であり、分野にまたがり適用されるのですから、同法によって、クッキーデータに関する規制に対するグローバルなアプローチに則して、クッキーデータに関連する主要な要求事項を確定することが適切です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>令和2年の個人情報保護法改正により、個人の権利利益を保護する観点から、個人関連情報が第三者提供された先で個人データとなることが想定される場合に、本人の同意が得られていることの確認を義務付けるための規律が導入され、同規律については個人情報保護委員会事務局において適切に執行されるものと認識しています。</p> <p>他方、本規律は、安心して利用できる電気通信サービスの確保の観点から、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信を指令するための通信を行う場合に、当該利用者に確認の機会を付与するものであり、規律を導入する観点や規律が適用される場面が異なります。</p>	<p>無</p>
<p><b>3.2.2 通信ネットワークの多様化等を踏まえた電気通信サービスの停止に対するリスク対策</b></p>		
<p><b>3.2.2.1 設備の多様化に対応した規律の見直し</b></p>		
<p>意見3-45 クラウドサービスの利用等を含む他者設備に対する技術基準の適用範囲を見直すことに賛同する。ただし、事業者がクラウドサービスの利用等を含む他者設備を円滑に導入できるような制度であるべき。</p>		
<p>「電気通信事業者が電気通信回線設備の一部として他社設備(第三者クラウド等)を使用する場合、使用する電気通信事業者が技術基準への適合維持義務を課す」という考えについて、現在適合維持義務が除外されているものを含め義務を拡大する方向性は適切と考えますが、昨今特定の第三者クラウドにおける障害発生により国内の様々なサービスが同時多</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後、検討を進めるに当たっては、電気通信事業者がクラウドサービスの利用等を含む他者設備を円滑に導入し、電気通信サービスを</p>	<p>無</p>

<p>発的に停止する事案も発生しており、「個々の事業者が適合維持義務を遂行することでサービス停止リスクを極小化できる」と一概に言えない状況にあります。</p> <p>事業用電気通信設備として第三者クラウドを使用することの是非、使用される第三者クラウド側に制度上の要件を設けるべきか否か、セキュリティでいえば ISMAP のような評価制度を設け事業用電気通信設備として使用される第三者クラウドに適用していくべきか否かといった議論が加速し、一定の水準を保ちながらも、事業者が円滑な導入を図ることのできる仕組みが設けられることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>確実かつ安定的に提供できるようにする観点から、当事者を含む場において、当該他者設備の利用の実態等を踏まえた議論を通じて決めていくことが適当であると考えます。</p>		
<p>他者設備を使用する電気通信事業者に対し技術基準への適合維持義務を課すにあたり、技術基準が適用される他社設備の範囲について、利用されている電気通信設備や機能等の実態を踏まえ、電気通信事業者等を含む場で検討することに賛同いたします。電気通信サービスの多様化や迅速なサービス提供によるユーザー利便性向上のため、他者設備の利用、とりわけ他者クラウドの利用のニーズが拡大しつつあると認識しております。そのため、電気通信事業者の適合維持義務として技術基準が適用される他者設備の範囲について、電気通信事業における他者クラウドの利用の阻害要因となることのないよう考慮しつつ検討されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		<p>他者設備を「使用」する者が、その設備に関する技術基準適合維持義務をどのように履行できるのか、義務の内容とともにより詳細な検討、議論が必要である。また、検討、議論に際しては、国際的スタンダードを知るグローバル企業も含む場を設けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>今後、検討を進めるに当たっては、官民連携した場において、グローバルスタンダードの状況も踏まえた議論を通じて決めていくことが適当であると考えます。</p>
<p>技術基準が適用される規律の見直しに賛成である。例えば、医療サービスの分野では、要配慮個人情報に該当するようなセンシティブな情報をネットワーク上で取り扱うことができるようになってきているため、そうした情報を媒介する電気通信事業者がクラウド設備を使用する場合に技術基準への適合維持義務を課すことは有効である。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無	
<p>意見 3-46 電気通信サービスの重要な機能を提供するクラウドサービスについても、電気通信事業法の規律対象とすることも視野に入れた上で、検討を進めるべき。</p>			
<p>特に国外の事例や図への採用以外で、クラウドサービス、クラウド事業者の記載が除かれている。しかし電気通信システムの形態が変わる中で、仮想化ネットワークのコア機能がクラ</p>	<p>電気通信回線設備の伝送交換の制御に係るコア機能等がクラウドサービスとして提供さ</p>	無	

<p>ウドで実現されていることを鑑みると、本来、電気通信の重要機能を実現するクラウド(サービス)についても、電気通信事業法改正の中に含めるべく、早期の検討を期待します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>れる場合については、将来的な課題と捉え、当該機能等の提供状況を注視するとともに、技術の進展に応じて、提供されるクラウドサービス等について検討し、必要な対応を進めることが適当と考えます。</p>	
<p>クラウド事業者が電気通信回線設備の伝送交換の制御に係るコア機能等を提供する場合は、事故等の報告義務を課すべきと考えます。このようなコア機能を提供するクラウド事業者は実質的には電気通信事業者と同様の社会的な機能を果たしており、本来であれば電気通信事業者としての登録・届出の対象にすべきと考えますが、クラウドに絡む事故が増えている現状を考慮すれば、まずは事故報告義務を課することが急がれると思います。なお、本報告書の55ページでは「仮想化技術や自動オペレーション技術等の進展により、電気通信事業者自身が主体的に管理しない外部の設備から必要な機能の提供を受けて電気通信サービスを利用者に提供することが現実のものとなってきている。多様な事業者による仮想化技術等を活用して提供される設備や機能の活用によって設備の一部の管理を他者へ委託するなど、電気通信サービスを提供する設備が多様化している状況を踏まえ、現状に即した形で設備規律の見直しを行っていくことが必要である」と問題意識を記載し、さらに、直前には「電気通信回線設備の伝送交換に係るコア機能が複数の電気通信事業者に提供されるような場合は、当該コア機能の提供者が管理する設備が電気通信サービスの確実かつ安定的な提供のために不可欠なものとなることが想定され、当該設備の損壊又は故障による電気通信サービス提供への影響は非常に大きくなる可能性がある。」とも記載しています。よって事故報告等の義務が「今後の配慮事項」とされてしまうのは整合性に欠けると考えます。クラウドはデジタル時代の基本的な社会基盤であり、とりわけコアネットワーク機能を提供するクラウド事業者への事故報告義務化を早急に行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>なお、確実かつ安定的な電気通信サービスを提供する観点から、当該機能の提供に対する規律の在り方についても検討することが適当と考えます。</p>	無
<p>電気通信事業者が大手クラウド事業者の他社設備を利用するなど通信ネットワークの構成が多様化しておりますが、利用者に対する責任は、他社設備も含めて電気通信事業者が一義的に負っていることは認識しております。</p> <p>一方で、電気通信事業者が主体的に管理しない設備において障害が発生した場合は、「原因の究明等にB（設備や機能の提供者）からの協力が得ることが困難な場合」との記述があり、必ずしも電気通信事業者が単独で解決できない状況も理解いただいていると認識します。報告書案では、「損壊又は故障時には電気通信サービスの停止に至るリスクが大きいと考えられる他者設備を電気通信回線設備の一部として使用する場合には、当該他者設備を使用す</p>		

<p>る電気通信事業者に対し技術基準への適合維持義務を課していくことが適当と考えられる。」とされていますが、単独の事業者では対応が困難なリスクの存在も踏まえて、今後の規律の見直しに際しては、電気通信事業者のみに障害などの解決を求める事態とならない様に、現実的な対応策が検討される事を要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>		
<p>意見 3-47 電気通信サービスの安定的な提供は、現行の設備規律で十分に確保されており、他者設備に対する技術基準の適用範囲の見直しやクラウドサービスの利用等の他者設備に技術基準の適合維持義務を課すことは、電気通信事業者に過度な負担を課すことになるとの懸念がある。</p>		
<p>現在も、有料で大規模な電気通信役務を提供する事業者等、一定の基準を満たす事業者は他者設備も含めた技術基準への適合維持義務が課されており、現行の制度に基づき、新たに技術基準への適合維持義務を課すことは、電気通信事業者にとって過度な負担となるのではないかと懸念します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>電気通信サービスが国民生活や社会経済活動の重要な基盤となっており、主な用途が音声通話からデータ通信へとシフトしてきているとともに、技術の進展により電気通信事業者が主体的に管理等しない外部の者から必要な機能の提供を受けて電気通信サービスを利用者に提供することが可能となってきています。したがって、デジタル変革時代のイノベーションを促進していくためには、確実かつ安定的な電気通信サービスの提供を確保する観点から、データ伝送役務用設備等について他者設備への技術基準の適用範囲を見直すことは、一定の意義があると考えます。</p> <p>また、通信ネットワークの多様化等を踏まえて設備規律等を不断に見直していくことは必要不可欠であり、実態を踏まえた見直しをすることが適当と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業者の負担にも配慮するとともに電気通信サービスの確実かつ安定的な提供を確保する観点から検討を進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>技術基準への適合維持義務や報告義務は、電気通信設備を設置、あるいは役務提供する事業</p>	<p>電気通信回線設備の伝送交換の制御に係る</p>	<p>無</p>

<p>者が負うことで十分に管理・監督が可能であり、現行の制度のままで問題は無いと考えます。 【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>コア機能等がクラウドサービスとして提供される場合については、将来的な課題と捉え、当該機能等の提供状況を注視するとともに、技術の進展に応じて、提供されるクラウドサービス等について検討し、必要な対応を進めることが適当と考えます。</p>	
<p>モバイル基地局の仮想化技術導入に事業の妨げになるような規制は行わないでほしい。今後、基地局に仮想化技術が必須になることは確実であり、規制をしてしまうと日本がその分野で遅れをとることは確実。 仮想化技術だけで見れば、楽天モバイルが大手モバイル会社と比べてもリードしている。総務省が通信に必須であるプラチナバンドを配分しない中で唯一勝負できる分野であるにもかかわらず、そこを規制してしまうと、楽天モバイルは潰れてしまう。寡占が続いてきたモバイル市場にやっと新規参入企業が現れたのにもかかわらず、総務省が規制によって潰すことはありえない。 本来なら、今すぐにでもプラチナバンドを楽天モバイルに配分しなければいけない異常事態にもかかわらず、新規参入企業を潰すことだけ検討している総務省はどうかしている。 au とドコモが元国営企業で総務省と癒着があることは知られているが、ここまで露骨に新規参入企業である楽天モバイルを潰すのは看過できない。 【個人】</p>	<p>携帯電話用設備を含む音声伝送役務用設備については、既に他者設備も含めて技術基準への適合維持義務が課されています。 報告書(案)では、データ伝送役務用設備等について、他者設備への技術基準の適用範囲を見直す必要性を提示しているものです。</p>	無
<p><b>3.2.2.2 事業者間連携によるサイバー攻撃対策</b></p>		
<p>意見 3-48 サイバー攻撃等への対処を目的とした ISP 事業者間の連携協力を促進する仕組みは有用である。</p>		
<p>複雑化・巧妙化したサイバー攻撃等に適切に対処するために、DDoS 攻撃などの攻撃元、指令元、攻撃先情報等について ISP 事業者間の連携協力を促進する仕組みが可能になると、ユーザーを攻撃から守るだけでなく、インターネットの安定的な運用という面からも通信事業者にとって有益であると考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>サイバーセキュリティの脅威が悪質化・巧妙化し、その被害が深刻化している中で、ISP 間で連携したサイバー攻撃への対処は重要な施策の一つと考えます。これまで、CATV 業界は、サイバー攻撃に悪用される恐れのある IoT 機器を調査し、ISP を経由して利用者へ注意喚起を行う総務省 NOTICE プロジェクトやマルウェア Emotet に感染している機器の利用者への注</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無



<p>意喚起に各 ISP と連携して取り組んでいます。このため、認定協会を通じて攻撃の発生前でも情報共有や分析を制度的に実施できるようにすることや、今後、ISP 間における更なる連携協力の検討を深めることに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>事業者間が連携協力する仕組みは必要と考える。有事の際は、オペレーショナルリスクも発生しやすい。担当者の交代等により、サイバー攻撃が起こった際の実施手順が効率的に進められない場合も多く、情報を提供した個人の被害拡大につながる事も否めない。「認定協会」を通じて攻撃の発生前でも情報共有や分析を制度的に実施できることを推進していただくと共に、ISP 間における更なる連携協力は必須と考えられるため、その必要性について今後検討を深めていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>3.2.2.3 重大事故等のおそれのある事態の報告制度</b></p>		
<p>意見 3-49 重大事故等のおそれのある事態の報告制度を導入するに当たっては、具体的な報告基準の明確化が必要。</p>		
<p>・「重大事故等のおそれのある事態（事業法上の事故には該当しないが重大事故等につながるおそれがあると考えられる事態）」について報告制度を導入するにあたっては、具体的な報告基準を明確にさせていただくことを要望します。</p> <p>・【重大事故等のおそれのある事態の例】の 1 点目の例として示されている「電気通信回線設備について発生した事態であって、非正規の端末等による認証要求が要求頻度、要求継続時間等の視点で異常な状況にあることを覚知したとき」とは、具体的にはどのようなケースを想定したものであるのか、また「端末」の「正規」「非正規」とはどのような基準で判断されるのかについて、報告書上で明確にさせていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>重大事故等のおそれのある事態の報告基準については、これまでに発生した重大事故の事例、電気通信事業者の実務や実態、国際的な状況等を十分に踏まえ、今後、関係するステークホルダーと連携してよく意見交換をしながら、制度整備を進めていくことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>本検討会において、重大事故等のおそれのある事態の報告制度を検討する際に「情報通信審議会 情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 第五次報告」が参考にされておりますが、当社は同報告書案の意見募集において以下の意見を提出しており、改めて同じ意見を述べさせていただきます。</p> <p>今後、報告制度の検討においては、報告が必要となる範囲を明示の上で関係事業者も含め検討が行われる事を要望致します。</p> <p>＜当社提出意見＞</p> <p>『新たな制度で報告が義務付けられるインシデントの範囲について報告書案に記載のとお</p>		

<p>り、報告対象を明確に規定いただくよう要望致します。通信事業者は日頃より、障害を発生させないことはもちろん、仮に障害が発生しても利用者に影響を与えない、もしくは利用者への影響を最小限に抑えるためのシステム・ネットワーク・体制の強靱化に注力しているところです。最大限の努力の結果、利用者への影響を与える事故を未然に防ぐケースもあり、それは現場の運用者の対応にも依るところがあります。</p> <p>また、通信事業者と言ってもテレコムキャリアとケーブルテレビ事業者ではシステムの機器や構成も異なるというところもありますため、今後検討される、報告対象となる重大インシデントの範囲についてはこうしたシステムの差異や運用の側面も配慮いただき、重大事故の発生の未然防止や利用者への被害拡大の防止等に資するという趣旨を踏まえ、報告が必要となるインシデントの範囲を規定いただくよう要望致します。』</p> <p style="text-align: right;">【JCOM 株式会社】</p>		
<p>電気通信回線設備を設置する電気通信事業者だけではなく、当該事業者から卸・再販または相互接続を行っている事業者、事故報告の制度に関する国際的スタンダードを知るグローバル企業も含む場を設けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>		
<p>重大事故等のおそれのある事態の例として、サイバー攻撃による障害も想定されているものと理解しておりますが、サイバー攻撃による障害は、発生の検知までに時間がかかったり、原因究明が困難であったりすることが想定されるため、事業者が報告の要否を判断できるよう、報告対象となる事態の基準を明確化した上での制度化を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>「電気通信回線設備について発生した事態であって、・・・覚知したとき」とあるが、自らは、電気通信回線設備を設置（電気通信設備を継続的に管理・支配すること（逐条解説 49 頁））をしていない者が、かかる事態を覚知することは不可能である。また、「電気通信回線設備について発生した事態であって、電気通信役務」の一部の提供停止等が生じたときに、自らは、電気通信回線設備を設置せず、卸・再販または相互接続により回線設備を利用している者は、電気通信回線設備に何らかの異常が生じて役務提供停止等が生じているのか、知る立場にない。したがって、このような場合、電気通信回線設備を設置している者以外に、おそれのある事態の報告義務を課すことは適当ではない。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>電気通信回線設備について発生した事態の報告については、本検討会の検討においては、電気通信回線設備を設置する者に課されるべきと整理しています。</p>	<p>無</p>
<p>2022 年 4 月から全面施行される「令和 2 年改正個人情報保護法」で、4 要件について漏えい</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を</p>	

<p>等事案が発生した際、事業者からの報告が義務化される。パブコメに寄せられた意見は、“義務化要件の具体的な事例”と“おそれ”に言及するものも少なくなかった。実施する場合の留意事項を以下に挙げる。</p> <p>①具体的で丁寧な解説をガイドライン等で示すことが求められる。※提供した本人への通知も併せて義務化され、利用者個人にとっても影響が大きい改正。</p> <p>②個人情報保護委員会（PPC）への報告時に利用する専用フォームへの入力情報の共有等、報告事案については省庁間で情報の共有が図れるようにする等、横断的な対応が実施可能な仕組み等について慎重に検討する必要があるのではないか。</p> <p>③個人情報保護法上の報告義務における第一報は、3～5日程度であり、複数の機関に報告する事が事業者にとって過度な負担となり、ひいては報告義務が形骸化につながる事で本末転倒にならないよう留意する必要がある。</p> <p>【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
<p>意見 3-50 重大事故等のおそれのある事態の報告制度は、具体的な報告基準を明確化したとしても、事業者の負担が大きいのではないか。</p>		
<p>「重大事故のおそれのある事態」の実態把握や原因分析を行うことを事業者に求める趣旨であれば、仮に数値基準等を設定して当該事態の範囲が明確化された場合でも、事業者に過度な負担を強いるものとなる可能性がある（明確化されない場合の負担は尚更である）。</p> <p>【グーグル合同会社】</p>	<p>電気通信事業者にとって過度な負担とならないよう、重大事故等につながる可能性が高いと考えられる事態の対象を具体的に限定するとともに、罰則の適用対象とならない制度とすることが適当であると考えます。</p> <p>また、重大事故等のおそれのある事態に関する報告が間違っていたり不正確であったりした場合においても、報告元の電気通信事業者に対する免責措置が実効的に担保されているような仕組みが必要だと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-51 新たな報告制度を創設するのではなく、現行の運用を適正に行うべき。</p>		

<p>現行の事故・報告制度でも、事業者には重大な事故の発生のおそれがある段階で情報提供が求められることから、重大事故等のおそれのある事態に係る報告の仕組みを新たに導入するのではなく、現行の運用を適正に行うべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドラインの改正に向けた検討もあわせて行うことで、より実効的な制度整備が可能になるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-52 重大事故等のおそれがある場合には、事業者は報告よりも対処を優先すべきであり、報告の対象は限定的にすべき。</p>		
<p>・重大事故等のおそれのある事態の報告制度について</p> <p>重大事故等のおそれがあった場合には、事業者側は重大事故に至らないための対処が必要で、報告よりも対処を優先させるべきだと考えます。</p> <p>国民生活や社会経済活動の重要な基盤になっていることは明確であるがすべての電気通信サービスがそのような重要性を持ったものではないと考えられるところから、報告を求める際には対象は限定的にするべきです。</p> <p>また、国外とも相互接続されるサービスにおいて、諸外国が求める基準より極めて厳格であることは、国内の通信サービスの発展の足かせとなる恐れがあると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>事業者が報告よりも対処を優先すべきということについては、御意見のとおりです。</p> <p>また、重大事故等のおそれのある事態の報告制度については、電気通信事業者にとって過度な負担とならないよう、重大事故等につながる可能性が高いと考えられる事態の対象を具体的に限定すべきであると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>3.2.3 利用者への情報提供</p>		
<p>3.2.3.1 利用者への情報提供の現状</p>		
<p>意見 3-53 総務省においても、利用者に対する迅速な情報提供に努めるべき。</p>		
<p>・利用者への情報提供の現状について</p> <p>本文には、事業者に対して利用者に情報提供を求めています、  情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会 技術検討作業班 報告 -IoT時代における重大事故に関する事故報告等の在り方-  によれば、以下のようにある。</p> <p>『重大事故に該当しないものであっても、電気通信事業者から速やかに障害等の情報提供を得られれば、総務省において、各事業者から得られた障害情報等をもとに全容を把握し、政府内や事業者団体、国民生活センター・消費生活センター等との情報共有、外部からの問い合わせ対応の他、利用者周知の観点から必要に応じ速やかに事案を公表することにより、事</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、令和2年10月14日に発生した株式会社NTTドコモの携帯電話サービスの通信障害に関する重大な事故については、その社会的影響の大きさを踏まえ、同社から重大な事故報告書を受領した日にその概要を総務省の報道発表により公表しています。</p>	<p>無</p>

<p>態の早期沈静化を図ることができると考えられる。』</p> <p>昨年のNTT docomoの重大事故では、NTT docomoから早い段階で総務省への報告があったことが述べられていた一方で、総務省側がその報告を受けて何を行ったのかはどこにも掲載されていなかったと記憶しています。少なくとも総務省のtwitter等では総務省からの情報発信は確認できません。総務省側が行動を起こす目的で事業者から情報共有を得たならその後の総務省側の行動も公開すべきではないでしょうか。それができないのであれば混乱時に事業者から詳細を求めることをせず、事業者に復旧と利用者周知に注力させるべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p><b>3.2.3.2 情報の適正な取扱い等に係る利用者への情報提供の強化に向けて</b></p>		
<p>意見3-54 利用者へ情報提供を行う方法等については、実効性のあるものとすべき。</p>		
<p>情報提供が、本来意図する「利用者の利益の保護」とかけ離れたものにならないよう、必要な情報の届け方、見せ方、情報量等を工夫して実施していただきたい。また、公開された情報の表示場所、書きぶりやフォーマットのバラツキ、情報量が異なる等、利用者が、提供された情報の分かりにくさやアクセスしづらい等の責任を負うことは望ましくないため、必要最小限の重要事項等は表記の仕方を統一する等の検討も実施していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-55 情報漏えいや不適正な取扱い等が発生したときには、利用者への早急な周知が必要。</p>		
<p>賛成します。また、通信事故・ふくそうが発生したとき、また、情報漏えいや不適正な取扱い等が発生したときは、早急に適切な対応について周知していただきたい。ネット上に様々な書き込み等が行われ利用者の被害が拡大することや、別の被害にあうことのないような対応をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-56 利用者への適切な情報提供のため、事業者においても消費生活分野の専門家を配備した相談窓口の設置が必要。</p>		
<p>「情報の取扱い、電気通信サービスの提供等に係る問題が生じた際」の事業者の対応として「適時に適切な方法で情報提供」を行うことに加えて、事業者に消費生活相談員等の国家資格有資格者を配備した相談窓口等の設置を設けるような方策を検討いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-57 利用者向けに共通的に情報提供すべき内容については、ガイドライン等によって整理することが有用である。</p>		
<p>ユーザ向けに共通的に情報提供すべき内容があれば、信頼性基準のセキュリティポリシーの</p>	<p>利用者向けに共通的に情報提供すべき具体</p>	<p>無</p>

<p>ような推奨や説明がガイドライン等で整理されることを要望します。 【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>的内容については、各電気通信事業者等が適切に対応を行うことができるよう、当該事業者や事業者団体等とも連携しながら検討を深め、必要に応じガイドラインやマニュアル等の整備を進めていく必要があると考えます。</p>	
---	---	--

#### 第4章 今後の検討課題

意見	考え方	案の修正の有無
----	-----	---------

##### (1)官民連携した官民共同規制の実施体制の構築

###### 意見 4-1 今後、事業者等の関係者を含めた検討を進めていくことが適当。

<p>利用者観点においては利用者情報の保護は重要と考えるため、今後も事業者等関係者を含め検討していくことが適切と考えます。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
--	-----------------------	----------

<p>今後の具体的な制度設計においては、関係する事業者の意見を踏まえ、運用や手続きの負荷が過大とならないよう配慮して進めたいと考えています。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
--	-----------------------	----------

<p>ACGJは、利用者のプライバシーを保護し、経済安全保障を確保することと、自由なデータ流通から恩恵を受けてイノベーションを促進することは共存できると信じている。ACGJは、この目標を達成するために、総務省をはじめとするステークホルダーと協働していく所存である。 【在日米国商工会議所】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
--	-----------------------	----------

##### (2)技術的進展の動向の把握と情勢に応じた対応方策の検討

###### 意見 4-2 技術の進展や環境の変化を踏まえた規制の在り方の検討が必要。

<p>定期的な規制の見直しと検証について デジタル技術の進展に伴い、電気通信事業の内容や取り巻く環境は日々刻々と変化している。そのため、規制導入後も定期的な見直しと検証が不可欠である。その際には、データ管理が成長戦略や経済安全保障に関わる重要テーマであることに鑑み、法律やそれに基づく政令等の見直しにあたっては、経済界を含めた様々なステークホルダーによる透明性の高い議論を実施すべきである。また、電気通信事業参入マニュアルの改定に際しては、特に事業者</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
---	-----------------------	----------

<p>の意見を踏まえながら検討することで、参照する事業者が理解しやすい内容に整備する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人経済同友会】</p>		
<p>Cookie 等に関連する技術の進化は日進月歩であり、これを十分踏まえた規制の在り方を検討するとともに、不断の見直しを行うことが適当である。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本経済団体連合会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>賛成します。ネット社会の進展による環境の変化に呼応した対応や、その時々想定される課題につき、リスクが顕在することなく利用者への信頼を確保できるような検討を願います。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見を踏まえ、「第4章 今後の検討課題」の「(1) 官民連携した官民共同規制の実施体制の構築」に以下の内容を追記します。</p> <p>【記載内容】</p> <p><u>特に利用者に対しては、電気通信サービスに係る情報を利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形での情報発信等の促進により、利用者が不利益を被ることなく主体的に電気通信サービスを選択できるような環境を醸成すること等に配慮することが必要である。</u></p>	<p>有</p>
<p>・「利用者に関する情報の外部送信 (Cookie 規制)」について</p> <p>本規制においては、いわゆる 3rdpartyCookie と言われるような当該ウェブサイト等から見た「第三者」だけでなく、当該ウェブサイトが自らのサービスのために設定をする 1stPartyCookie なども対象となるように読み込める。一方で、注釈部分によって 1stPartyCookie などは例外とするような配慮もあるという理解をしている。</p> <p>Cookie などをめぐるウェブサイトの技術は、OS 提供事業者による自主規制などの影響もあり、日進月歩でその概念が変わるような技術的措置がされていることも多い。また、事業規模が大きくなればなるほど、企業内での分業による現状把握が困難になるケースも実態として存在している。当然、事業者側の努力を要する部分もあるが、事業者や技術の最新の実態をしっかりと把握し、そしてより多くの事業者や利用者にとってわかりやすい内容とするように、詳細の内容については今後しっかりと事業者や業界団体との対話の場で検討して策定し、定期的に見直していくことが必要と考えます。</p>	<p>Cookie に関する技術動向などを踏まえ、サービスの利用に不可欠な First Party Cookie については通知・公表を不要とするなどの対応をするほか、引き続き、技術動向や関係業者における取組の実態などを踏まえ、継続的に議論を行うことが適当と考えます。また、本規律の導入に当たっては、事業者内での円滑な情報共有に資するよう適切に制度の周知などを行っていくことも考えられます。</p>	<p>無</p>

<p>また、後述する個人情報保護法との関係（「個人に関する情報」としてのCookie等や、容易照合性による「個人情報」としてのCookie等を含む）についても、継続的に差異による実務への影響が最小限となるように検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社メルカリ】</p>		
<p><b>(4)電気通信事業を取り巻く環境の変化とこれからの事業法</b></p>		
<p>意見4-3 電気通信事業法を、「事業者規制法」から「利用者保護法」へと変容させていく必要性について追記すべき。</p>		
<p>「今後の検討課題」の中に、電気通信事業法を、「事業者規制法」から「利用者保護法」に生まれ変わらせる必要性について追記すべきです。報告書案にも、通信サービスを巡る環境が大きく変化する中で、これまでの規律のあり方への限界を直視する記載が数多くあるように、今のままでは通信への信頼確保と利用者の保護という法目的を達成することは難しくなっています。技術やサービスが激変するデジタル時代において、とりわけ変化の早い電気通信サービスの分野では事業者規制法のままでは、規律の及ばない法の穴を広げてしまいます。利用者がどのような通信サービスを受けるのかという視点から、そのサービスを提供する事業者に対し規制をかけていくことが合理的です。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信消費者ネットワーク】</p>	<p>電気通信事業法は、「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護」することを目的としております。</p> <p>今後、利用者利益の保護の側面をより強くしていく必要性については、御意見のとおりですが、電気通信役務の円滑な提供の確保に向けた事業者に対する規制も引き続き必要だと考えます。これらが両輪となって利用者利益の保護に資するものと考えますので、「第4章 今後の検討課題」の「(4) 電気通信事業を取り巻く環境の変化とこれからの事業法」の表現を以下のとおり改めさせていただきます。</p> <p>【新】 電気通信サービス利用者の保護と通信への信頼の確保を達成していく観点から、<b>電気通信役務の円滑な提供の確保に加え、利用者の利益の保護にも重点を置いて</b>これらの課題について今後も検討を深めていくことが必要である。</p> <p>【旧】 電気通信サービス利用者の保護と通信への信頼の確保を達成していく観点から、これらの課題について今後も検討を深めていくことが</p>	<p>有</p>
<p>「今後の検討課題」の中に、電気通信事業法を、「事業者規制法」から「利用者保護法」に性格を変えていく必要があることを追記すべきだと考えます。報告書案には、通信サービスを巡る環境が大きく変化する中で、電気通信事業法の重要な目的である、通信サービス利用者の保護と通信への信頼の確保が現状では十分に達成することができなくなっている危機感が随所にみとれます。これまでは、回線設備を保有する少数の電気通信事業者を規制することでこの目的を達することができたかもしれませんが、第三号事業者の影響が増し、仮想化技術によって回線設備を自らはもたないまま、電気通信サービスの提供を行う事業者が登場している中、今のままでは法目的を達成できません。「規制の断片化」を招かないためにも、利用者がどのような通信サービスを受けるのかに着目し、そのサービスを提供する事業者に対し、利用者保護の観点から規制をかけていくことが合理的と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>(5) 今後の検討課題</p> <p>本報告書案は、第4章「今後の検討課題」(4)「電気通信事業を取り巻く環境の変化とこれからの事業法」において、事業法が従来は電気通信回線設備を保有する少数の電気通信事業者を規制することにより、A 電気通信サービス利用者の保護と B 通信に対する信頼の確保と</p>		



<p>いう事業法の目的を達することができたことを述べつつ、今日では技術の進展に伴う環境の変化により、従来の規制のみで目的を達成することは困難となったことを認めている。本報告書案は、続けて「本検討会では、これらの環境の変化を踏まえて新たな課題への対応を検討したものである」としながら、「これらの課題について今後も検討を深めていくことが必要である」と簡単に締め括るのであるが、これはいささか言葉足らずと言わざるをえない。本報告書が認めるとおり、同法が設備や事業形態に着目して事業者を規制しようとする限り、もはや同法はその目的である A 電気通信サービス利用者の保護と B 通信に対する信頼の確保を達成することは困難である。同法がその目的を果たすためには、同法は「事業者規制法」から「電気通信サービス利用者保護法」に生まれ変わるべきであり、利用者の視点から「電気通信サービス」を中核的な概念として、A 利用者の保護と B 通信に対する信頼の確保を図ることを目指すべきである。さらにいえば、「事業者規制法」の古い衣を脱ぎ去ることによって、しばしば指摘される同法の複雑にして難解な「事業者」概念（「電気通信事業を営む者」、「電気通信事業者」等）を不要とすることが可能となり、国民にとって分かりやすいルールにもなり得るのではないかと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan】</p>	<p>必要である。</p> <p>また、「おわりに」の表現を以下のとおり改めさせていただきます。</p> <p>【新】 なお、短期間での検討となったことについての批判的なご意見もあったところ、総務省においてはこれを真摯に受け止め、今後の検討課題としたことを始め、<u>安心・安全で信頼できる電気通信サービスの確保に向けて必要な検証や対策等</u>について様々なステークホルダーと連携・協力して、引き続きの検討を期待したい。</p> <p>【旧】 なお、短期間での検討となったことについての批判的なご意見もあったところ、総務省においてはこれを真摯に受け止め、今後の検討課題としたことについて様々なステークホルダーと連携・協力して、引き続きの検討を期待したい。</p>	
<p><b>(5)国際連携</b></p>		
<p>意見 4-4 国際連携の対象として、国連が主催するインターネットガバナンスフォーラムも加えるべき。</p>		
<p>国連が主催するインターネットガバナンスフォーラムについても、国際連携の主たる対象の一つとして連携をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>インターネットガバナンスフォーラムは、報告書（案）に記載のある「多国間の枠組み」に含まれ得ると考えます。</p>	<p>無</p>

その他		
意見	考え方	案の修正の有無
<p>「ガバメントアクセス」という言葉が定義、説明なく用いられているため、定義、説明を追加していただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>「ガバメントアクセス」の説明を「政府等による民間部門が保有する情報への強制力を持ったアクセス」として記載します。</p>	有
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3ページの最下行の「3月」は全角数字で「3月」としたほうがよい。他の箇所の例と同様に。</li> <li>・ 4ページの図1-2のクレジットの「3月」は全角数字で「3月」としたほうがよい。</li> <li>・ 34ページの5行目「令和2年」は全角数字で「令和2年」としたほうがよい。</li> <li>・ 6ページの脚注で「Facebook」の社名変更についても言及したほうがよいのではないか。</li> <li>・ 53ページの脚注の1行目「1つ」は「一つ」のほうがよい。本文の例と同様に。</li> <li>・ 23ページの最下行「いえな」と、53ページの脚注の2行目「言えな」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li> <li>・ 58ページの脚注85は、当該用語の初出箇所の16ページに記載したほうがよい。</li> <li>・ 16ページの「(国研)」は「国立研究開発法人」のほうがよい。70ページの例と同様に。</li> <li>・ 69ページの表の第三号事業の用語意味欄の文末「事業。」は「事業をいう。」のほうがよい。</li> <li>・ 69ページの表の電気通信事業の用語意味欄の2行目「二十五」等は算用数字で記載したほうがよい。本文の例と同様に。</li> <li>・ 70ページの「五十音順」は座長、座長代理以外の構成員について？</li> <li>・ 71ページの開催日は本文と同様に西暦も併記したほうが時系列がわかりやすくなる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見を踏まえて、同一文書内での整合を図られるように表現を修正します。</p>	有
<p>コア機能、コアネットワーク機能というのは定義が曖昧だと思う</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「コア機能」は基幹的な機能という意味で用いております。</p> <p>「コアネットワーク機能」については「コアネットワークの機能」に改めさせていただきます。</p>	有
<p>1ページ「FTTH」、3ページ「光ファイバ」違いは？</p> <p>4ページ「LTE」、7ページ「4G」違いは？</p>	<p>表現の違いは、引用元の出典に合わせていることによるものです。</p>	無

<p>4 ページでは 3G、LTE、5G  7 ページでは 3G、4G、5G  違いは？  6 ページ「Google」  7 ページ「Alphabet」  この違いは単体か連結か？  8 ページ「スマートフォン」「スマホ」違いは？  短縮するなら「スマフォ」では？「ホ」はどこから用いているのか？  8 ページ「E コマース」「モバイルコマース」違いは？  「E コマース→モバイルコマース」となっているが、それは進化（変化）でもなく  モバイルコマースも E コマースである。  なので「→」の意味が知りたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>68 ページ  ダボス会議における安倍総理の演説ではないか</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「安倍総理のダボス会議における演説」という表現でも意味は同じであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>電気通信事業における個人のプライバシー保護に関する制度の運用の指針となるものとして、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が示されている。このガイドラインは、電気通信事業法のみならず、個人情報保護法についても対象としているが、金融や医療分野とは異なり、個人情報保護委員会との共同ガイドラインとはなっていない。そのような扱いとなっているガイドライン 5 つのうち、4 つ（電気通信事業、放送、郵便、信書便）が総務省所管の事業となっており、平成 27 年の個人情報保護法改正により、個人情報保護委員会設立と主務大臣制の廃止、ガイドラインの原則共通化が行われた中で、なぜそのような扱いになっているのかの正当かつ合理的な理由が不明である。</p> <p>本報告書案にある「個人情報保護法における規律との整合性を考慮する」ためには、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を個人情報保護委員会との共同ガイドラインとすることが必要不可欠である。</p> <p>このほか、仮に本報告書案を踏まえて法改正を行う場合には、関連する個人情報保護法の規定との調整規定の追加、個人情報保護委員会との協議に関する規定の追加、電気通信事業法の個人情報保護法との共同所管化などの措置が行われなければ、個人情報保護法における規</p>	<p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」については、平成 27 年改正個人情報保護法を施行する際に、電気通信事業法に基づく規律を含むことから総務大臣が策定するものの、個人情報保護法に係る部分については個人情報保護委員会事務局において確認することと整理されたと伺っております。なお、今後、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」について総務省と個人情報保護委員会の共管とすることがどうかについては、個人情報保護委員会と調整することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>律との整合性は確保されないと考える。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>		
<p>ガイドラインには法規範性はないものと理解しているが、ガイドラインに「違反」等の表現を用いていることは、総務省があたかもガイドラインが法規範性を持つものであるという認識で行政に当たってきていることを強く示唆するものである。</p> <p>実際に、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」は、個人情報保護法とともに、電気通信事業法における「通信の秘密の保護」に関するシンプルな規定を根拠としつつ、個人情報保護法の保護対象や通信の秘密に該当しない情報をもカバーするなど、ガイドラインが法令であるかのような位置付けで様々なルールが策定・運用されてきている。本報告書案を踏まえた法改正が行われた場合、引き続きガイドラインにより法律の授權範囲を超えた裁量的な行政が行われることを強く懸念する。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」は、個人情報保護法及び電気通信事業法の解釈や運用を明らかにするガイドラインとなっています。個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律に関するガイドライン（通則編）」と同様に「違反」等の表現を用いている場合は、あくまでも個人情報保護法あるいは電気通信事業法に対して違反する場合をガイドラインとして明らかにしているものと認識しております。</p> <p>そのため、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が法令であるかのような位置づけで法律の授權範囲を超えた裁量的な行政が行われているという御指摘には当たらないものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>本報告書案に記載のとおり、デジタル化が進む様々な分野においては、あくまでも情報通信基盤を「利用」したサービスの提供が進展している。そのような中で、電気通信事業法は、昭和59年の制定以来一貫して、「電気通信設備を他人の通信の用に供する」、すなわち単に通信を「利用」するだけのものについても「電気通信役務」や「電気通信事業」として提供側に位置付けている。</p> <p>このような「電気通信役務」や「電気通信事業」の定義を維持する限り、デジタル化の進展に伴い、あらゆるビジネスやサービスが「電気通信事業」と位置付けられることになる。例えば、FinTech サービスは、あくまでも金融サービスの提供に当たって通信を利用しているのみであるにもかかわらず、(金融の事業としての位置付けに加えて)「電気通信事業」としても位置付けられ、規制の対象となるものと考えられる。</p> <p>このような「電気通信事業」の定義は、国際的に異例であるほか、特にデジタル化が進む現在においては、その妥当性に大きく疑問符が付くものであり、見直しを行うべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>現在、金融、医療、交通等の個別分野のサービスには、各分野における特性や必要性に応じて、分野ごとに個別の業法による規律が課されることが前提となります。</p> <p>電気通信事業法では、伝送路設備を含む電気通信回線設備のような情報通信基盤を規律の対象としており、これは電気通信回線設備が他人の通信を媒介するために必要となる設備の基本単位であり、これを設置する電気通信事業者だけでなく他の事業者等が電気通信サービスを提供する上での基盤となる重要な設備であること等に配慮した措置です。</p> <p>なお、一般的には、金融、医療、交通など、</p>	<p>無</p>

	<p>電気通信役務を必ずしも前提としない本来業務遂行の手段として電気通信役務を提供する場合には、他人の需要に応ずるものではなく、電気通信事業には該当しないものと考えます。</p>	
<p>2. 現在の電気通信事業法の運用に関する問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ そもそも現在の電気通信事業法の運用には、届出電気通信事業者を把握できていない、日本国内でサービスを提供する外国企業への実効的な法の執行が十分に行われていない、規制の適用対象が不透明といった問題がある。このような電気通信事業法という土台の上で、利用者情報の保護という重要なテーマに関する規制強化を行うこと自体が不適切。</li> <li>○ 規制の適用関係を巡る解釈について逐一総務省へのお伺いが必要となれば、企業が DX や IoT ビジネスを進めていく上での大きな負担となるほか、不透明な裁量行政により規制の予見可能性が損なわれ、萎縮効果をもたらすことで、円滑なビジネス展開に大きな支障を来すことを懸念。</li> <li>○ チャットやメッセージングの機能を付加しているデジタルサービスについても電気通信事業の届出を求めるという現在の運用の下では、DX の進展により、更に広範な企業が電気通信事業法の規制対象となり、IoT/M2M のデータ流通にも大きな影響を与えることを懸念。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>令和2年の電気通信事業法改正において域外適用の規定が導入され、法執行の実効性を確保する観点から外国の事業者が電気通信事業者として登録又は届出を行う際に、国内代表者・代理人を指定させ、国内代表者等を通じて業務改善命令や報告徴収を含む行政措置の執行などを行う制度となっています。</p> <p>この法改正も踏まえ、100社を超える外国事業者が登録・届出を行っているところであり（令和3年12月時点）、引き続き実効性の確保に努めていくことが重要と考えます。</p> <p>登録又は届出対象となる電気通信事業を日本国内で営む場合には、国内企業であっても外国企業であっても適切に事業が行われることが期待されます。</p> <p>従来より、総務省は競争を通じた多様な電気通信サービスの提供やそれを活用したデータ流通（IoT/M2M の活用を含む）を政策的に促進してきました。</p> <p>我が国の利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供が確保されることは、企業活動及び国民生活の DX/デジタル化の基盤となり、むしろこれを促進するものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>本報告書案では、令和3年3月31日時点の電気通信事業者数として、届出事業者 21,581 社</p>	<p>「情報通信統計データベース」で公表して</p>	<p>無</p>

<p>という数字が記載されている。</p> <p>一方で、総務省 Web サイト「情報通信統計データベース」の「届出事業者一覧」では、「連絡が取れる届出電気通信事業者」が1万3千1百超、「連絡が取れない届出電気通信事業者」が5千3百超（いずれも令和3年9月30日現在）となっている。</p> <p>本報告書案と総務省 Web サイトの数字に（時点の違いはあるものの）3千超の差異があることは、電気通信事業法の運用に当たっての最も基礎的なデータとなる届出電気通信事業者の正確な数が把握できない状態にある可能性を示唆するものである。また、5千3百超の事業者が「連絡が取れない」状態にあることは、そもそもこの届出制度自体が限界を迎えており、なぜ届出制度が必要なのかという点から再検討が必要となっていることを示すものとも考えられる。</p> <p>さらに、日本国内で数千万ダウンロードを達成し、10代男女に広く普及しているとされるチャット機能付き中国ゲームについて、届出がなされていないなど、特に日本国内でサービスを提供する外国企業への実効的な法の執行が十分に行われていないと考えられる。</p> <p>このような運用あるいは制度そのものに問題がある電気通信事業法という土台の上で、利用者情報の保護という重要なテーマに関する規制強化を行うこと自体が適切ではないと考える。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>いる届出電気通信事業者一覧の合計と本報告書（案）に記載の事業者数に差異があるのは、個人で届出をしている電気通信事業者を公表していないことによるものです。</p> <p>また、連絡が取れない電気通信事業者を総務省が把握しているのは、届出を行った電気通信事業者に対する実態調査を毎年実施するなど、届出制度が適切に運用されている結果であり、御指摘は当たらないと考えます。</p> <p>電気通信事業法では、事業を廃止した場合はその旨の届出が必要とされており、これが遵守されていないことが要因と考えられることから、総務省において引き続き制度の周知徹底に努めていくとともに、電気通信事業者におかれてはコンプライアンス遵守の徹底が図られることが重要と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業の届出対象となる範囲等については、「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」において、具体的な事例とともに考え方が整理・公表されているところですが、新しいサービスの事例を追加するなど、今後も継続的に内容の更新を図り、分かりやすい情報発信に努めることで、規制の予見可能性を確保していく必要があると考えます。</p>	
<p>本報告書案は、「電気通信事業を営む者」を対象とした規制導入の方向性を示しているが、「電気通信事業を営む者」とは具体的にどのようなサービスを提供する者が該当するのか、総務省の「電気通信事業参入マニュアル 追補版」を見ても理解が非常に困難であるとともに、総務省においても、どの程度の数のサービス提供者が該当するのか、すなわち規制の対象となるのか把握できていないのではないかと考える。</p> <p>「電気通信事業を営む者」に該当するサービス提供者の数について、規模感（万単位なのか、</p>	<p>本報告書（案）では、「電気通信事業を営む者」は電気通信事業者及び第三号事業を営む者のことを示しています。ここでいう第三号事業を営む者は、①「他人の需要」に応じるために電気通信サービスを提供、②同種の行為を反復継続的に遂行、③更に料金を徴収する</p>	<p>無</p>

<p>十万単位なのか、百万単位なのか) だけでも示していただきたい。</p> <p>その上で、仮に本報告書案を踏まえた規制強化を内容とする法案を国会に提出する場合には、法案の国会審議に先立ち、規制導入に伴う費用・効果について規制影響分析 (RIA) を行い、その結果を示していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>こと等により収益を得ようとする「電気通信事業を営む」に該当するという全ての条件を満たすものに限定されます。</p> <p>例えば、専ら自らの情報の提供を目的とする個人や企業による Web サイトや企業等への問い合わせフォーム等は第三号事業に該当しないと考えられます。一方で、Web サイトのオンライン検索、SNS・電子掲示板、各種情報 (天気予報やニュースなど) のオンライン提供等の類型は一般的に第三号事業に該当すると考えられます。</p> <p>こうした類型については、各事業者の実態を踏まえつつ、「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」等において分かりやすく明確化する必要があると考えます。</p>	
<p>新経済連盟は、第 14 回の検討会 (令和 3 年 12 月 28 日) において、「利用者数 1000 万人以上の IoT 家電を提供するメーカーは、大規模な電気通信事業者の規制の対象か？」との問題提起を行っている。</p> <p>これに対する検討会の考え方は、「一般に、IoT 家電やウェブカメラなどの IoT 機器が家庭や企業・店舗等の FTTH や Wi-Fi 等の通信ネットワークに接続された場合、当該 IoT 家電や IoT 機器を提供するメーカーは、これらの家電等を販売することにより電気通信事業者になることはないと考えられます。」というものである (第 16 回資料 16-1)。</p> <p>これは、メーカーの視点からは、IoT が単なる機器販売ではなく、リカーリングというサービス提供モデルへの転換を図るものという IoT の本質を認識できていない回答であり、そのような認識の下で、規制強化を図る検討が進められていることは大変遺憾である。</p> <p>改めて、このようなサービス提供モデルを前提に、「利用者数 1000 万人以上の IoT 家電を提供するメーカーは、大規模な電気通信事業者の規制の対象か？」との問いに対する考え方を示していただきたい。</p> <p>このように、規制の適用関係を巡る解釈について逐一総務省へのお伺いが必要となれば、企業が DX/IoT ビジネスを進めていく上での大きな負担となるほか、不透明な裁量行政により</p>	<p>IoT 家電を提供するメーカーは、①IoT 家電から送信されたデータを、当該家電の所有者のスマートフォン等に送信するサービス、②IoT 家電から送信されたデータを加工・編集した上で、第三者からも閲覧可能とするサービスを提供する場合などが想定されますが、一般的には、いずれについても他人の通信の媒介には該当せず、届出を要しない第三号事業を営む者に該当するものと考えます。</p> <p>このような解釈について、総務省は、「電気通信事業参入マニュアル [追補版]」等において分かりやすく明確化する必要があると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>規制の予見可能性が損なわれ、萎縮効果をもたらすことで、円滑なビジネス展開に大きな支障を来すことを懸念する。</p> <p>また、チャットやメッセージングの機能を付加しているデジタルサービスについても電気通信事業の届出を求めるという現在の運用の下では、DXの進展により、更に広範な企業がこの規制対象となり、IoT/M2Mのデータ流通にも大きな影響を与えることを懸念する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>		
<p>表2-1に令和2年度に報告された電気通信事故の件数が示されているが、報告事業者数は重大な事故で4社、四半期報告事故のうち、詳細な様式による報告が129社、簡易な様式による報告が33社となっている。</p> <p>電気通信事業者の数が約2万に達していることを踏まえると、報告を行っているのは、一部の電気通信事業者のみにとどまっていることが強く推測され、このような事業者間の不公平が存在する状態は、現在の電気通信事業法の運用に課題があり、さらには既に述べたとおり届出制度自体が限界を迎えていることを示すものとも考えられる。</p> <p>このような運用あるいは制度そのものに問題がある電気通信事業法という土台の上で、利用者情報の保護という重要なテーマに関する規制強化を行うこと自体が適切ではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>電気通信事業法では、電気通信設備の故障等により電気通信サービスの停止等があった場合には、重大な事故については遅滞なく、一定規模以上の事故については毎四半期に報告を求めています。電気通信サービスの停止等の主な原因となっている電気通信回線設備等を設置している電気通信事業者は約450者であり、当該報告をしている者が129者であることをもって、一部の電気通信事業者のみにとどまっていることが強く推測されるという御指摘は当たらないと考えます。</p> <p>また、一般に、電気通信設備の信頼性が高まること等により、電気通信事故は減少していくと考えられることから、電気通信事故を報告する電気通信事業者数が届出された電気通信事業者数と比較して少ないことをもって、届出制度自体が限界を迎えていることを示すものとの御指摘は適当ではないと考えます。</p>	無
<p><b>【要約】</b></p> <p>電子決済等代行業の一号業務においては、利用者の送金指示を電文として加工し送信するものである。また、当該業務においては、送信時には不正取引防止等の観点から適切に取引内容を精査することも求められている。このような様態に鑑み、一号業務は通信の媒介に該当しないと考えられるか。</p> <p><b>【本文】</b></p>	<p>個別具体的な事例に対する法律の適用については、総務省において判断することとなりますが、一般的には、電子決済等代行業の一号業務（決済代行）については、利用者からの振込依頼について、電子決済等代行業者が一定の条件に基づき審査等を行った上で、銀行へ</p>	無



電気通信事業参入マニュアル [追補版] 2 頁においては、「電気通信設備を用いて「他人の通信を媒介する」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。」と記載がされております。このため、「情報の内容を変更することなく、伝送・交換」する場合において、通信の媒介に該当するものと考えられます。

銀行法における電子決済等代行業（銀行法 2 条 17 項）のうち「電子決済サービス」（電子決済等代行業者が法第 2 条第 17 項第 1 号に掲げる行為として提供する決済サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。））については、送金指示の伝達が業務の内容となりますが、ここでは利用者が入力する指図の内容を、銀行側のシステムが受け取る事ができる電文に変換して送信する事によって行われ、指図内容をそのまま伝送するわけではありません。特に、更新系 API を利用する場合については、一般社団法人全国銀行協会「オープン API のあり方に関する検討会報告書」3.3.4a において API 接続先（すなわち電子決済等代行業者）は、利用者の指図がある場合でも、自らの判断で、取次を拒絶することが、利用者の安全確保のために求められております。また、更新系 API 以外の電子決済サービス事業者に適用がある金融庁の主要行等向けの総合的な監督指針 IX 電子決済等代行業 IX-4 利用者保護ルール等 IX-4-2 主な着眼点(4) 不正取引の検知(モニタリング)でも同様の対応が求められております。

このような電子決済等代行業者については、電気通信事業者に求められるような、情報の内容を変更せず、秘密を保持して他人間の伝達を行うのではなく、むしろ内容を精査して、自らの判断において取次ができると判断できる場合にのみ情報の取次を行うことが求められております。なお、実務的な例として、更新系 API において指示できる送金の上限額が設定されている場合には、そもそも電子決済等代行業が、当該上限額を超える金額について、銀行に利用者の送金の指図を伝達しないように求められていると考えます。

以上の状況を踏まえ、電子決済サービスは「他人の通信を媒介する」行為を行っていないことをご確認いただきたく、お願いいたします。

(参考)

1 「オープン API のあり方に関する検討会報告書」

( [https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/openapi/openapi\\_report\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/openapi/openapi_report_1.pdf) )

の振込依頼の送信の可否の判断を行っている場合には、情報の「加工編集」をしていると考えられることから、他人の通信の媒介には当たらず、届出を要しないものと考えます。

<p>3.3.4 不正アクセス発生時の対応（システム設計・仕様）</p> <p>a 銀行および API 接続先は、不正アクセスが判明した場合に被害発生やその拡大を未然に防止する観点から、速やかに、銀行においてはアクセス権限の制限、停止、取消を、API 接続先においてはサービス利用の制限、停止を行うことができるシステム設計・仕様としなければならない。</p> <p>2 主要行等向けの総合的な監督指針  <a href="https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html">https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html</a></p> <p>IX 電子決済等代行業 IX-4 利用者保護ルール等 IX-4-2 主な着眼点</p> <p>(4) 不正取引の検知（モニタリング）</p> <p>電子決済サービスについては、不正取引の防止の観点から、連携・協働する銀行と協力し、例えば、以下のような事項を適切に実施するための態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえた適切なシナリオ・閾値を設定することで不正が疑われる取引を速やかに検知すること</li> <li>・上記に基づき検知した取引について連携・協働する銀行との間で適時に情報を共有し、必要に応じてサービスの一時的な利用停止その他の措置を実施するとともに、調査を実施すること</li> <li>・被害のおそれがある者に速やかに連絡すること</li> <li>・不正が確認された ID の停止等を実施すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">【一般社団法人電子決済等代行業者協会】</p>		
<p>【要約】</p> <p>電子決済等代行業の二号業務においては、利用者の口座残高や入出金明細等の情報を、電文として受領し、利用者に分かりやすい形に加工して Web 画面やアプリ上に表示するものである。また、受領時にはデータにエラーがないかのバリデーションも行われるものである。このような様態に鑑み、二号業務は通信の媒介に該当しないと考えられるか。</p> <p>【本文】</p> <p>電気通信事業参入マニュアル [追補版] 2 頁においては、「電気通信設備を用いて「他人の通信を媒介する」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。」と記載がされています。このため、「情報の内容を変更することなく、伝送・交換」する場合において、通</p>	<p>個別具体的な事例に対する法律の適用については、総務省において判断することとなりますが、一般的には、電子決済等代行業の二号業務（口座情報取得）については、銀行から取得した口座に関する情報を「加工編集」していると考えられることから、他人の通信の媒介には当たらず、届出を要しないものと考えます。</p>	<p>無</p>

信の媒介に該当するものと考えられます。

銀行法における電子決済等代行業（銀行法2条17項）のうち「口座情報参照サービス」（電子決済等代行業者が法第2条第17項第2号に掲げる行為として提供する口座情報の参照サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。））については、口座に関する情報の取得や預金者等への当該情報の提供が業務の内容となりますが、ここでは利用者が入力する指図の内容を、銀行側のシステムが受け取る事ができる電文に変換して送信する事によって行われ、指図内容をそのまま伝送するわけではありません。いわゆる参照系APIを利用する場合についても、一般社団法人全国銀行協会「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」の3.3.2x及び3.3.4bにおいては、通信の内容をモニタリング、監査して安全を保護することを求められており、通信の秘密を担保することが求められる電気通信事業者と異なる役割が求められており、電子決済等代行業の二号事業者に電気通信事業者の規律を適用した場合に業務を実施できなくなる可能性があります。また、更新系API以外の電子決済サービス事業者に適用がある金融庁の主要行等向けの総合的な監督指針 IX 電子決済等代行業 IX-4 利用者保護ルール等 IX-4-2 主な着眼点(4) 不正取引の検知(モニタリング)でも同様の対応が求められております。

このような電子決済等代行業者については、電気通信事業者に求められるような、情報の内容を変更せず、秘密を保持して他人間の伝達を行うことではなく、仮に電気通信事業者に該当するとすれば、通信の秘密に該当する情報について、その内容を積極的に精査することが求められており、「通信」としての伝達が求められていないものと考えられます。

以上の状況を踏まえ、電子決済等代行業の口座情報参照サービスは「他人の通信を媒介する」行為を行っていないことをご確認いただきたく、お願いいたします。仮に電気通信事業法に該当し、通信の秘密にわたる情報の内容を見ることができないということであれば、電子決済等代行業は、安全に利用者の送金を銀行に伝達できないこととなり、口座情報参照サービスについては、全般的に業務実施ができない可能性があると考えております。

(参考)

1 オープンAPIのあり方に関する検討会報告書

([https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/openapi/openapi\\_report\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/openapi/openapi_report_1.pdf))

(1) 3.3.2 外部からの不正アクセス対策

<p>x API 接続先についても、API 接続先が取得・保有する情報の内容と量、当該情報が万一流出した場合に想定される利用者への影響や被害、API 接続先に対する利用者の情報管理に関する期待の程度等を踏まえて、情報セキュリティ関連機関において、不正検知・監視機能の要否やその水準等についての考え方や留意点の整理が行われることが期待される。</p> <p>(2) 3.3.4 不正アクセス発生時の対応 (システム設計・仕様)</p> <p>b 銀行および API 接続先は、不審な資金移動等についての利用者からの照会への対応や、不正アクセス発生時の原因調査、必要な対策の検討を行うため、適切なアクセスログの記録および保存を行わなければならない。</p> <p>2 主要行等向けの総合的な監督指針 (<a href="https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html">https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html</a>)</p> <p>IX 電子決済等代行業 IX-4 利用者保護ルール等 IX-4-2 主な着眼点 (4) 不正取引の検知 (モニタリング)</p> <p>電子決済サービスについては、不正取引の防止の観点から、連携・協働する銀行と協力し、例えば、以下のような事項を適切に実施するための態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえた適切なシナリオ・閾値を設定することで不正が疑われる取引を速やかに検知すること</li> <li>・上記に基づき検知した取引について連携・協働する銀行との間で適時に情報を共有し、必要に応じてサービスの一時的な利用停止その他の措置を実施するとともに、調査を実施すること</li> <li>・被害のおそれがある者に速やかに連絡すること</li> <li>・不正が確認された ID の停止等を実施すること</li> </ul> <p style="text-align: right;">【一般社団法人電子決済等代行業者協会】</p>		
<p>【要約】</p> <p>電子決済等代行業の一号業務においては、利用者の送金指示を電文として加工し送信するものである。また、当該業務においては、送信時には不正取引防止等の観点から適切に取引内容を精査することも求められている。このような様態に鑑み、一号業務は通信の秘密を求められる業務にそもそも該当しないと考えられるか。</p> <p>【本文】</p> <p>電気通信事業参入マニュアル [追補版] 2 頁においては、「電気通信設備を用いて「他人の通</p>	<p>個別具体的な事例に対する法律の適用については、総務省において判断することとなりますが、一般的には、電子決済等代行業の一号業務 (決済代行) については、利用者からの振込依頼について、電子決済等代行業者が一定の条件に基づき審査等を行った上で、銀行への振込依頼の送信の可否の判断を行っている</p>	<p>無</p>

信を媒介する」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。」と記載がされております。このため、「情報の内容を変更することなく、伝送・交換」する場合において、通信の媒介に該当するものと考えられます。

銀行法における電子決済等代行業（銀行法2条17項）のうち「電子決済サービス」（電子決済等代行業者が法第2条第17項第1号に掲げる行為として提供する決済サービス（電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。））については、送金指示の伝達が業務の内容となりますが、ここでは利用者が入力する指図の内容を、銀行側のシステムが受け取る事ができる電文に変換して送信する事によって行われ、指図内容をそのまま伝送するわけではありません。特に、更新系APIを利用する場合については、一般社団法人全国銀行協会「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」3.3.2x及び3.3.4bにおいて、通信の内容をモニタリング、監査して安全を保護することを求められており、通信の秘密を担保することが求められる電気通信事業者と異なる役割が求められており、電子決済等代行業の1号事業者に電気通信事業者の規律を適用した場合に業務を実施できなくなる可能性があります。また、更新系API以外の電子決済サービス事業者に適用がある金融庁の主要行等向けの総合的な監督指針 IX 電子決済等代行業 IX-4 利用者保護ルール等 IX-4-2 主な着眼点(4) 不正取引の検知（モニタリング）でも同様の対応が求められております。

このような電子決済等代行業者については、電気通信事業者に求められるような、情報の内容を変更せず、秘密を保持して他人間の伝達を行うことではなく、仮に電気通信事業者に該当するとすれば、通信の秘密に該当する情報について、その内容を積極的に精査することが求められており、「通信」としての伝達が求められていないものと考えられます。

以上の状況を踏まえ、電子決済サービスは「他人の通信を媒介する」行為を行っていないことをご確認いただきたく、お願いいたします。仮に電気通信事業法に該当し、通信の秘密にわたる情報の内容を見ることができないということであれば、電子決済等代行業は、安全に利用者の送金を銀行に伝達できないこととなり、電子決済サービスについては、全般的に業務実施ができない可能性があると考えております。

(参考)

1 オープンAPIのあり方に関する検討会報告書

( [https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/openapi/openapi\\_repo](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/openapi/openapi_repo) )

場合には、情報の「加工編集」をしていると考えられることから、他人の通信の媒介には当たらず、届出を要しないものと考えます。

<p>rt_1.pdf)</p> <p>(1) 3.3.2 外部からの不正アクセス対策</p> <p>x API 接続先についても、API 接続先が取得・保有する情報の内容と量、当該情報が万一流出した場合に想定される利用者への影響や被害、API 接続先に対する利用者の情報管理に関する期待の程度等を踏まえて、情報セキュリティ関連機関において、不正検知・監視機能の要否やその水準等についての考え方や留意点の整理が行われることが期待される。</p> <p>(2) 3.3.4 不正アクセス発生時の対応（システム設計・仕様）</p> <p>b 銀行および API 接続先は、不審な資金移動等についての利用者からの照会への対応や、不正アクセス発生時の原因調査、必要な対策の検討を行うため、適切なアクセスログの記録および保存を行わなければならない。</p> <p>2 主要行等向けの総合的な監督指針</p> <p>(<a href="https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html">https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html</a>)</p> <p>IX 電子決済等代行業 IX-4 利用者保護ルール等 IX-4-2 主な着眼点 (4) 不正取引の検知（モニタリング）</p> <p>電子決済サービスについては、不正取引の防止の観点から、連携・協働する銀行と協力し、例えば、以下のような事項を適切に実施するための態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえた適切なシナリオ・閾値を設定することで不正が疑われる取引を速やかに検知すること</li> <li>・上記に基づき検知した取引について連携・協働する銀行との間で適時に情報を共有し、必要に応じてサービスの一時的な利用停止その他の措置を実施するとともに、調査を実施すること</li> <li>・被害のおそれがある者に速やかに連絡すること</li> <li>・不正が確認された ID の停止等を実施すること</li> </ul> <p style="text-align: center;">【一般社団法人電子決済等代行業者協会】</p>		
<p>利用者の情報を適正に取り扱うために業務の実施方法等を定めることの重要性には賛同するが、この措置は、電気通信設備の管理規程（電気通信事業法 44 条）に関する規定と同様のものを念頭に置いていると推察する。</p> <p>仮に管理規程と同様に、情報取扱規程の総務大臣への届出を求める場合、利用者の情報の取扱いに関する企業の社内規程はセンシティブな情報であり、総務省において非常に高いレベ</p>	<p>情報取扱規程は、利用者情報の適正な取扱いに関する事業者の安全管理、委託先の監督等の実施方針、体制、方法等を定めるもので、事業者の社内規程そのものではありません。また、情報取扱規程における記載事項は、事業</p>	<p>無</p>

<p>ルの情報管理体制が新たに構築されるのでなければ、セキュリティ上の問題が生じることを懸念する。</p> <p>また、策定を求められる情報取扱規程の内容が、国際標準と齟齬を来たすものとなる場合、ビジネスに対して無意味な負担をもたらすこととなるとともに、行政による民間企業のガバナンスへの過剰な介入となることを懸念する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>者団体及び消費者団体等、関係者の意見も踏まえ、必要とされる事項を定めていく必要があると考えます。</p> <p>なお、総務省においては、サイバーセキュリティ基本法に基づく「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を参照し、セキュリティの確保に努めているものと承知しています。</p>	
<p>(2.1.5 情報の外部送信や収集に関連したリスク)</p> <p>ここで例として上げられているケースはそれぞれ重大な事案であることには疑いの余地が無いが、「電気通信事業」に関わる事案というより、個別企業のサイバーセキュリティ対策や個人情報の取り扱いに端を発する事案であり、「個人情報保護委員会」や「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」等の専門機関で取り扱う案件であると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>総務省において、従前より、電気通信事業に係るサイバーセキュリティ対策や個人情報保護について、NISC や個人情報保護委員会と連携しながら必要な取組を進めてきていると認識しています。</p> <p>インターネットを含めた電気通信サービスの利用者の不安に対する対応についても、インターネットを含めた電気通信事業を所掌する総務省において、関係事業者、事業者団体、関係府省等とも連携しながら取り組むべき課題であると認識しています。</p>	無
<p>(2.1.6 利用者による不安 (図 2-2、図 2-3))</p> <p>ここでの調査結果は、利用者の声を反映した貴重な情報であるが、2.1.5 同様、「個人情報保護委員会」や「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」にて取り扱う案件であると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>インターネットを含めた電気通信サービスの利用者の不安に対する対応についても、インターネットを含めた電気通信事業を所掌する総務省において、関係事業者、事業者団体、関係府省等とも連携しながら取り組むべき課題であると認識しています。</p>	無
<p>“情報漏えい等の防止によるユーザーのプライバシーの保護”、“自由な発信や知る権利の保障”、“言論環境の確保”、“健全な言論環境の確保（社会の分断の回避）”等につき、そのいずれも重要な「政策課題」であることに異論は無いが、これらを業種毎の基本的な事業要件や許認可要件を定める「業法」である「電気通信事業法」の下で取り扱うことが適当であるかは疑問である。また、前述の通り、「個人的法益」、「社会的法益」、「国家的法益」を「業法」である「電気通信事業法」が際限なく「保護」の対象とすることは、国家による国民や民間企業に対する権力の行使につながる恐れがあり、その言及については慎重を期すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>電気通信事業は、①憲法でも保護が規定される通信の秘密を含む大量の利用者に関する情報を取り扱うこと、②国民生活や社会経済活動の基盤としての役割が高まっておりデジタル社会において主導的な役割を担うことが期待されること、③要人に関する情報など国家的法益にかかわる情報も取り扱うこと、等の理由から、情報の漏えい・不適正な取扱い等によって「個人的法益」、「社会的法益」及び「国家的法益」の侵害につながりかねないという側面があります。</p>	無
<p>従前に述べたとおり、「個人的法益」、「国家的法益」、「社会的法益」、特に後者2つの「法益」に関しては、その定義もさることながら、国家がなし崩し的にその権限を広げ、行使するリ</p>		

<p>スクもあることから、慎重を期すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>今回の検討は、あくまでも信頼できる電気通信サービスの提供を確保するために必要とされる電気通信事業のガバナンスを確保するための必要最小限の規律について検討したものととなります。</p> <p>なお、信頼できる電気通信サービスの提供の確保は、官民共同規制の下で達成していくべき課題であり、今後も、事業者団体、消費者団体等のステークホルダーと連携してよく意見交換をしながら、事業者の実務や実態、利用者の利益等を踏まえた制度整備と運営が行われることが重要であると考えます。</p>	
<p>本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「行政手続法」（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する「命令等」については、30日以上意見募集期間が必要とされておりますが、本件は、それに該当するものではなく、任意の意見募集として実施したものです。</p>	無
<p>-----</p> <p>要旨（391文字）：</p> <p>本検討会の背景にあるリスク増大の認識、それに伴う利用者情報の安全確保の必要性には大いに賛同致します。しかし、それに対する対処を電気通信事業法の改正によって行うという方針には反対致します。現在の電気通信の主流はインターネットですが、そのインターネットはアメリカで誕生しました。インターネットの設計思想にはアメリカの文化や価値観が反映されており、日本の文化や価値観のもとで作られた電気通信事業法での規制には馴染みません。電気通信事業法を改正しても利用者情報の保護ができないばかりか、非効率さを増大させ日本のイノベーションを阻害します。インターネット上の諸問題に対処するためには、インターネットに適した法を新たに整備するとともに技術や教育など多角的に対処していくべきです。また、増大するリスクに対しては、電気通信事業者のみでなく、電気通信サービスの利用者を含めた社会全体に対処していくべきです。</p> <p>-----</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無



本検討会は、LINE 社の業務委託先における情報漏えいリスクの問題等を契機として検討が開始されたと理解しています。私自身、電気通信サービスの一利用者として利用者情報の安全を確保するという方向性については強く賛同いたします。しかし、その実現のために電気通信事業法を改正するという手段については反対致します。

インターネットはアメリカで誕生しました。それが日本に持ち込まれ、商用サービスが開始されたのが 1993 年であり、間もなく 30 年が経ちます。その間、国内の電気通信の主流は電話からインターネットに切り替わり、世界各国でもインターネットの利用が拡大しています。このようにアメリカで生まれ、世界中のあらゆる国で様々な文化・価値観をもつ人たちが利用しているインターネットに対して、どのような法規制をしていくのか、あるいは、どのように利用者情報の安全を確保していくのかを検討するには、文化的な視点が必要だと考えています。

#### ■ インターネットの文化

インターネットの前身である ARPANET は 1960 年代にアメリカの西海岸で誕生しました。ARPANET の誕生には当時の西海岸のヒッピー文化やカウンターカルチャー（中央の権威に対する対抗文化）が影響を及ぼしているとジョン・マルコフは指摘しており、さらに言えばその根底にある自由・平等といったアメリカの国家としての価値観や文化もインターネットに影響を及ぼしていると考えています。ヘルト・ホフステードらの研究によれば、アメリカは個人主義の文化だとされており、その背景には移民国家であり多様な人種・文化・価値観で構成される社会においては、「個」を尊重しつつオープンである必要があったとされています。このような個人主義的な社会では個の利益を追求していくことが集団としての利益につながるという考え方につながり、その考え方はアメリカの法制度やインターネットにも反映されていると考えています。

インターネットは世界中の通信事業者等で管理される自律分散ネットワークです。端末が発出したパケットは、世界の様々な組織が管理するネットワークをバケツリレーのように経由して宛先まで届けられます。端末は論理的にフラットであり、そこにヒエラルキーは存在しません。インターネットで使われる技術は、誰でも参加可能なオープンコミュニティで議論され標準化され、そこに唯一絶対の権威は存在しません。通信設備で使う機器やソフトウェアはそのオープンな仕様に基づき、水平分散された世界中のサプライヤーによって提供され

ます。インターネットでは網自体は信頼できないものと考え、SSL/TLS や SSH に代表されるように端末側で暗号化を行い通信のセキュリティを担保するのが一般的です。Tor 等のソフトウェアを使えば、さらに匿名性を高めることも可能です。通信の信頼確保も、端末側でパケットの消失を検出し再送要求することで担保します。インターネットの通信においては、複雑な機能は全て端末側で実装されており、網は単なる土管でしかありません。このように端末を主体とした思想は個を主体としたアメリカの文化が反映されているものと考えています。

#### ■ 電気通信事業法の背景にある日本の文化と価値観

日本には、聖徳太子の十七条憲法以来『和を以て貴しと為し』という文化が根付いています。このような人と人の結びつきが強い社会では、集団への忠誠心が強く要求され、その集団への忠誠を誓うかぎりはその集団から保護される構造になるとヘールト・ホフステードらの研究で明らかになっています。このように古くからの日本の文化に根ざした集団主義的な考え方は、本検討会の議論の方向性や電気通信事業法を含む日本の法体系や社会制度に深く浸透しており、国家がリスク管理を主導し、国民に安心・安全というサービスを提供して、社会全体として信頼性を確保するという電気通信事業法の思想にも反映されていると考えています。

現在の電気通信事業法は、1984年（昭和59年）に成立したものであり、固定電話・FAX等のサービスとその提供のために必要な電気通信インフラを主な規律対象として想定していました。当時の電気通信インフラは電電公社が中央集権的に管理をしていました。通信機器も電電公社が決めた仕様にもとづき垂直統合型のサプライチェーンで提供され、あらゆる意味で通信に対する権限と責任を持つことができました。また、通信の自由化後も通信事業に参入するのは自社で設備を構築・維持できる資金力をもつ大企業を想定されていたものと考えます。

#### ■ 電気通信事業法によるインターネット規制の限界

電気通信事業法創設時の思想は、インターネットとは対極にあるものです。集団主義と個人主義という国家の価値観、そこから派生する社会全体として安全を確保するという考え方と自立した個による安全管理、中央集権的な管理と自律分散による管理、垂直統合型のサプライチェーンとオープンな水平分散型サプライチェーン、など本質的思想が全く異なるもので

す。また、インターネットやクラウドの普及により、資金力のない個人レベルでも電気通信役務の提供ができるような時代になり、このままいけば届出事業者の数は膨大なものになることが予想されます。これらを総合的に鑑みれば、本質的な思想が異なる電気通信事業法をどのように改正してもインターネットで発生する諸問題に対処するには限界があります。このまま電気通信事業法を改正していても利用者の保護には限界があり、非効率な規制によりイノベーションを阻害することにもなると考えています。

インターネットにおける通信のセキュリティは端末での暗号化等で確保するのが一般的です。したがって、他人と他人の通信を媒介する届出電気通信事業者による通信の秘密の確保は実効性が低く必要性のないものと考えます。

ケンブリッジ・アナリティカ事件に代表されるような情報の外部送信問題についても、電気通信事業法による改正では実質的な効果は低いと考えています。その理由は二点あります。まず一点目としては、海外の事業者に対する域外適用の実効性が不透明なことです。二点目としては、法適用に時間がかかるということです。この問題の本質は、インターネット上のビジネスの多くが広告によって成り立っているということだと考えています。この本質的な問題を脇において、表面的な規制をおこなっても、すぐに別の方法が生まれてくるだけであり、いたちごっこが続くだけだと考えます。今日の環境変化の激しい時代においては、環境の変化に法が追いつけないという問題が顕在化してきており、本検討会の経緯をみても合意形成に時間のかかる法での問題解決が難しいのは明らかです。

このように実効性の低い法規制により、あたかも国民の通信の安心・安全が確保されているかのように装うのは利用者保護ではなく、むしろ利用者を危険にさらす行為です。本質的にインターネットと相容れない思想の電気通信事業法をどのように改正しても利用者の安全は確保できません。

#### ■ インターネットに則した法規制と利用者情報の安全確保

インターネットが主流になった今、インターネットに則した法を整備し、実効的な利用者の安全確保と企業のイノベーション促進の両立を図るべきと考えています。

時代にそぐわなくなった電気通信事業法は適用範囲を拡大するのではなく、むしろ縮小して国内に回線を設置する事業者などへの適用に限定するべきです。IP通信における通信の秘密の確保は端末側で実施するのを前提とし、通信事業者側で保護するべき範囲は限定するべきです。そのうえで、インターネット利用者のための一般法を創設するのがよいと考えます。

その法律はインターネットの設計思想や文化に基づき国際的な標準に合致したものにすべきです。インターネットにおいて、重要な情報が保存されるのは主に利用者の端末と Web サイト等の端末（三号事業者）であり、利用者保護という観点で規制をするのであれば三号事業者を規制するべきですが、その規制は必要最小限にするべきです。

何をもって国際標準、あるいは必要最小限とするかは本検討会でもガラパゴス論争がありましたが、明確な国際標準がない部分については、次の三つの理由によりアメリカの規制基準をベースとするべきです。第一にインターネットはアメリカで誕生したものであり、その設計思想や文化にはアメリカの価値観が強く反映されています。第二に現在、インターネットの市場を支配しているのはGAFAMをはじめとするアメリカ企業であり、アメリカの事業環境がその発展に寄与していると考えられます。第三にインターネットを一つの多民族環境ととらえ、その価値観やルールが今後どのように収斂していくのかを考えると、多民族国家であるアメリカの価値観やルールと似たものになる可能性が高いと考えています。

もし日本がアメリカの価値観に追従せず、日本の旧来の価値観を追求し続けるのであれば、最終的にはインターネットにおいて海外との間に境界を設け、そこで私たちが安全だと考える通信のみを許可するしかないと考えています。先日、ヤフージャパンが欧州の規律に対応するコスト負担を理由に欧州からの通信の遮断を発表しましたが、インターネットを利用する各国が自身の価値観をインターネット上の事業者に適用する域外適用を進めれば、インターネットは分断に進むと考えています。しかし、そのような結果は日本国民の利益にならないのではないのでしょうか。

インターネットにおける通信の安全は各端末自身で確保する自己防衛が原則となります。そのため、まずはインターネットの利用者自身が自己防衛の意識をもち、自らの情報を管理する必要があります。無料のサービスを使うにあたっては、それが自らの個人の情報と引き換えに提供されるものだと認識するべきです。そして、プライバシーに配慮した製品や技術を使うことです。そもそも不要な情報を送信しなければ、事業者側の安全管理体制によらず、自身の安全を確保できます。主要ブラウザでは、情報の外部送信を制限するサードパーティークッキーの廃止が一部で後れはあるものの着実に進んでいます。必要に応じてより匿名性の高い技術を使うこともできます。利用者側の意識が高まり、プライバシーを重視した選択がされれば、事業者側の対応も自然と進むこととなります。今日、法規制が環境変化のスピードに適応できないという問題が指摘される一方で、技術はそれを上回るスピードで進化しています。インターネットにおける問題解決については、法規制による解決よりも技術的解

<p>決の方がより迅速で効果的に解決できるケースが多いと考えています。</p> <p>先に述べたとおりインターネットで利用者の情報を保護するのに最も重要なのは端末です。しかるに端末側の技術（OS, ブラウザ, アプリ等）の大半は現状海外の事業者に支配されているのが実情です。インターネットで発生する諸問題を解決するにあたっての行政の役割は、技術開発を支援して問題を実効的に解決するための環境を整備し、利用者にはリスクを正確に伝え、利用者により安全な行動を促すことだと考えます。利用者の安全を確保する具体的方法としては、学校等での教育が重要だと考えています。</p> <p>日本の集団主義的思想にもとづく社会全体での安心・安全、あるいは信頼性を追求する法制度は、変化のスピードが緩やかであった 20 世紀後半までは日本の発展に寄与してきました。しかし、このような日本の文化に根ざした法制度は、アメリカの個人主義的な思想で作られたインターネットとは相容れません。</p> <p>また、21 世紀に入り環境変化のスピードは加速し続け、現代は VUCA という言葉で表されるような不確実性の高い時代になりました。このような環境の中で、電気通信サービスの停止や情報漏えいのリスクが高まっているのは事実です。しかし、このような時代背景によって生じるリスク対策を電気通信事業者のみに負わせ、電気通信サービスの利用者が安心・安全を享受するというモデルは歪みを生じさせます。イノベーションを阻害し日本の産業を衰退させ国民の生活水準を低下させるだけでなく、結局は利用者の保護もできません。VUCA に対するリスクには、電気通信事業者だけでなく電気通信サービスの利用者を含めた社会全体で対処していくべきです。社会全体として VUCA に適応していくことが国の発展、国民生活の向上につながると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>アダルトサイトに関する記載がないのはなぜなのか？</p> <p>20 ページの「インターネット利用で感じる不安の内容」のほとんどが、抜けるおかずをネットを探して、さまよっている時に起こる事である。</p> <p>であるからそういう事をしなかったら、ほとんど「インターネット利用で感じる不安」なんてないのである。</p> <p>つまりそのアンケートは信用できない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>記載内容は、出典の総務省「令和 2 年通信利用動向調査」によります。</p>	<p>無</p>
<p>モバイル市場に関してだが、競争性を高めるようなことを書かれていたが、モバイル事業に必須である電波の再配分についての記載がなかった。本当に競争性を高めたいのであれば、</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます</p>	<p>無</p>

<p>新規参入した企業(今回でいえば楽天モバイル)に電波を再配分し、他のモバイル会社と同じ土俵で競争させるべきだ。総務省が電波の再配分をせずに既存の企業を優遇しているようでは、モバイル市場の寡占は解消されず、競争は阻害されてしまう。即刻、電波の再配分をするべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>す。</p>	
<p>近時、発信者情報開示請求手続きにおいて、transix 事業者が、通信業務提供先の通信事業者名について、通信事業者の同意無しに開示しないというケースがあるように、通信の秘密の過剰適用というべき事案が見られる。</p> <p>本報告書は、保護について様々述べられているが、保護する情報と比較的緩やかな手続きで開示すべき情報を明確に区別して論じるべきであり、その点で、検討不足の感を否めない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>いくらなんでも近年の通信の質低下は酷いレベルではないでしょうか？</p> <p>あまりにもキャッシュバックや不当で不要なオプションな抱き合わせ販売、セット契約に胡坐をかいた放漫経営体質が染みつき、通信事業の本質である通信インフラの設備投資、設備維持コスト、それらに携わる人員をあまりにも軽視したツケで深刻な障害、ユーザーの利便性の著しい低下が常態化している。</p> <p>通信回線は、大規模災害及び戦災時の緊急情報を周知する「命を守る」インフラである。その重要性ゆえ維持する必要があるが、放漫経営体質でそれらの義務を放棄するのであれば不適正事業者から経営権を剥奪し適正ある事業を行える者に挿げ替える又は一時的な再国有化をも辞さない様な改革が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>全体を通して特段問題無いものになっているように思われた。</p> <p>しかし、幾点か意見を行っておきたいので、行っておく。(各項、1000 字内なので特段要約せず。)</p> <p>サイバーセキュリティのため、いい加減に、国は、電子メール役務を取り扱っている電気通信事業者に、TLS による SMTP 電子メールの保護 (TLSSMTPoverTLS、STATLS) を行わせるようにされたい (もちろんインターネット上他サーバと送信・受信されるもの双方について)。</p> <p>他のセキュリティ防御手段や署名などと併用が可能な TLS による SMTP 電子メールの保護</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

(TLSSMTPoverTLS、STATTLS)は悪い副作用がほぼ無く、導入するのに適切性が高いものであるが、行政手続等において電子メールの利用を拡大させようとしているのであれば、確実にこれは達成されるようにされたい。(なお、日本国内のみでもよいので、電気通信事業者が全て TLS による SMTP 電子メールの送信及び受信双方の保護に対応すると、色々な問題が解決し、公正になり、電子メールについてより頼れる通信・意思表示の手段になると考える。)

ISP や VNE においての各利用者ごとの SPI ファイアウォールの適用が行えるようにしていただきたい。(サーバ機能の外部への公開を行っていない利用者であればこれは問題無いはずである。またいくつかのポートについて穴を開けたものであればより問題は少なくなるはずである。もちろん、利用者が ISP ホームページ中のマイページなどで、スパムフィルタなどと同様にある程度の設定が行えるのが望ましいと思われるが。(ただ、おそらく、あまり機敏な変更の反映はしないようにしておく方が良いのではないかと思われる。また、設定については凝ったものでなくてよく、また凝ったものでない方が良いように思われる。)) (なお、SPI ファイアウォールが用いられていると、集団免疫的に C&C サーバを用いるような大規模 DDoS 攻撃を防ぎやすくなり(利用率が向上すると指数関数的に効いてくると思われる。)、また単純に防ぎやすくなるだけでなく、攻撃や指令の絞り込みが容易にもなるのではないかと思われる。これは特段に連携的な事は必要無く、また ISP 利用者への「誤爆」「巻き添え」の様な負の影響も非常に少ないはずだが(なので、その様な手段の必要を社会で訴える前に、まず SPI ファイアウォールを利用していくべきと考える。)、しかし多くの ISP や VNE 等が要所で行っていく事で非常に大きな効果をもたらすのではないかと考える。)(SPI ファイアウォールに限定しなくてもよいが、ISP や VNE の通信の端点や要所において、例えば事業者による VPS やクラウドのサービスのコンソールが提供しているような、ごく簡単なファイアウォール機能が ISP 利用者等により設定出来ると良いのではないかと考える。そのうち SPI フィルタについて、サーバを外部に公開する申請等をしていない利用者では基本として ON にしておく、多くのセキュリティ危機を未然に防ぐようになるのではないかと考える。)(なお、この様な措置を行っていないのに問題ある規制を行って国民・市民に不利益を与える事は、国にも事業者にも基本として免責は利かないのではないかと考える。問題なく行える簡単な措置について行っていないのに、それを行っていないために顕現する DDoS による問題への対応等を口実に無実の国民・市民に被害を与えるのは重過失(あるいは未必の故意)的であると考える。)(なお、技術的にはかなり容易と思われる。)

<p>DNS での名前解決を盗み見て、あるいは予測しての攻撃等を防ぐために ISP 等においても DNS について暗号化しての名前解決を行える手段を提供するようにし、また国内メーカーが販売しているルータ機器等でその様なプロトコル・手段が利用出来るようにしていただきたい。</p> <p>ISO27001 認証を取得している事業者は多いが、しかしその多くが ISO27001 で求められる事について違反を犯しつつ、かつ認証を行った機関について明らかにしていないので、セキュリティ・適切さについての羊頭狗肉状態が超大手事業者含めて至る所に存在している。この事について、法令や通知などで、法定の電気通信事業者やあるいは他資格を持つ事業者、あるいは公共事業などに関わる様な事業者には、ISO27001 認証取得を名乗るのであればその認証を行った機関について示させるようにしていただきたいと思う。そうすれば、電気通信について根幹的な部分（根幹的部分からこの様な問題を発生させているのである。）からの状況改善が見込めるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>SNS や動画サイトにて、一部勢力にとって都合の悪い情報（例：コロナワクチンのネガティブ情報等）が、軒並み削除、閉鎖されていることに触れていない。これは大きな問題であり、言論統制につながる状況である。看過すべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>